HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	『名公書判清明集』巻七　戸婚門　訳注稿
Author(s)	高橋, 芳郎
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 103, 41-185
Issue Date	2001-03-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33990
Type	departmental bulletin paper
File Information	103_PR41-185.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

『名公書判清明集』巻七 戸婚門 訳注稿

高橋芳郎

はしがき

本号には、巻七、戸婚門を訳出する。今年度の大学院の演習参加者は、藤井秀樹、宮崎聖明、神谷亜紀子、能野岳、今野寛之、林大介、朴学哲の諸氏である。

本書の巻七、戸婚門には、「立継」、「帰宗」、「検校」、「孤幼」、「孤寡」、「女受分」、「遺腹」、「義子」の標題のもとに三一条の書判が収められており、多くは家族関係、特に養子の選定や孤児、娘に関わるものである。そこで訳注の前に、中国の家族関係の中心をなす「宗」について若干の説明を行うことにする。

男系の血統を永遠に継続させること、これは中国人（漢族）にとってきわめて重要なことであった。この男系の血筋とその妻たちを総称して「同宗」ないし「宗族」「本宗」「本族」等と呼ぶ。男子を残さずに死亡することは、漢族

にとって恐怖に似た不幸を意味したように感じられる。なぜなら、死後の世界において生きるためには供養（文字通り衣食の供給）が必要であり、それを行いうるのは男系の子孫とその妻たち、すなわち宗族に限られていたからである。この供養がすなわち祖先祭祀であり、祭り祭られる関係の連鎖なくして人は十全な幸福が得られないと考えられていたのである。女性は、結婚し夫の宗に帰属することによって初めてこの祭り祭られる関係に加わることができた。

不幸にして実の息子を残せなかった者は、その者が既婚者である場合には生前に養子を立てることによって、あるいは夫死亡後に妻が養子を迎えることによって、あるいは夫妻死亡後に一族の者が死者に代わって嗣子を立てることによって、男系の血統を維持するという方法が採られた。既婚者だけでなく、死亡者が成年（一五、六歳以上）に達していた場合にも、多く立嗣がなされた。このように実子なきものに嗣子を立てることを「立嗣」「立継」と称し、また「過房」「乞養」「立後」とも言った。嗣子は原則として宗族内から選定されなければならず、できるだけ血縁の近い者、とりわけ兄弟の子がもっともよいと考えられていた。同時に養子は「昭穆相当」の者、つまり立嗣を必要とする夫妻から見て子供の世代に当たる者でなければならなかった。これに該当する者がいない場合、やむなく異姓で三歳以下の者を立てることを法律は許可していた。嗣子は夫妻生前の養子であれ死後のそれであれ、実子と全く同じ権利と義務があるというのが歴代の通則であった（後述のように宋代は異なる）。なお、養子となることを「出継」「為人後」等と言い、養子が離縁して生家に帰ることを「帰宗」と言った。また承継のための養子を「嗣子」と言い、恩養的な養子を「義子」「義男」と呼んで嗣子と区別していた。

ところで、宋代には夫妻の生前の養子や夫死亡後の妻による立嗣を「立継」と言ったが、実子または嗣子を残さずに、夫妻ともに死亡した場合、夫死亡後妻が改嫁した場合、成年男子が未婚のまま死亡した場合に、その父母兄弟や

一族の者による立嗣を「継絶」（絶えた者を継ぐ）と呼び、さらに継絶の中でも「戸絶」の家に立嗣することを特に「命継」（継ぐを命ずる）と言った。戸絶とは、一家内に男子もその妻もいない状態を言い、例えば祖母だけが残されていれば、祖母は祖父＝男子の妻であるから戸絶ではなく、娘達だけが残されていれば戸絶である。唐代及び明清代には原則として立継子も命継子も実子と同じく嗣父の家産を承継できたが、宋代においては立継（また継絶）であるか命継であるかは家産承継において大きな違いをもたらした。立継子は実子と同じく家産を承継できたが、命継子の家産承継は、女子がいる場合にはやや複雑な分配法が定められており、女子がいない場合でも家産の三分の一に限定されていた。これが宋代の他の王朝とは異なる特徴の第一である。

第二の特徴は、戸絶の財産の分配方法に現れている。戸絶の財産は残された女子がいれば、葬式の費用を除いて女子に与える（この場合女子とは既婚であるか未婚であるかを問わず実の娘すべてを意味する）、女子がいなければ近親者に与える、というのが歴代の通則であった。しかし宋代には、戸絶の財産の分配方法がめまぐるしく変化した。その変化は簡単に言えば、第一に女子を在室女（未婚者）、帰宗女（出戻り）、出嫁女（既婚者）に区別し各々の分配額に差を設ける、第二に女子への家産給付額に上限を設ける、第三に女子がいない場合は近親者に与えず官が没収する場合がある、という点にあった。

立嗣をめぐる問題は、単に祭り祭られる関係を維持するという中国人の観念世界の問題に限定されない。立嗣は、容易に想像されるように、家産の承継という現実的な問題と直接に連動する。そうした家産の承継をめぐる利害の対立が多くの紛争を惹起した。本書の巻七、戸婚門の多くは、そうした紛争に関わる書判である。

次ぎに、前号（『北海道大学文学部紀要』四八―三、二〇〇〇年）及び前々号（『北海道大学文学部紀要』四八―二、一九九九年）に、以下の誤りと補足すべき点があったので記しておきたい。

①前号四六頁注釈④の四行目、「抵当慮人」の「慮」字は、「虜」字の誤り。なお「机上の肉」は、前号では「容易く手に入れられるもの」との訳を当てたが、「自己の支配・コントロールの下に置いているもの」とより強い意味を与えるべきかもしれない。

②前号八六頁注釈④の『中国家族法の研究』は、『中国家族法の原理』の誤り。

③前号七一頁引用原文の最後の行に「照疏決免斷」とあるところの「疏決」は説明を要しよう。「疏決」とは、本来未決囚の審理促進や既決囚で未執行の者の処分促進のための審査を意味したが、やがて恩赦の意味が強まって、毎歳の酷暑、酷寒、天候不順の時などに囚人を審査し、謀殺・故殺などの重大な犯罪者を除き、その他の雑犯死罪は流罪に、流罪は徒罪に、徒罪は杖罪に減刑し、杖罪以下は釈放することを言う。例えば『宋史』巻二〇〇、刑法二、理宗の条を参照。

④前々号の「はしがき」に、先行する訳業を挙げたが、それ以外に、中央大学大学院・中国中世史特殊研究宋代班『名公書判清明集巻之九戸婚門婚嫁條譯註稿』（一九九五年）がある。この訳業の存在は畏友伊原弘氏のご教示によって知った。また入手についても氏を煩わせた。記して感謝したい。

凡例

一、訳注の底本には、中国社会科学院歴史研究所宋遼金元史研究室が点校を施した中華書局本（一九八七年）を用い、

中華書局本に附された校勘の注記もそのまま掲載しておく。校勘の注記に「上図校勘本」と言うのは、上海図書館所蔵の明刊本『名公書判清明集』に誰かの手によって朱墨で書き加えられた校勘の記述を指している。適切な呼称とは思われないが、本稿も混乱を避けるため当面この呼称を踏襲する。なお句読は筆者の考えで改めた箇所がある。

二、中華書局本と上海図書館所蔵明刊本の写真版との字句の異同、及び中華書局本の句読に対するやや大きな疑義・変更は訳文の後の「校勘」の項に記す。なお、本稿において「写真版」と言うのは右に述べた明刊本の写真版であり、「原文」と言うのは本稿に掲げた史料の原文という意味である。

三、各書判には巻ごとに便宜的に通し番号を振っておく。

四、訴状や契約書及び供述などの引用部分はすべて直接話法にして括弧（「　」）で示した。

立繼

㈠　生前抱養外姓、歿後難以搖動　　呉恕齋

諸無子孫、聽養同宗昭穆相當者、法也。邢林・邢柟爲親兄弟、邢林無子、邢柟雖有二子、不願立爲林後、乃於兄死之日、卽奉其母呉氏・嫂周氏命、立祖母蔡氏之姪爲林嗣、今日邢堅是也。夫養蔡之子、爲邢之後、固非法意、但當時既出於堅之祖母呉氏及其母周氏之本心、邢

柟又親命之、是自違法而立之、非堅之罪也。使邢柟宗族有知義者、以爲非法、力争於邢柟方立之時、則可、今欲轉移於既立八年之後、則不可。力争於呉氏・周氏未死之時、則可、今欲遣逐於呉氏・周氏方死之後、則不可。況八年之内、非特其祖母・其母鞠之愛之、並無間言、邢柟亦未嘗有詞、指邢堅之過。且堅爲邢氏子八年、三承重服、一旦因其祖母・其母繼亡、柟乃無故遽欲再立呉德孫爲堅之弟、是誠何心哉。其族當因邢柟之啓釁、乃以不應養異姓爲説、合詞以逐之、又果何見邪。且柟謂堅幼弱也、其祖母・其母命立於七歳、而不以爲幼弱、今十有四矣、反以爲幼弱、可乎。柟又以堅爲有過惡也、堅方十四、既謂幼弱、度不能免子弟之過耳。爲叔父者、正當教訓而維持之、何至無故而逐之乎。年未長、惡未著、破家蕩産、未有實迹、遽欲無故遣之、其祖母・其母生前已立八年之嗣、於理斷斷乎不可。憲・漕兩司一再剖斷、皆不直柟之詞、柟不自反、輒敢直指臺府官屬姓名、恣行誣詆、是必欲以私情而廢公法。逐一邢堅、使歸其本生、固無難者、但堅可逐也、使林無後、其祖母・其母能瞑目於九泉乎。柟非特不能撫其姪、實不知孝弟於其父母兄弟、以人心天理不可磨滅。竊詳邢柟既爲后族、合知理法、決不應恝然如此。其實有所激而然。蓋周耀者、邢堅之母舅、王燕喜者、邢堅之母婢、自呉氏・周氏亡後、堅既年幼、未解事、母舅與婢遂爲腹心、必不能導之以敬事叔父之禮。凡叔父所欲、又未必能順適之、釁端自此啓矣。且堅因柟攙立呉爲弟、亦嘗屢詞于官、稱其叔父有謀害占據之意、又稱其叔父有變易瞞昧之事。此皆非堅所當言者、然堅實不能自爲此言、必燕

喜鬬喋於内、周耀教唆於外、遂有此等犯上之詞。此柟所以怒、而且謂周耀與燕喜有姦濫偷捵之事矣。邢氏家業、邢氏尊長不得爲之主、反使外人主之、此柟之所甚忿也。今再三審問、據邢柟口覆及親書供稱、本無怒其姪之意、特不過以堅忘其命立之恩、聽信周耀・燕喜教唆、經縣妄訴、此其真情、在堅亦不能逃其罪。今當廳勸諭邢柟、盡釋宿憾、當撫其姪如子、戒飭邢堅、悉改前非、當敬事其叔如父。家業不可不檢校、周耀・燕喜不可不區處、以絶他日之争、以全天倫之義。周耀欲勘下杖八十、責狀再不得再干預邢堅家事。燕喜勒令日下議親嫁遣。所有家業、牒嘉興府、別委清强官〔一〕、喚集族長、從公檢校、作兩分、置籍印押。其邢堅合得一分、目下聽從邢柟爲之掌管、候其出幼、却以付之、仍不許將來破蕩典賣、庶幾叔姪復還其天、存歿各無所憾、其於風教、實非小補。

〔一〕清强官　「清」字缺筆書、據上圖校勘本補。

立継

(一)「生前抱養外姓、歿後難以搖動（生前に外姓を養っており、死後にその子の地位を変更し難い）」　　呉恕斎

「諸そ子孫がなければ、同宗の昭穆相当なる者を養うを許す①」というのが法である。邢林と邢柟は実の兄弟で、邢林に息子はなく、邢柟には二人の息子がいるが、林の嗣子にしようとはせず、兄が死んだ日に、その母呉氏と兄嫁周氏

の意向に従って、祖母蔡氏の姪を立てて林の嗣子とした。現在の邢堅がこれである。蔡姓の子を養って邢姓の嗣子とすることは、もとより法意ではないが、但し当時堅の祖母呉氏及びその母周氏の本心から出たもので、邢柟もまた嗣子となるよう自ら命じているからには、法に違って堅を立てたのは堅の罪ではない。もし邢柟の一族に義を知る者がおり、これは違法だと考えて邢柟が堅を立てようとした時に強硬に争うというのであれば、それは許されることだが、今立嗣して八年たった後に嗣子を取り替えようとするのは許されないことである。呉氏・周氏が生きている時に強く争うのなら許されるが、今呉氏・周氏が死んだ後に嗣子を追い出そうとするのは許されないことである。まして八年の内に、その祖母その母がこれを育てこれを愛して全く諍いがなかっただけでなく、邢柟もまたこれまで訴状を出して邢堅の過ちを指摘したことはなかったのである。その上堅は邢氏の子となって八年間に、三度喪に服しているが、一旦その祖母その母が相次いで亡くなったことによって、柟が正当な理由もなくにわかに呉徳孫を立てて堅の弟としようとしたのは、これは一体どんな魂胆なのか。邢の一族は邢柟が争いを起こしたに際して、異姓を立てるべきではないと言い立て、連名で訴え堅を追い出そうとしたが、これまた一体何という了見であるか。さらに柟は「堅は幼弱です」と言っているが、その祖母その母が命じて七歳の時に嗣子としたのに、その時は幼弱だとは言わずに、今十四歳になってから、逆に幼弱だと言うのは許されないことである。柟はまた堅に過失があるとしているが、堅はやっと十四歳になったばかりであり、「幼弱だ」と言っている以上、子弟としての過ちなきを免れることはできないと思われる。叔父たる者はまさに教訓してこれを支えてやるべきであって、正当な理由もなくこれを追い出すとは何事であるか。年齢はまだ若く、悪事も顕著ではなく、家産を使い果たしたというのも事実ではなく、にわかに理由もなく追い出すことは、その祖母その母が生前に立てて八年を経た嗣子であるからには、道理において断固として許されないこ

とである。

提点刑獄司、転運司の両司が一再判決し、皆柟の訴えを不当としたが、柟は反省することなく、妄りにあえて路の官員の姓名を直接名指しし、恣に誹ったが、これは必ず私情でもって公法を廃せんとするものである。邢堅を追い出し、その生家に返させることはもとより難しいことではない。ただ堅は追い出せても、林に嗣子がいなければ、その祖母その母はあの世で瞑目できないではないか。柟はその姪を養育できないだけでなく、よいか、自分の父母に孝、兄弟に悌たることは、人心・天理からして磨滅できないものではないか。

調査によれば、邢柟は后族②であるからには、道理と法律を弁えるべきで、決して平然とこんなことをするべきではないが、実際には（柟が）激昂するところがあってこうなったのである。というのは、周耀なる者は邢堅の母舅（母の兄弟）で、王燕喜なるものは邢堅の母の婢女であり、呉氏・周氏が死亡後、堅は年が幼く物事を理解していなかったので、母舅と婢女は遂に堅が信頼を寄せる者となったのであるが、彼らはきっと叔父に敬事するという礼を堅に教えることができなかったに違いない。およそ叔父の欲するところがあっても、必ずしも（堅は）その意向に添うことができず、仲違いはこれによって始まったのである。その上堅は柟が呉徳孫を立てて弟としたことから、かつてしばしば官に訴状を出し、「私の叔父は私を陥れ家産を占拠しようとしています」と称し、また「私の叔父は財産をかすめ取り誤魔化しをしています」と称した。これはみな堅が言うべきことではない。しかし堅は実際は自分からこうしたことを言うことはできないはずであって、きっと燕喜が内で騒ぎ立て、周耀が外で教唆し、遂にこうした上を犯す言葉が出てきたのに違いない。これが柟が怒り、かつ「周耀と燕喜は悪巧みをし財産を盗み取っています」と言う所以である。邢氏の家業は、邢氏の尊長がそれを取り仕切ることができず、逆に邢氏以外の者が取り仕切っており、これ

が柟の甚だ怒るところなのである。

今、再三詳しく尋問したところ、邢柟の口頭による供述及び親書の供述書によれば、「もとより姪を怒る気持ちはありません、ただ堅が嗣子にしてやった恩を忘れ、周耀・燕喜の教唆を信じて県に妄りに訴えたこと（を怒っている）にすぎません」と言っている。これが柟の真情であって、堅の側でもその罪を逃れることはできない。

今、官の面前で邢柟に諭し、宿怨をすべて捨て、わが子のごとくその姪を養育させ、邢堅を戒めて、尽く前非を改め、実の父のように叔父に敬い事えさせることとする。家業は検校③しないわけにはゆかず、周耀・燕喜は処罰して将来の争いを絶ち、（叔父と姪の）天倫の義を全うさせないわけにはゆかない。周耀は杖八十とし、誓約書を取って二度と邢堅の家の事柄に関与してはならない。燕喜は強制して直ちに縁組みをし嫁に出させる。堅の家のあらゆる家業は嘉興府④に牒文を送り、別に清廉辣腕な官に委ねて、族長を呼び集め、公平に検校し、二つに分けて帳簿に書き付け官印を押しておく。邢堅はその半分を手にすべきであり、当面は邢柟の管理に任せ、成年になったらこれを給付するが、なお将来にも破産させたり典売することは許さない。こうすれば叔父と姪が天倫を回復し、生けるも死せるも各々憾むところなく、世間の教化において実に大きな効果をもたらすであろう。

【校勘】

①原文二十五行目、「再不得再干預……」の初出の「再」字は衍字であろう。

②原文二十六行目、中華書局本は「牒嘉興府別委清強官」とするが、原文のように改めた。

③原文二十六行目、中華書局本は「作両分置籍印押」とするが、原文のように改めた。

【注釈】

①こうした規定は唐の戸令から認められ、以後各王朝に置かれている。詳しくは滋賀秀三『中国家族法の原理』第三章、三一一頁以下、参照。

②『宋史』巻二四三「后妃下」によれば、高宗に憲節邢皇后がおり、邢柟はあるいはその後裔か。

③原文「検校」とは、狭義には「調べ上げる」ことだが、派生して、子供が成年に達するまで、あるいは正当な承継者が現れるまでといったケースでの「公権力による財産の調査と監視」を意味する。詳しくは、加藤繁「宋代の検校庫について」（一九二六年原載、同氏『支那経済史考證』一九六四年第三版、東洋文庫、所収）及び仁井田陞『支那身分法史』（一九四二年、東方文化学院）第七章第二節「未成年者後見」、参照。

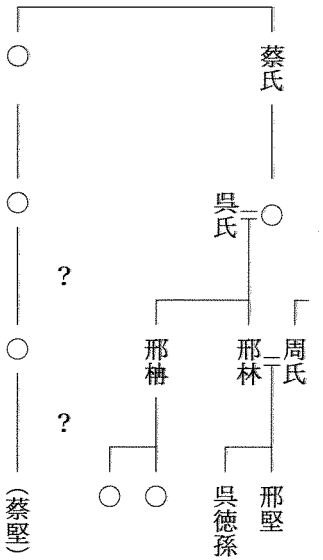
④「嘉興府」は両浙西路に属す府で、臨安府の北東部に隣接する。

【補説】

堅は「祖母蔡氏之姪」と記されているが、それではあまりに年齢が若すぎると思われる。おそらく堅は蔡氏の姪孫か姪曾孫であり、それを単に「姪」と表現しているのであろう。

本条の関係図は以下の通り。

周耀
（燕喜）



(二)　兄弟一貧一富、拈鬮立嗣

呉恕齋

葉秀發無子、本縣援經據法、謂孫與呉皆異姓、不應立、只當於同宗昭穆相當者求之、可謂名正言順。若論昭穆相當、則容之・詠之皆秀發堂弟、而容之子慧孫・詠之子寄孫皆可立也。今乃各以其子争欲立爲秀發後、容之謂已立慧孫三年、詠之亦謂已立寄孫三年。但其親兄瑞之亦無後、容之謂寄孫係已立爲瑞之之子、詠之亦謂慧孫係已立爲瑞之之子。二説交馳、争欲以其子爲秀發後、而不願爲瑞之後。及詳其母孫氏供、初不曾經官除附、則是所立本無定議、明

矣。大義所在、親兄瑞之之無後、重於堂兄秀發之無後、舍親就疏、此其意爲義乎、爲利乎。蓋秀發生理頗裕、瑞之家道侵微、容之・詠之徇利忘義、遂鬩于牆而不顧、訟于官而不耻、甚至誣其母以偏受〔二〕、人情至此大不美。官司若不早與平心區處、非特瑞之・秀發身後俱失所託、而容・詠手足之義、參商益深、甚非所以慰母心而厚風俗也。欲喚上容之・詠之、當廳以慧・寄二名焚香拈鬮、斷之以天、以一人爲瑞之嗣、以一人爲秀發嗣、庶幾人謀自息、天理自明、存亡繼絶、安老懷少、生死皆可無憾。

〔一〕誣其母以偏受　「受」、疑作「愛」。

(二)「兄弟一貧一富、拈鬮立嗣（兄弟の一人が貧しく一人が豊かであれば、くじ引きして立嗣する）」　呉恕斎

葉秀発に息子がなく、管轄の県では経書を引用し法律に依拠し、「孫と呉は皆異姓であり、立嗣すべきではない。ただに同宗の昭穆相当なる者から嗣子を求めれば、名義は正しく道理も通じる①と言うべきである」と言っている。もし昭穆相当を問題にすれば、容之・詠之は皆秀発の堂弟（いとこ）であり、容之の息子彗孫と詠之の息子寄孫はどちらも立てることができる。今しかるに各々自分の子を秀発の嗣子に立てようと争い、容之は「既に彗孫を立嗣して三年になります」と言い、詠之はまた「既に寄孫を立嗣して三年になります」と言っている。但し彼らの実の兄瑞之もまた嗣子がなく、容之は「寄孫は既に立嗣して瑞之の子となっています」と言い、詠之もまた「彗孫は既に立嗣して瑞之の子となっ

ています」と言っている。二人の言い分は互いに背馳し、争って自分の子を秀発の嗣子にしようとしてはいるが、瑞之の嗣子にしようとはしていない。彼らの母親孫氏の供述を調べてみると、これまで全く戸籍の登録替えをしておらず、そうであるからには立嗣については本もと一族内に定まった議論がなかったことが明らかである。大義のあるところからすれば、実の兄瑞之に嗣子がいないということは、堂兄（いとこ）の秀発に嗣子がいないということより重いのであり、近親を捨てて疏族につくというのは、その意図は義のためなのか、利のためなのか。思うに、秀発は生活がきわめて豊かで、瑞之の家は家計が貧しく、容之・詠之は利に従って義を忘れ、遂には兄弟で争っても反省せず、官に訴えても恥じることなく、さらには母親を「（瑞之を）偏愛している」と誣告するまでに至っている。人の情はこうまでなると全く醜いものである。官司がもし速やかに公平な処置をとらなければ、ただに瑞之・秀発の死後に共に後を託す者を失うだけでなく、容之・詠之の兄弟も、仲違いが益々深くなってしまい②、母親の心を慰め世俗を教化することにはならない。

容之・詠之を召喚し、官の面前で彗孫・寄孫二名で香を焚いてくじ引きし、天の判断に任せて、一人を瑞之の嗣子とし、一人を秀発の嗣子とせよ。そうすれば人の計謀は自ずと終息し、天理は自ずと明らかとなり、息子なく死んだ者に嗣子を立て③、老人を安んじ若者を慈しみ、生けるも死せるも皆憾みがなくなるであろう。

【注釈】

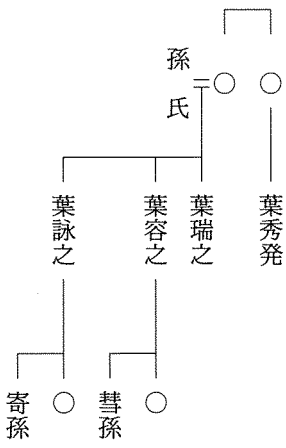
①原文は「名正言順」。『論語』巻七「子路第十三」に、「子曰、……名不正則言不順、……」とあるに拠る。言行に十分な道理があることを言う。

②原文は「参商益深」。参と商はともに星の名で、天球の対極に位置し同時には現れないことから、兄弟の仲が悪いことに喩える。『春秋左氏伝』昭公元年に次のようにある。

子産曰、昔高辛氏有二子、伯曰閼伯、季曰実沈、居于曠林、不相能也。日尋干戈以相征討、后帝不臧、遷閼伯于商邱、主辰、商人是因、故辰為商星。遷実沈于大夏、主参、唐人是因、以服事夏商、……故参為晋星。

③原文は「存亡継絶」。『春秋穀梁伝』僖公十七年に、「桓公嘗有継絶存亡之功、故君子為之諱也」とあり、断絶した者に嗣子を立て命脈を継続させることを言う。

本条の関係図は以下の通り。



(三)　呉従周等訴呉平甫索銭

吳恕齋

凡立繼之事、出於尊長本心・房長公議、不得已而爲人後可也。今儒其衣冠、乃欲争立於官司已斷之後、爲義乎、爲利乎。但呉從周・呉文甫亦狀訴、呉平甫嘗有親書許錢文約、是官司當廳焚香拈立、後來自相義遜、盡出於公、呉平甫者、又何必許人錢物。引監所訴三項錢、撥入軍學、添助修造。

(三)　「呉従周等訴呉平甫索銭（呉従周等が呉平甫が銭を取り立てていると訴える）」

吳恕斎

およそ立継のことは、尊長の本心・房長の衆議から出て、①やむを得ずして人の嗣子とするのであれば、それでよいのである。今（呉平甫が）儒者の冠と衣を身につけていながら、官司が既に判決した後で立嗣について争おうとしているは、義のためか、利のためか。但し呉従周・呉文甫もまた訴状を出し、「呉平甫にはかつて親書した金銭受領の証文②があります」と言っており、ということは、官司が官の面前で香を焚いてくじ引きをし、その後に自主的に互いに譲り合い、すべてが公平に行われたということであって、呉平甫なる者はもう一度どうして人の銭物を取る必要があるというのか。拘束して訴えているところの三項目の銭を取り立て、軍学③に入れ、修理の足しにせよ。

【校勘】

原文三行目、中華書局本は「……焚香拈立後来、」とするが、「後来」が句末に来る用例は見当たらず、よって原文のように改めた。

【注釈】

①原文「尊長」とは、一族内の世代と年齢が上の者、「房長」とは、一家内の各々の夫婦が占有する部屋＝「房」の主という意味である。但し「房長」と言う場合、「族長」と同じく一族の各枝派の長老という意味を持つこともある。ここは後者であろう。

②原文「許銭文約」。後にも「許人銭物」と出てくる「許」の字は未詳だが、標題に「索銭」とあって、「索」と同じ意味を持つと考えてよいように思う。あるいは音通で「需」字と通用されているか。

③「軍学」とは、府・州とならぶ軍という行政区画にある学校を言う。

【補説】

本条は具体的な争いの情況が不明である。後継者争いが官によるくじ引きで決着し、その際、争う者同士で銭のやり取りが行われたもののようである。呉平甫は一旦銭を受領しながら、決着の後にさらに銭の取り立てを要求しているかに見える。

(四)　探闘立嗣

呉恕齋

蔡氏立嗣・斫木之訴、雖曰二事、實則相因、只緣立嗣未定、遂致斫木有争。照得、蔡氏有四大位、第三輅院位二子、長曰汝加、生梓、幼曰汝勵、生杞。梓・杞俱亡、各有女贅婿而無子、不曾命繼。楊夢登・李必勝、梓之婿也。趙必忸、杞之婿也。近因夢登奉其妻父生母范氏之命、就本位山内斫伐柴木、於諸位本不相干、而諸位子弟羣然將夢登等行打、其意蓋謂蔡氏之木、不應楊氏伐之、兼范氏乃汝加之婢、尤非諸蔡所心服者。今范氏乃曰、只欲依二孫婿以養老身、不願爲杞・梓立後。婦人女子、安識理法。范氏自謀得矣、如蔡氏無後何。今若不爲杞・梓命繼、則諸蔡紛紛、必不止今日伐木之争而已。已伐之木、乃范氏命之樵採、委係本位所可自伐者、鬬毆亦無深傷、此事姑置勿論。但命繼一事、所合區處、以綿一位嗣續之脈、以絶諸位睥睨之争。尊長蔡棫等合詞推擇、以第一位楷之子燁爲杞後、極爲允當、而第四位棟者、乃欲以己子炤争立、全無道理、已見于王主簿所擬。然亦有區處未盡者、既爲杞立嗣、又豈可使梓無後。梓位二婿、事力稍分、杞位一婿、生理稍足、故又皆願爲杞之後、而不爲梓之後也。以蔡氏所畫宗枝圖觀之、四位中惟楷有三子、棟亦有三子、可以出繼。今欲帖縣、將楷之子燁・忸之子炤當官拈鬮、以一爲梓之子、以一爲杞之子。命立既立、所有兩分家業田地山林、仍請本縣委官從公均分、庶幾斷之以天、而無貧富不公之嫌。合以一半與所立之子、以一半與所贅

之婿。女乃其所親出、婿又贅居年深、稽之條令、皆合均分。范氏年老無依、亦深可念、仰所立之子如法供養、仍衆存些小、以爲范氏他日送老之計、庶幾死生皆安、爭訟可息。

呉恕斎

(四)「探鬮立嗣（くじ引きで立嗣する）」

蔡氏の嗣子を立てることと木を切ったことの訴えは、二つの事ではあるが実は互いに関係し、ただ立嗣が未定であることから遂に木を切って争うに至ったのである。

当面次のことが判明している。蔡氏には四大位（けいとう）があり、第三位の輅院①の二子は、長男は汝加と言い、梓を生み、次男は汝勵と言い、杞を生んだ。梓と杞が共に亡くなり、各々娘の贅婿がいるが息子はおらず、これまで命継はしていない。楊夢登・李必勝は梓の娘婿である。趙必恂は杞の娘婿である。近頃夢登が妻の父の生母范氏の指示を受けて、妻家の山で柴木を切ったが、諸位にとってはもとより関わりのない事であるにもかかわらず、諸位の子弟が群を為して夢登等を殴打した。その意図はおそらく蔡氏の木は楊氏が切るべきではないという点にあり、加えて范氏はすなわち汝加の婢女で、とりわけ蔡氏一族が心服するところではない者だからである。今范氏は「ただ二人の孫の婿を頼って老後を過ごしたく、杞・梓のために嗣子を立てようとは願っておりません」と言っている。婦人・女子はなんで道理・法律を知っていようか。范氏は自分の老後はそう考えても、蔡氏に嗣子がいないことはどうするつもりか。今もし杞・梓のために命継しなかったら、蔡氏一族は紛々として争い、必ずや現在の木を切ったという争いだけでは収ま

らないであろう。既に切った木については、范氏がこれを伐採するよう命じ、実際かの家の切るべき者が切ったのであり、殴打もまた深い傷ではなかったので、このことはしばらく問題としないこととする。

但し、命継の一事は処理しなければならず、それによって一位の命脈を保ち、諸位の睨み合いの争いを絶たねばならない。尊長の蔡椅等が連名の訴状で第一位の楷の子燁を杞の嗣子として推薦しており、これはきわめて妥当であるけれども、第四位の棟は、自分の息子の炤を対抗して立てようとしているが、これは全く道理がなく、その点は既に王主簿の判決原案に見えている。しかしまだ処理しきっていないことがある。杞のために嗣子を立てながら、どうして梓に嗣子がいなくてよいことがあろうか。梓の二人の婿は財力がやや劣り、杞の一人の婿は生活がやや不足なく、それ故に皆杞の嗣子になろうと願い、梓の嗣子になろうとはしないのである。蔡氏が書いた宗枝図(かけいず)でこれを見ると、四位の中でただ楷に三人の息子がおり、棟にもまた三人の息子がいて、他家の養子となることができる。

今県に帖文を出し、楷の子燁、棟の子炤に官の面前でくじ引きさせ、一人を梓の子とし、一人を杞の子とせよ。立嗣が終われば、あらゆる両家の家業・田地・山林は、管轄の県が官に委ねて公平に均分してもらいたい。そうすれば天理によってこの問題を断じ、貧富不公の問題はなくなろう。家産の半分を嗣子に与え、半分は贅婿に与える。娘は実の娘であり、婿もまた贅婿となって長年経っており、これを条令で考えれば②皆均分すべきである。范氏が年老いて息子がいないことは、また深く思いやるべきであって、立嗣した子に法のごとく奉養させ、些少の財産を分割せずに残し、范氏の将来の葬式の費用とする。こうすれば死せるも生けるも皆安んじ、争いは止むであろう。

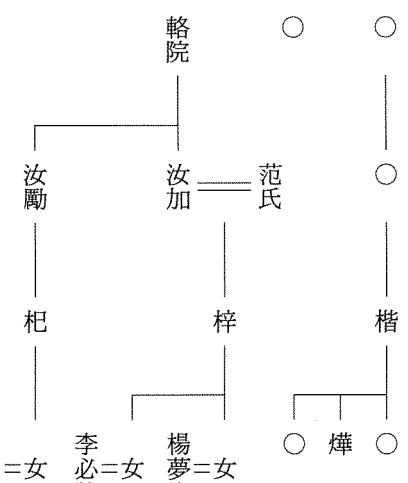
【注釈】

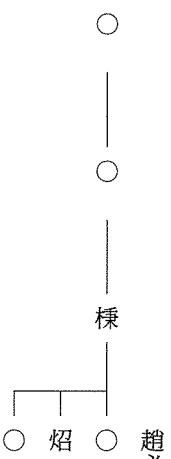
①原文「轄院」とは、車轄院所属の官「監車轄院」または「監車轄院門官」の略称。車轄院は太僕寺に属し、天子の車駕と行列を管理した。『宋史』巻一六四、職官四「太僕寺」に、次のように記す。

車轄院掌乗輿法物。凡大駕・法駕・小駕・供輦轄及奉引属車、辨其名数与陳列先後之序。

②この条例は贅婿ないし娘と命継子とが均分するという内容のものであったはずであるが、具体的な条文は未詳。なお、贅婿に対する家産の付与については、川村康「宋代贅壻小考」（『柳田節子先生古稀記念　中国の伝統社会と家族』（汲古書院、一九九三年、所収）、参照。

本条の関係図は以下の通り。





(五)　先立已定、不當以孽子易之

陽夢龍繼八二秀、祖命也、陽攀鱗繼八五秀、父之命與祖母之命也、亦既歷年多矣、親書遺囑、經官給據、班班可考、質之房長、並無異詞。其叔鋭一旦欲遂之、而立其孽子、何其忍也。借曰二姪跌蕩、不無子弟之過、爲叔父者正當哀矜之、教訓之、否則以家法警戒之可也。何至盡廢其父兄之治命、悉爲之紛更邪。此無他、私意一萌、知有庶子、則不知有兄之子矣。知縣所判、司戸所擬、極爲切中、人心天理、誰獨無之。當職兩年于茲、凡骨肉親戚之訟、每以道理訓諭、雖小夫賤隷、莫不悔悟、各還其天。且久無同姓之訟、太守方爲之喜。陽鋭身以儒名、尚有此訟、殊駭旁觀。所宜挽回和氣、毋致悖理法而戕骨肉、費貲財而肥吏胥。八二秀産業合付之夢龍、八五秀産業合付之攀鱗。牒縣並照已斷行、所是戊孫・保福重給執照、此乃官司所

以誤陽鋭者也、並追索毀抹附案。夢龍・攀鱗既歸、仰請集宗族親戚、卑辭盡禮、拜謝祖母・祖父、遵依教訓、以堅悔過自新之意。若再有遊蕩不肖實跡、自招愆尤、定行追究、坐以不孝之罪。後悔無及。

(五)「先立已定、不当以孽子易之（先に立嗣した者が既に定まっているからには、庶子に変えてはならない）」

陽夢龍が八二秀を継いだのは、祖父の意向によったのであり、陽攀鱗が八五秀を継いだのは、父と祖母の意向によったのであって、既に（立嗣してから）長い年月が経過しており、親書の遺言と官給の証明書は明白に参考とでき、この件を房長に問い質しても全く異論はなかった。

彼らの叔父の鋭は突如としてこれを追い出し、自分の妾腹の子を立てようとしたが、どうして甘んじて受け入れられようか。口実として「二人の姪は放蕩者で、子弟たるの道を外れています」と言っているが、叔父たる者は当然彼らを憐れみ慈しみ、彼らを教訓すべきであり、そうでなければ家法で彼らを訓戒すればいいのである。どうして父や兄の遺言①を尽く廃し、嗣子変更のごたごたを起こすことになったのであるか。これは外でもない、独りよがりの考えが一度兆すや、自分に妾腹の子があることだけを考えて、兄の嗣子がいることなど全く考慮しなかったからなのである。

知県の判決、司戸参軍②の判決原案は極めて適切で、人心・天理は誰もが持っているものである。私は二年間ここで

勤務しているが、およそ肉親・親戚の争いに対しては、常に道理で訓戒説諭しており、小人や賤隷でも悔い改めない者はなく、皆本来のあるべき状態に戻っている。ここしばらく同姓が争う訴訟がなく、知州たる私はこれを喜ばしく思っていた。陽鋭は自分で儒者と名乗りながらこうした訴訟を起こし、殊に周囲の者を驚愕させている。一族の仲睦まじさを取り戻すべきであって、道理と法律に悖って肉親を傷つけ、資財を費やして胥吏を肥え太らせることをすべきではない。

八二秀の家産は夢龍に給付すべきであり、八五秀の家産は攀鱗に給付すべきである。県に牒文を送り、すべて先の判決通りに処置し、問題の戊孫と保福に改めて給付した証明書は、官司が陽鋭の主張に従い誤って出したものであるから、すべて取り戻して無効の印を付け一件書類に入れておけ。夢龍と攀鱗が元通り嗣子となったからには、二人に命じて宗族・親戚に集まってもらい、丁重な言葉で礼を尽くし、祖母・祖父に拝謝し、教訓を遵守し、それでもって過ちを改め新たに更生するという気持ちを堅くせよ。もし再び放蕩不肖の実跡があり、自ら過ちを引き起こしたとあらば、必ず追求し、不孝の罪③に当てる。後悔しても遅いぞ。

【注釈】

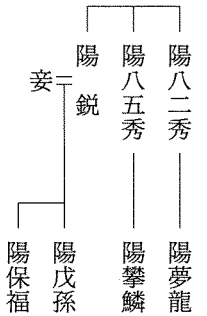
①原文「治命」とは、生前に意識明瞭であった時になされた遺言を言う。

②原文「司戸参軍」とは、州の属僚で、戸籍、賦税、倉庫、婚嫁など財政や民政を担当する。

③「不孝」の罪は十悪に数えられる大罪である。詳しくは、滋賀秀三氏訳注『訳注日本律令　五　唐律疏議訳注篇一』（東京堂出版、一九七九年）四七頁以下、参照。養子に養親に対する不孝の罪があり、近親尊長によってその事実が

証明された場合、養子は離縁・帰宗させられた。詳しくは、川村康「宋代における養子法（下）―判語を主たる史料として―」（『早稲田法学』六四―二、一九八九年）第二章第三節、参照。

本条の関係図は以下の通り。



(六) 不當立僕之子

黄以安不幸早世、無子。雷煥爲之叔、以寧爲之兄、所當哀矜惻怛、狥公協心、爲之立繼、使嗣真得所托、家業可保勿替、此父兄之責也。今以寧不告其叔、自此繼立、爲是雷煥力詆其

姪、深以所立爲非。蓋叔姪素有間隙、各有所爲而爲之、其實非真爲亡者計。誅心而論、源頭既不正當、宜其紛紛。事既到官、只當以理法處斷。詳史權縣四不可之判、據法甚明、若事實果合法意、則雷煥爲名教罪人、當無所容喙矣。但阿袁如果非所生、而謂出于生母之命、曹老如果非姓黄、而欲立爲黄氏之子、則是雖有此法、實無此事、何以絶雷煥之詞。況曹老父子如果姓徐、又素爲黄氏僕、履雖鮮、不可加于枕、名分所在、百世不易。以寧亦何忍以僕之子爲弟之子、非特辱其弟、辱其叔、亦自辱其身、而上辱祖先矣。堂堂大族、豈無昭穆相當之人。偏詞雖未可信、但立繼之時、不使其叔與聞、亦有可疑。合追阿袁・阿湯與曹老父子出官供對、及會問黄氏諸尊長、要見阿袁是不是生母、曹老是不是姓徐、阿湯是不是情願命繼、則曲直可以立判。但追人赴軍、恐成淹延。新知縣儘自聰明、牌押下縣、着實追對、從公結絶、申。萬一曹老不當立、雷煥有子無孫、亦無可立之人、請知縣再請宗族親戚識道理者、合謀選立、以盡存亡繼絶之義。郡守職在宣化、每欲以道理開導人心、閭閻小人、無不翻然悔悟、近來親戚骨肉之訟、十減七八。黄亦儒家、雷煥又號白眉。縱以寧所爲有未盡善處、當教訓包涵之、毋懷忿疾、但使以安有後、則爲叔之道得矣。以寧亦當遵從親叔教訓、毋爲異議所惑、各全倫理。此太守之重望。

(六)「不当立僕之子（奴僕の子を立嗣してはならない）」

黄以安は不幸にも若くして死に、息子がいなかった。雷煥は（以安の）叔父で、以寧は（以安の）兄であり、当然憐れみ悲しみ、公に従い心を合わせ、彼のために嗣子を立て、嗣子に真に依託するところを得させ、家業を変わることなく保全させてやるべきであって、これは父兄たるものの責務である。現在以寧は叔父に告げずに自分一人で嗣子を立てたが、そのため雷煥はその姪（おい）を極力誹り、立嗣は全く不当だと主張している。恐らく叔父と姪（おい）には平素から間隙があり、各自意図するところがあってそうしているのであって、実際には心から死者のためを思っての行いではない。動機を糺して論じれば、出発点からして正当性がない以上、かくも紛糾するのは無理からぬことである。

事件が官に到ったからには、ただに道理と法律で処断するだけである。史権知県①の四点にわたって不可とする判決を検討してみると、甚だ明確に法律に依拠したもので、もし事態が本当に法意に合致しているならば、雷煥は名教の罪人であって、当然口出しするところはない。ただ阿袁がもし本当に（曹老を）生んだのではなく、「（以安の）生母（阿湯）の意向に従ったのです」と言うのであれば、そして曹老がもし本当に黄の姓でなく、立てて黄氏の子としようとしたのであれば、これは知県が依拠したような法律があるとはいえ、実際には知県が言うような事実がないのであるから、どうして雷煥の訴えを絶つことができようか。ましてや曹老父子が本当に徐という姓であり、また元々黄氏の奴僕であるとすれば、履き物は新しくとも枕に加えることはできないと言うように②、名分の所在は百世を経ても変更できないものである。（以寧が）奴僕の子を弟の子とすることは、ただにその弟を辱めその叔父を辱めるのみならず、また自らその身を辱め、上は祖先を辱めることになるのであって、以寧としてもどうしてそれに甘んじられようか。

堂々たる大族に、昭穆相当の人がいないはずはないではないか。（雷煥の）一方的な言い分は信じるわけにはゆかないが、ただ立継の時に（以寧が）叔父の耳に入れなかった点は疑問がある。

阿袁・阿湯と曹老父子を官に召喚して供述させ、さらに黄氏の尊長達を一堂に会して質問すれば、阿袁が生母であるかないか、曹老が徐という姓かどうか、阿湯が命継を願ったのかどうかがきっと判明し、そうすれば曲直は直ちに判定できよう。ただ関係者を軍にまで呼び出せば、おそらくは解決までに長く時間がかかろう。新知県は極めて聡明であるので、牌文③を県に下し、着実に召喚して供述させ、公平に決着をつけて上申させよ。万一曹老は立嗣すべきではなく、雷煥に子はいるが孫がおらず、また立嗣すべき人がいないのであれば、知県は再度宗族親戚で道理を弁えた者に頼んで嗣子を協議選択してもらい、息子無く死んだ者に嗣子を立てるという義を全うしてほしい。

知軍である私の職責は民の教化にあり、常に道理でもって人心を開き導くよう心がけているが、当地の小人は皆翻然と悔い改め、近頃親戚・肉親の訴訟は十に七、八を減じている。黄氏もまた儒者の家であり、雷煥はまた白眉と称されている。たとえ以寧のなすところに善を尽くさぬ所があっても、これを教訓し大目に見てやるべきで、怒りや憎しみを抱いてはならず、ただに以安に嗣子を立ててやれば、叔父たる者の道は得られるというものだ。以寧もまた実の叔父の教訓に従い、異なる意見に惑わされてはならず、各自叔父と姪（おい）との絆を全うせよ。これが知軍たる私の強い望みである。

【注釈】

①原文「権知県」。宋代の官制では、官僚は差遣（実職）のルートに従って昇進し、下位の差遣の資序（資格序列）を

獲得して上位の差遣に昇進してゆくが、資序の低い者を上位の差遣に抜擢する際に、資序を一つとばす場合は差遣名の前に「権」の字をつけた。詳しくは、梅原郁『宋代官僚制度研究』（同朋舎、一九八五年）第三章、参照。

②原文「履雖鮮、不可加于枕」は、『漢書』巻四八「賈誼伝」に、「臣聞之、履雖鮮、不加於枕、冠雖敝、不以苴履」とあり、名分・貴賤は倒置混交できないの意。

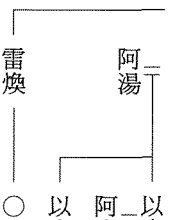
③原文「牌」とは、ここでは上級官庁から下級官庁に下される指令書であろう。明清時代には多く見うけられるが宋代には用例が少ない。これは官職に伴って与えられる牌印を押した文書であることから「牌」と呼ばれたのであろう。牌印については、例えば『慶元条法事類』巻五、職制門二、奉仕、職制令に、次のようにある。

諸守臣因事罷黜、指揮已到、就当日将牌印交、以次官批罷離任。如違監司覚察以聞。

【補説】

以寧と雷煥の主張の違いは以下のようであったと理解される。以寧は、以安の子として阿袁が生んだ自らの子曹老を立てたと主張し、雷煥は、以安の母親阿湯の意向に従って曹老が立てられたのであり、かつ曹老は黄氏の奴僕徐の子であると主張した。争点は従って、曹老は徐姓か黄姓か、阿袁は曹老の生母か否か、阿湯が曹老を立てることを自ら願ったのか否かにある。

本条の関係図は以下の通り。



(七)　不可以一人而爲兩家之後、別行選立

呉恕齋

存亡繼絶、非特三尺昭然、爲宗族兄弟子姪者、皆當以天倫爲念、不可有一毫利心行乎其間。呉烈以祖母遺囑影射、不肯爲季八立嗣。蓋欲奄有其全業、固不知有死者矣。呉登雲已過房爲季五子、今又欲爲季八後、亦不過貪圖其産業、豈真爲死者計哉。二人之心、見利忘義、已大可誅。況祖母遺囑、已知身後不得所托、但摽撥産業、自爲殯葬之資、未嘗有不與季八立嗣之説。烈乃妄辭違法、誣其祖母絶其伯父之嗣、尤爲可罪。至於登雲以一身而跨有兩位之産、又出何條令、前斷任内鄧權命所定(一)、已得其情、何爲兩年猶未施行、遂使兩家困于終訟。今司戸所擬、參以人情、尤爲詳允。除照朱氏遺囑摽撥外、餘一分産業、別行命繼。庶幾季八瞑目于地下、烈與登皆可以絶垂涎之念、而還本然之心。仍就親房季一秀・季七秀兩位、選立一人。

照所施行、先申憲臺照會。

（一）前斷任内鄧權斷命所定　疑作「前任内鄧權斷命所定」。

(七)「不可以一人而為両家之後、別行選立（一人で両家の嗣子とすることはできない、別に選んで立嗣せよ）」

呉恕斎

息子がいない死者に嗣子を立てることは、ただに法律に明確に記載されているだけでなく、宗族の兄弟子姪たる者が皆まさに天倫を旨とし、少しの利己心をもそこに差し挟んではならないことである。

呉烈は祖母の遺言を騙って、あえて季八のために立嗣しなかった。その全財産を自己の物にしようと欲し、死者（季八）のことを全く考慮しなかったからである。呉登雲は既に養子となって季五の子となっていながら、今また季八の嗣子になろうとしているが、それもその家産を貪り取ろうとしているにすぎず、真に死者のために行おうとしているのではない。二人の心根は利を見て義を忘れたもので、厳しく罰しなければならない。ましてや祖母の遺言は、死後に託すべき息子がいないことを考慮し、家産を摽撥して自分で葬式の費用にしようとしたもので、季八のために立嗣しないという考えを述べたものではない。呉烈はしかるに出鱈目を言って法に違い、自分の祖母が伯父の嗣子を絶ったと誣告しており、これは最も罪すべきことである。呉登雲が一身でもって両家の（嗣子となり）財産を共に手に入れることに到っては、また何の条令に基づいているというのか。前任者の鄧権知県が判決して定めたところは、既に

その実状を捉えており、なぜ二年経ってもまだ実施されず、遂には両家を果てしのない訴訟①に苦しませているのか。今司戸参軍の判決原案は、（前の判決に）人情を加味しており、最も詳細妥当なものである。朱氏の遺言通り摽撥する外、残った財産で別に命継を行え。そうすれば季八はあの世で瞑目し、呉烈と呉登雲とは共に貪欲な思いを断ち、本来の心に戻ることができよう。なお近親の季一秀・季七秀両家から一人を選んで立嗣せよ。実施するところのとおりに、先ずは憲台に上申して照会せよ。

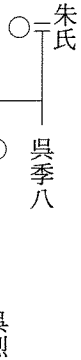
【校勘】

原文二行目、中華書局本は写真版の「蓋欲淹有其全産業」の「淹」字を上図校勘本に従って「奄」字に改めているが、注記はない。

【注釈】

①原文「終訟」とは、『周易』「訟」に「終凶」（終えんとすれば凶なり）とあり、『尚書』「舜典」に「怙終賊刑」（終を怙むは賊刑す）とあるに因る。「終」は徹底する、最後まで続けるの意。かつて「終訟」を「勝訴、自己に都合のよい決着」と解したが（『名古屋大学東洋史研究報告』一二、一九八七年、一一四頁下段）、これは撤回して訂正する。

本条の関係図は以下の通り。



(八) 同宗争立

韓竹坡

古人宗族之恩、百世不絶。蓋以服屬雖遠、本同祖宗、而況一家叔伯兄弟之親、血脈相通、何有内外間隔。今觀王文植家争立互訴之詞、大可傷嘆。文植無子、初立其兄文樞次子伯大爲己之子、伯大亡、遂命其親房姪志學之子志道、爲伯大繼、以嗣以續、出于一家、法甚順也。文植初立志道之時、文樞之長子伯達者、欲以其弟伯謙争立爲文植之子、而不之遂。伯謙、卽鶴翁也。文植固嘗有詞于本司、訴鶴翁之打碎家堂香火矣。志道爲文植後者四年、往往此四年間、鶴翁朶頤文植家業、求一染指其間、所以觀釁俟隙於志道者、無一日不憧憧往來于懷也。

乘文植小疾、卽出二婢、以親藥餌、人之高年、悦于人之奉己。文植遊其術、而不自知、喜怒愛憎之心、遽從而生焉、于是鶴翁之謀遂也。志道爲文植嗣、曾承祖母重服、又已娶妻生子、祖孫相依四年、雍雍無間言也。向使志道常念爾祖之高年、當其有怒、和顔以開解之、有命、竭力以奉承之、有疾、夜不解帶、躬嘗湯藥以侍奉之、則尊者之心、自然快樂、一家之内、盎然如春、離間何從而來哉。今觀文植立嗣之初、有志道可愛之語、遣嗣之際、有初心未忍之言。物之逆其天者、其終必還、而況油然此理之天、本無所間然哉。拖詳案卷、凡文植見惡于志道之詞、皆鶴翁縱横之筆爲之、非出于尊長之本心也。逐志道而別立鶴翁、于立嗣遣子孫條無礙也。但鶴翁嘗招文植訟之矣、昔訟之而今立之、文植自爲之背馳、未害也。志道已經給據立之矣、久立而遽逐之、鶴翁蹊人之田、而奪其牛、于心果安乎。觀文植訴志道之詞、無以甚加之罪、亦惟曰狠戾自用而已。狠戾、可消平也。自用、可訓化也。志道挈其妻與子婦、而悔罪悔過于其祖、天理油然而生矣。第獨以志道爲嗣、鶴翁垂涎物業之久、已爲几上肉・囊中物矣、決不能已于詞。不若僉廳兩立之説、以止終訟。文植景薄崦嵫、日暮途遠、子孫致孝致敬、相與娯逸其老可也。聽伯達・節臣之互爲謀主、簸弄詞訴、必至于破家析産而後已、王氏之重不孝、而尊者曰有撓其懷、其可憫也。古詩云、百年能幾時、奄若風中燭。達孝在承宗、可免親齡促。文植八衰餘老、固可優游數年、以享期頤之壽。爲人子若孫者、亦合體孝經養、則致其樂之語。朝朝奉養無闕、有以順適其親之意、使之喜樂、勿傷倫誼、以促其親之齡、則可承宗

矣。今兩立鶴翁・志道、不許別籍異財、各私其私、當始終乎孝之一字可也。天下萬善、孝爲之本、若能翻然感悟、勵行孝道、天地鬼神、亦將祐之、家道日已興矣。倘或不然、再詞到庭、明有國法、有司豈得而私之哉。

(八)「同宗争立（同宗が立嗣を争う）」　韓竹坡

古人の宗族の恩というものは百世代経っても絶えることがないものであった。というのは、喪に服す関係が遠い場合であっても本来祖先を同じくしているからであり、ましてや一家の伯叔兄弟といった親属は血脈が互いに通じており、内外の隔たりがないものだからである。

今王文植の家の立嗣をめぐって互いに争う訴状を見ると、甚だ心が痛み嘆かわしい。文植には息子がなく、最初は兄の文枢の次男伯大を立てて己の子としたが、伯大が死ぬと、遂には近親の姪志学の子志道に命じて伯大の嗣子とした。嗣子への立嗣が一家内で行われることは、甚だ法に合致している。文植が最初志道を立てた時、文枢の長男伯達なる者は、その弟伯謙を文植の子にしようと争ったが、結局実現しなかった。伯謙はすなわち鶴翁である。文植はもとよりかつて本司に訴状を出し、鶴翁が自分の血脈を破壊しようとしていると訴えた。志道が文植の嗣子となって四年、往々この四年の間に、鶴翁は文植の家産に食指を動かし、ひたすらそこに割り込んで利益を得ようとし、それゆえ志道に落ち度や問題がないかを観察し、一日として心に望みの実現を期待しない日はなかった。①文植が軽い病になっ

たのに乗じて、ただちに二人の婢女を派遣し、自ら薬餌を与えたが、人は高年になると他人が自分に奉仕してくれるのを喜ぶものである。文植はその策略にひっかかったが気付くことなく、喜怒愛憎の心がにわかにこれによって生じ、この段階で鶴翁の計略は実現した。

志道は文植の嗣子となり、かつて祖母の喪に服し、また既に妻を娶って息子が生まれ、祖父と孫とは一緒に四年間暮らしたが、和やかで仲違いはなかった。これまで志道は常に祖父が高年であることを心に掛け、祖父が怒った時でも、和やかな顔でその怒りを解き、言いつけがあれば全力でそれを成し遂げ、病気になれば夜も眠らず、自分で湯薬を嘗めて（毒味をし）祖父の世話をしていたので、祖父の心は自ずと愉快であり、一家の中は春のごとく和やかで、仲違いはどこからからも生じようがなかったのであった。

今文植が立嗣した当初の状況を見ると、「志道は可愛い」という言葉があり、嗣子を追い出す時には、「初心は変えるに忍びない」という言葉がある。物が天理に逆らえば、最終的には必ず元に戻るものだが、②まして（文植と志道のように）自然と天理に従っていて、本来仲違いがなかった間柄についてはなおさらである。

一件書類を調査すると、およそ「文植が志道に憎まれている」という言葉は、皆鶴翁が出鱈目にこれを書いたのであって、尊長（たる文植）の本心から出たものではない。志道を追い出して別に鶴翁を立てたことは、「嗣子を立てて（養）子孫を追い出す」という法律に抵触しないであろうか。③ただ鶴翁はかつて文植に訴えられたことがあり、昔訴えたのに今これを嗣子とすることは、文植自らに矛盾があり、心の妨げとならないであろうか。志道は既に証明書を与えて嗣子としたのであり、長い間嗣子としながらにわかにこれを追い出すことは、鶴翁が些細な過ちにつけこんで大きな利益を得るということであって、④（文植の）心の中は本当にやましさを感じないでいられるであろうか。文植が志

道を訴えた訴状を見ると、強くこれに罪を加えようとするものではなく、またただ「心根が曲がっていて人の意見を聞き入れません」と言っているにすぎない。曲がった心根は、直すことができる。人の意見を聞かないことは、教え改めることができる。志道は妻と息子をつれて実家へ帰ったが、祖父に対する罪過を悔いており、天理は自然と生じている。ただ志道一人を嗣子にすれば、鶴翁は長い間（文植の）家産を手に入れようとしており、既に机上の肉[5]・嚢中の物（のごとく容易く手に入る状態）となっているのであるから、決して訴訟を止めることはないであろう。僉庁の二人を立てるという考え方で果てしのない訴訟を止めるのがよい。

文植は高齢で先が長くはなく、年老いてなお苦労が絶えないのだから[6]、子孫が孝行をし尊敬を致し、ともに老後を楽しめばそれでよいのである。伯達と節臣が相互に首謀者となって訴訟を弄ぶのを許せば、必ず家産を失ったり分割することになるであろうし、王氏に度重なる不幸があり、文植が毎日心を乱しているのは甚だあわれである。古詩に「百年はどれだけの長さであろうか、風中の灯火のようにはかないものである」と言っている[7]。最高の孝道とは宗を承け継ぐということにあり、それは親の加齢を促すことを避けることになる。文植は八十歳を過ぎた老人であり、もとより今後数年のんびりと暮らして、百歳の長寿を楽しむことができる。人の子や孫となった者もまた孝養を尽くせば、「ああ楽しい」という言葉が（老人から）出てくる。毎日欠かさず奉養し、その親の意向に従い、親を喜び楽しませ、人倫の誼（よしみ）を傷つけてその親の加齢を促すようなことをしなければ、嗣子となれるのである。

今鶴翁と志道二人を立てるが、戸籍を分かち財産分けをして各々勝手なことをしてはならず、孝の一字に終始すればそれでよい。天下のすべての善は、孝がその根本であり、もしよく心を入れ替えてこれを悟り、勤めて孝道を行えば、天地鬼神もまたまさにこれを助け、家道も日々高まってゆくであろう。もしそうすることなく、再度訴状が官に

到ったならば、明らかに国法があり、有司はこの問題をいい加減に扱うことはないぞ。

【校勘】

①原文二行目、写真版の「大加傷嘆」の「嘆」字を中華書局本は「歎」に作るが、写真版に従う。

②原文十六行目、「志道挈其妻與子婦」の「婦」字は、「帰」字の誤りであろう。

③原文二十行目、中華書局本は「而尊者曰有撓其懐」とするが、上図校勘本に従って「而尊者曰有撓其懐」とするのが適当であろう。

④原文二十一～二十二行目、中華書局本は「亦合體孝經養則致其樂之語」とするが、原文のように改めた。

【注釈】

①原文「憧憧往来」は、『周易』「咸」に、「九四、貞吉悔亡。憧憧往来、朋従爾思」とある。往来が絶えないさまを言う。

②原文「物之逆其天者、其終必還」は、『鶡冠子』巻上「還流」に、「美悪相飾、命曰復周、物極則反、命曰還流」とあるに拠る。

③ここに引く「立嗣遣子孫條」が具体的にいかなる条文であったかは不明である。従前の研究によれば、嗣子に顕著な過失があり、官によって立証された場合に離縁が許されるという原則が南宋代には確立していたとされており、この条文はおそらく立嗣して正当な理由もなく養子孫を遣逐することを禁じた法ではないかと思われる。よって、この一文は反語に読んでおきたい。なお滋賀秀三『中国家族法の原理』（創文社、一九六七年）三三九頁以下、及び

川村康「宋代における養子法—判語を主たる史料として—(下)」(『早稲田法学』六四—二、一九八九年)五六頁以下、参照。

④原文「蹊人之田、而奪其牛」は、『春秋左氏伝』宣公十一年に、

抑人亦有言曰、牽牛以蹊人之田、而奪之牛。牽牛以蹊者、信有罪矣、而奪之牛、罰已重矣。

とあって、些細な過ちから過大な罰を受けることを意味するが、この文の後に、

今県陳、貪其富也。以討召諸侯、而以貪帰之、無乃不可乎。

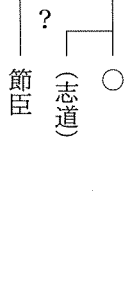
とあり、利益を貪ることの喩えともなっている。訳文は後者を採用した。

⑤前号(『北海道大学文学部紀要』四八—三、二〇〇〇年)㈣の注釈④、参照。

⑥原文「日暮途遠」は、『史記』巻六六「伍子胥伝」に、「伍子胥云、吾日暮途遠、故倒行而逆施之」とあるに拠る。

⑦この詩は、宋・郭茂倩輯『楽賦詩集』巻四一、古辞「怨詩行」に見える。原詩は、「百年未幾時、奄若風吹燭」である。

本条の関係図は以下の通り。





(九)　争立者不可立

葉岩峰

照得、張介然有三子、介然身故、其妻劉氏尚存、其長子張迎娶陳氏、早喪而無子。蓋劉氏康強、兄弟聚居、産業未析、家事悉聽從其母劉氏之命、所以子雖亡、寡婦安之。此不幸中之幸也。今有族人張達善狀、稱叔張迎亡嗣續、自以昭穆相當、今應承繼。劉氏年老垂白、屢造訟庭、不願立張達善、其詞甚功。竊詳所供、見得張達善不當繼紹有三。據劉氏狀稱、張達善隨所生母嫁鄫醫、抱養於彼家、遂爲鄫氏之子、有縣案可證。又據劉氏狀稱、張達善原係張自守之子、兄弟兩人、其兄全老漂蕩不歸、死于淮甸。自守之戸已絶、若欲繼張氏、合當繼自守之戸。此説亦有理、豈可捨抱養之家、絶親父之後、反欲爲他人之嗣。此不可一也。在法、立嗣合從祖父母・父母之命。若一家盡絶、則從親族尊長之意。今祖母劉氏在堂、寡婦陳氏尚無

恙、苟欲立嗣、自能選擇族中賢子弟、當聽其志嚮可否。張達善不此之思、反執族長張翔道之狀、以爲當立、安知非偏詞曲證。何況張達善自畫宗枝圖、初無翔道名、顯非親族屬。豈有舍親祖母之命、妄從遠族人之説、硬欲爲人之後。此不可二也。更以張達善供責觀之、達於取劉氏爲叔祖母〔二〕、陳氏爲叔嬸、張肖祥・梓爲堂叔、尊卑名分、截然不可犯。今張達善之狀、一則欲追陳氏、二則欲押出二叔、三則稱老癃叔祖婆阿劉出官、抵賠甚至、誣訴變寄財産、意在追擾、迫之命立、可謂無狀。其待尊長如此悖慢、若使繼紹、其後決不孝養重親、敬奉二叔、必至犯上陵下、争財競産、使平日之和氣索然、一家之物業罄矣。豈有追叔祖母之子婦、謀叔母之産業、而可爲人子孫乎。此不可三也。世俗浮薄、知禮者少、嗣續重事、固有當繼而不屑就者、未聞以訟而可强繼。既相攻如仇敵、有何顔面可供子弟之職、豈不流爲惡逆之境。此等氣習不可不革。今仰劉氏撫育子婦、如欲立孫、願與不願悉從其意。張達善勘杖八十、且與封案、再犯拆斷。

〔一〕達於取劉氏爲叔祖母　「達於取」、疑作「達善於」。

(九)「争立者不可立（立嗣を争う者は立ててはならない）」

葉岩峰

当面以下のことが判明している。張介然に三人の息子がいて、介然は死んだが、その妻劉氏はなお生きており、そ

の長男張迎は陳氏を娶ったが、早くに亡くなり息子がいなかった。思うに、劉氏は頑健で、兄弟は一緒に住み、家産は分割せず、家事はすべて母親劉氏の言いつけに従っており、それで長男が死んでもその妻は嫁ぎ先に安んじていたのであろう。これは不幸中の幸いであった。今族人の張達然が訴状を出し、「叔父の張迎には嗣子が無く、私は昭穆相当なので叔父を承継すべきです」と言ってきた。劉氏は白髪頭の年寄りだが、しばしば法廷にやってきて張達然を立てようとはせず、その申し立ては甚だ説得力があった。

供述を調べて見ると、張達然が嗣子となるべきでない理由として三点あることが判った。劉氏の訴状によれば、「張達然は生母が鄭医と再婚する際に連れ子となってその家で養育され、結局鄭氏の養子となりました。証拠とすべき県の記録があります」と言っている。また劉氏の訴状によれば、「張達然は本もと張自守の子で、兄弟は二人おり、兄の全老は放浪して帰らず、淮甸[1]で死にました。自守の戸は既に戸絶となっており、もし張の姓を継ごうとするのなら自守の戸を継ぐべきです」と言っている。この言い様には道理があり、どうして養父の家を棄て、実父の血脈を絶ちながら、逆に他人の嗣子となろうとすることなどできようか。これが不可であることの第一点である。

法律では、「立嗣は祖父母・父母の意向に従わねばならない。もし一家が全く戸絶となっておれば、親族の尊長の意向に従う」とある。今祖母劉氏が生きており、寡婦の陳氏も元気でいる。もし立嗣しようとするのなら、自ずと一族の中の賢い子弟を選んで、劉氏・陳氏によいかどうかの意向を聞かねばならない。張達然はこのことを考慮せず、逆に族長張翔道の書状を根拠に自分が継ぐべきだとしているが、一方的な言い分、不当な根拠にすぎない。ましてや張達然が自ら書いた宗枝図（かけいず）には、翔道の名前が全くなく、明らかに近い親属ではない。どうして実の祖母の意向を棄て、遠い族人の主張に従い、無理矢理人の嗣子になろうとすることがあろうか。これが不可であることの第二点である。

さらに張達然の供述書でこの問題を見てみると、達然は劉氏を叔祖母と言い、陳氏を叔嬸(おば)と言い、張肖祥、梓を堂叔(おじ)と言っている。尊卑の名分は截然として犯すことはできない。今張達然の訴状では、一つには陳氏を召喚させようとし、二つには二人の叔父を強制的に出廷させようとし、三つには「老いぼれの劉婆さんは出廷せよ」と称し、悪態をつくこと甚だしく、②さらには「家産を不法に寄託した」と誣告したが、その意図は召喚騒ぎを起こし、彼らに嗣子とするよう迫ることにある。あくどいと言うべきである。尊長に対しこのように不遜無礼で侮辱を加えており、もし嗣子としたなら、将来必ずや祖母に孝養せず、二人の叔父を敬い奉じず、必ずや上を犯し下を凌ぎ、財産を争い、平日の和気を消滅させ、一家の財産は無くなってしまうに違いない。どうして叔祖母の息子や嫁を出廷させ、叔母の財産を乗っ取ろうとしながら、人の子孫となることなどできようか。これが不可であることの第三点である。

世間の人情は浅薄で、礼儀を弁えた者は少ない。血脈を継ぐという大事な事柄に関しては、もとより当然継ぐべきなのに継ぐことを潔しとしない者はいるが、訴訟沙汰を起こして無理矢理継ぐというのはこれまで聞いたことがない。互いに攻撃すること仇敵のごとくになっている以上、どんな顔をして子弟の責務を果たせようか。将来悪逆③の状態とならないはずがない。こうした気風は改革しないわけにはゆかない。

今劉氏に命じて、息子や嫁の面倒を見させ、もし孫を立てようとするなら、誰がよいかはすべて彼女の意向に従うようにさせよ。張達然は杖八十を科すが、しばし封案を許し、再度犯せば折断するぞ。④

【注釈】

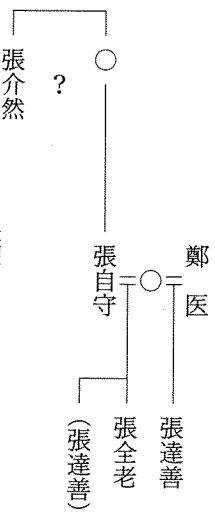
①原文「淮甸」は固有の地名ではなく、「淮水の辺り」という意味である。

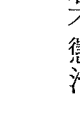
②原文「抵賺」は未詳。一応訳文のように訳し、示教を待つ。

③原文「悪逆」とは、十悪に数えられる大罪で、「親殺しの予備・陰謀および親に対する暴行または近親尊長の殺害をいう、儒教倫理の上から見て最大級の犯罪であり、その刑はすべて斬であり、かつ赦に会っても減刑されない」（滋賀秀三氏訳注『訳注日本律令　五　唐律疏議訳注篇一』東京堂出版、一九七九年、四〇頁）。

④原文「封案」とは刑罰の執行猶予を、「拆断」とは執行猶予を取り消して執行することを意味する。詳しくは、宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構―元典章成立の時代的・社会的背景―」（一九五四年原載、同氏『宮崎市定全集』第一一巻、岩波書店、一九九二年、所収）一七六頁以下、愛宕松男「封案～拆断の制―宋代における執行猶予刑について―」（『東方学会創立二五周年記念東方学論集』東方学会、一九七二年、所収）、参照。

本条の関係図は以下の通り。





(5) 婿争立

葉岩峰

戴贈有親弟戴盛、同居共爨、儘篤手足之誼。戴盛不娶而無子、自乳哺中、養陳亞六爲嗣子、今年已四十七、且娶阿蔡、生兩子矣。不幸而戴盛先亡、戴贈撫養其姪、不啻己子、中分産業以與之、可謂小民中之依本分者。奈何婿徐文舉萌意覬覦、輒經丞廳、告論妻族不容次子爲戴盛之嗣。戴贈乃其妻父、年八十有七、義氣所激、忿然不平、扶杖而來、經縣經郡、歷訴女婿之非、拳拳然爲猶子之計。今以案牘觀之、徐文舉虚詞妄訟、畧不存瓜葛之誼。論妻舅戴六七與弟婦有姦、一可罪也。訟妻叔戴盛詭名立戶、二可罪也。誣妻弟戴應孫持刃趕殺、三可罪也。凡此玷辱、視妻族如仇敵、待妻父如路人、尚欲以幼子爲妻叔之後乎。何況欲廢人之嗣、以立己之子、有此法否。若不懲治、則其詞不絶、妻黨被擾不已、老丈人死亦不瞑目也。徐文舉勘

杖八十、再犯押上、別作施行、申使府照應。

㈩「婿争立（婿が立嗣を争う）」

葉岩峰

戴贈に実の弟戴盛がおり、家計を同じくし竈（かまど）を共にしており、兄弟の情誼がとても厚かった。戴盛は結婚せず息子が無かったが、陳亞六を乳飲み子の時から養育して嗣子としており、陳亞六は現在年が既に四七歳で、かつ阿蔡を娶って二人の息子がいる。不幸にして戴盛が先に死亡したが、戴贈はその姪（おい）を自分の子以上に面倒を見ているだけでなく、家産を中分して姪（おい）に与えており、小民の中の本分を弁えた者というべきである。

なんとしたことか、婿の徐文挙は財産を手に入れようと計り、県丞の庁舎に「妻の一族は私の次男を戴盛の嗣子とすることを認めません」と告訴した。戴贈はその妻の父親で、年八七歳、義気の激昂するところ、憤然として穏やかならず、杖をついてやって来て、県から府へと娘婿の非を訴え回り、努めて弟の子のために働いた。

今一件書類でこの問題を見てみると、徐文挙の嘘偽りの訴えには、ほぼ親戚の誼（よしみ）が感じられない。妻の舅（おじ）戴六七と弟の妻とに姦淫があったと訴えたことは、第一の罪すべきことである。妻の叔父戴盛が詭名立戸①したと訴えたのは、第二の罪すべきことである。妻の弟戴応孫が刃物を持って殺人したと誣告したのは、第三に罪すべきことである。およそこうした侮辱は、妻の一族を仇敵のように見なし、妻の父親を赤の他人のごとく扱うものであって、それでもなお自分の幼子を妻の叔父の嗣子にしようというのか。ましてや、人の嗣子を廃して己の子を立てようとするとは、こ

うした法律があるとでもいうのか。もし懲罰を加えなければその訴えは止まないであろうし、妻の一族はいつまでも騒ぎに巻き込まれ続け、老いた妻の父戴贈は死んでも瞑目しないであろう。徐文挙は杖八十を科し、再犯すれば連行して来て別に処置する。知府に上申して照会していただく。

【注釈】

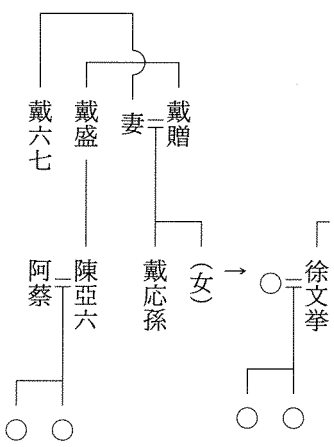
①原文「詭名立戸」とは、架空の戸を立てたり他人に名義を移したりして家産を分散させ、一戸当たりの資産評価を下げて徭役を軽くすることを言う。「詭名子戸」「詭名挟戸」とも言う。詳しくは、周藤吉之「宋代の詭名寄産と元代漢人の投獻―佃戸制とも関連させて―」（一九五五年原載、同氏『唐宋社会経済史研究』東京大学出版会、一九六五年、所収）、参照。

【補説】

除文挙は戴六七を「妻舅」と言うが、六七の姓が元々戴であれば戴贈とその妻は同姓婚となる。おそらく六七は戴姓の家に養子となっていたのであろう。

本条の関係図は以下の通り。

┌
○＝妻



(二)　下殤無立繼之理

葉岩峰

照對、朱運幹有兩子、長司戸登科(二)、次詰僧、十歳幼亡、未聞有爲下殤立嗣之理。朱運幹情之所鍾、爲族人鼓惑、遂立朱元德子介翁爲詰僧之後。隨卽追悔、經縣投詞、遣已多年矣。近朱運幹身故、肉未及寒、而元德訟端隨起、且復欲以其子介翁爲孫。朱司戸在苫塊之中、不欲争至訟庭、竟從族人和義、捐錢五百貫足與朱元德。此與可謂無名、其意蓋圖安静耳。朱元

德已立領錢文約、又責立罪罰二千貫、文墨顯然、合族乃朱修炳等一一簽押于其後、亦有一狀申繳在官矣。豈謂朱元德已和而復訟、朱修炳又從而曲證之、却謂親約文書不可照用、有此理否。可見族誼惡薄、貪惏無厭、復謀爲詐取之地。使朱司戸更罄竭資産、亦不足以飽溪壑之欲。未欲將妄狀人懲治、仰朱司戸遵故父之命、力斥介翁、毋爲薄族所搖。今後朱元德再詞、定照和議狀、追入罰錢斷罪、仍回申使府照會。

〔一〕有兩子長司戸登科　「戸」字原缺、據後文補。

(二)「下殤無立継之理（下殤①の者には立継する道理がない）」

葉岩峰

調査したところ、朱運幹②には二人の息子があり、長男は司戸参軍の登科、次男詰僧は十歳で夭逝したが、下殤の者に立嗣するという道理は聞いたことがない。朱運幹は憐憫の情に突き動かされ、族人に扇動され、遂に朱元徳の子介翁を詰僧の嗣子に立てたが、すぐに後悔し、県に訴状を入れ、（朱元徳を）実家に返して既に長年経っている。最近朱運幹が死んだが、それから時を置かずに、元徳の訴訟が始まり、再びその子介翁を朱運幹の孫にしようとした。朱司戸は父親の喪に服していて、③法廷に出て争うことを欲せず、結局族人の和議に従い、銭五百貫足④を出して朱元徳に与えた。これは正当な名目がないことではあるが、朱司戸の意図は安静にしておいてほしいという点にあったのであろう。朱元徳は既に銭を受領したという証文を書き、さらに「（和議に反した場合は）罰金二千貫（を出す）」という証

文を書いたが、文言筆跡は明瞭で、一族の者達すなわち朱修炳等がそろってその後に署名しており、また一枚は官司に提出していて今ここにある。

思いもかけず、朱元徳は和解した後で再び訴え、朱修炳もまた訴えに乗じて嘘の証言をし、「私達が取り交わした和議の証文は証拠とすることは出来ません」と言っている。こんな道理があろうか。一族の情誼は薄く、貪欲さには限りが無く、再び計略を立てて金を詐取する足がかりとしていることが見て取れる。もし朱司戸がさらに資産を費やし尽くしたとしても、彼らの限りのない欲望を飽かすには足りないであろう。

出鱈目な訴えを起こした者を懲罰しようとは思わぬ、朱司戸に命じて故父の意向に従い、努めて介翁を排除し、情誼に薄い一族に介入させないようにせよ。今後朱元徳が再度訴状を出せば、必ず和議の証文のとおりに、罰金を取り立て処罰する。なお知府に回申して照会する。

【校勘】

原文九行目、「追入罰銭断罪」の「入」字は、写真版では「人」。中華書局本は上図校勘本によって改めるも、注記はない。

【注釈】

①原文「下殤」とは、数え年で八歳から十一歳までに死んだ者を言う。未成年死亡者を「殤」と言い、その者に対する喪は簡略化される。『儀礼』「喪服」に、「年十九至十六為長殤、十五至十二為中殤、十一至八歳為下殤、不満八歳以下、皆為無服之喪」とある。詳しくは、滋賀秀三『中国家族法の原理』（創文社、一九六七年）第三章第二節、参

照。

②原文「運幹」とは、転運司幹辦公事の略称。北宋熙寧の初め転運司に勾当公事という属官を置いたが、南宋の高宗の諱「構」を避けて、幹辦勾事と改められた。

③原文「在苫塊之中」とは、父母の喪に服すことを言う。『儀礼』「喪服」に、「居倚廬、寝苫枕塊」とあり、父母が死んだ場合子は倚廬（こや）に移り住み、苫（むしろ）を敷き、土塊を枕にして喪に服すことからこう言う。

④原文「足」とは、百個の銭を百文として使用することを言い、正式には足陌と言う。宋代に限らず、中国では百個未満の銭を百文として使用する短陌、省陌などと言われる慣行があったが、これと区別して「足」の字を付す。詳しくは、宮沢知之『宋代中国の国家と経済』（創文社、一九九八年）第二部第一章、参照。

贖屋

(三) 已有養子、不當求立

葉岩峰

照得、阿陳、嫂也、張養中、叔也。嫂欲立遺棄子爲孫、叔欲以自己子爲嗣、嫂叔相争、族義安在哉。在法、戸絶命繼、從房族尊長之命。又云、夫亡妻在、則從其妻。阿陳自夫張養直身故之後、已守志三十年、撫養親生一子頤翁、年二十四歳而夭、遂與頤翁立嗣。以祖母之命、儘可以立幼孫、以寡嫂之分、豈不尊于乃叔。揆之尊長命立之條、委無違礙。又在法、諸遺棄

子孫三歳以下收養、雖異姓亦如親子孫法。張頤翁于紹定三年身故、其母阿陳當年收遺棄三歳小兒爲孫、名曰同祖、當廳相驗、今方八、九歳、可見所陳不虚、揆以抱養遺棄之條、委爲允當。又在法、諸無子孫、許乞昭穆相當者〔二〕。阿陳自情願爲頤翁立嗣、庶幾自子而孫、枝派甚順。況法中亦許無子立孫者聽。今張養中必欲以次子亞愛爲繼、殊不知亞愛、頤翁爲弟、若以弟爲孫、則天倫紊亂。揆之昭穆相當之條、委爲不合。今仰阿陳收養同祖爲孫。張養中所陳礙法、寄斷。今後如再詞、押上施行。

〔一〕許乞昭穆相當者　「乞」、疑作「立」。

(三)「已有養子、不当求立（既に養子があれば、立嗣を求めてはならない）」　葉岩峰

当面以下の点が判明している。阿陳は嫂（兄嫁）であり、張養中は叔（夫の弟）である。嫂は捨て子を立てて孫としようとし、叔は自分の息子を兄の嗣子にしようとしており、嫂と叔が相争うとは、一族の絆はどこにあるというのだ。

法律では、「戸絶の命継は、房族の尊長の意向に従う」とある。また、「夫が死んで妻が存命ならば、（立嗣は）その妻の意向に従う」とある。阿陳は夫の張養直が死亡して後、既に再婚せずに夫家に留まって三十年になり、自分の一人息子頤翁を育てていたが、（頤翁は）二十四歳で夭逝し、遂に頤翁のために立嗣した。祖母の意向をもってすれば、

随意に息子のために幼い孫を立てることができ、寡婦となった嫂の地位をもってすれば、叔父よりも（その意向が）尊重される。これを、「尊長の意向で立嗣する」という法律に照らしても、全く妨げとなる点はない。また法律には、「諸そ捨て子三歳以下の者を収養した場合、異姓であってもまた法的には実の子孫として扱う」とある。張頤翁は紹定三年（一二三〇）に亡くなったが、その母阿陳はその年に捨て子の三歳の小児を収養して孫とし、同祖と名付けた。私が検分してみたが、今八、九歳で、陳述は嘘ではなく、「捨て子を養育する」という法律に照らしてもまことに妥当である。また法律には、「諸そ子孫が無ければ、昭穆相当なる者を立てることを許す」とある。阿陳は自ら頤翁のために立嗣することを願ったのであり、息子から孫へと世代の流れは甚だ順当である。ましてや法律ではまた「息子がおらず孫を立てる者はこれを許す①」とある。今張養中は必ず次男亞愛を兄の嗣子にしようとしているが、よいか、亞愛は頤翁の堂弟（いとこ）であり、もし堂弟（いとこ）をもって孫とすれば天倫は紊乱する。これを昭穆相当の条文に照らしても全く不適合である。

今阿陳に命じて同祖を収養して孫となさしめる。張養中の陳述は法に抵触するが、刑の執行は猶予する。②今後もし再度訴え出れば、連行して来て処罰する。

【校勘】

①原文三行目、写真版の「撫養就生一子頤翁」の「就」字を中華書局本は上図校勘本に従って「親」字に改めるも、注記はない。

②原文八行目「況法中亦許無子立孫者聽」は、「……亦諸無子立孫者聽」ではないか。

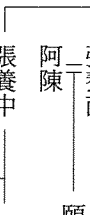
③原文九～十行目、中華書局本は「張養中所陳、礙法寄断」とするが、原文のように改めた。

【注釈】

①このケースでは、頤翁は二十四歳で死亡しており、未婚ではあれ成年男子のために立嗣することは全く問題がなかったはずである。ただここに引く法文は節略文と考えられ、一般的に「無子無孫」（本来息子がおらず、息子の代をとばして養孫を立てること）を許可したものではなく、このケースのように成年に達した男子が息子を残さずに死亡した場合を定めたものであろう。なお、未成年の息子が死亡後に、息子のために立嗣することをめぐっては、やや複雑な問題があった。詳しくは、滋賀秀三『中国家族法の原理』（創文社、一九六七年）第三章第二節、参照。

②原文「寄断」の「寄」字は、預かり置くの意味で「執行猶予」を表す。本書中にも「寄決小杖十二」（中華書局本四四頁四行目）、「寄配二千里」（四一六頁後から二行目）、「寄杖十下」（五二九頁最後の行）といった用例がある。

本条の関係図は以下の通り。



㈢　官司幹二女已撥之田、與立繼子奉祀

拖詳案牘、黄行之無嗣、有女二人、其長九歲、次幼。今爲立昭穆相當人爲其後。今就二女名下、斡未議得奩具三分之一、與立繼子爲烝嘗之奉、其于繼絶之義・均給諸女之法兩得之、而黄氏一脈可續。示房長、從公分析、申。

㈢「官司幹二女已撥之田、与立継子奉祀（官司が二女に標撥した田を調達し、立継子に与えて祭祀を行わせる）」

一件書類を引き出して調査すると、黄行之には嗣子が無く、二人の娘がいて、上は九歲、下は幼児である。今黄行之のために昭穆相当の人を立てて嗣子とした。今二女の名義下の家産からまだ（婿方の家に持参すると）取り決めていない嫁入りの資産三分の一を調達し、立継子に与えて祭祀の費用とさせれば、絶えた者を継ぐという義・諸女に均給するという法①は共に満足させることができ、黄氏の血脈も続いてゆくことになろう。房長にこの判決を示して、公平に財産分けをし、結果を報告せよ。

【校勘】

①標題の「幹」字は、「斡」字の誤りであろう。

②原文二行目、写真版の「幹未詳得……」を中華書局本は上図校勘本に従って原文のように改めるも、注記はない。
③原文三行目、中華書局本は「示房長従公分析」とするが、原文のように改めた。

【注釈】

①次の条に、「諸戸絶財産尽給在室諸女、帰宗女減半」とある法を指す。なお宋代における戸絶の財産の処理と、命継子と娘達との財産分配方法については、高橋芳郎「親を亡くした女(むすめ)たち―南宋期のいわゆる女子財産権について―」（『東北大学東洋史論集』六、一九九五年）、参照。

(四)　立繼有據、不爲戸絶　　司法擬

照得、戸婚訟牒、不一而足、使直筆者不能酌情據法、以平其事、則無厭之訟熾矣、家不破、未已也。事到本司、三尺具在、只得明其是非、合于人情而後已。呉琛有女四人・子一人、此宗枝之所備載。長曰二十四娘、卽石高之室、次曰二十五娘、乃胡闡之妻、子曰二十六、乃呉有龍也、卽今立異姓者、次曰二十七娘、據稱已嫁許氏者、幼曰二十八娘、卽今陳詞未嫁者。鴈行之序既陳、苟得之訟可折矣。石高・胡闡、贅壻也、義猶半子、倘呉琛以二壻爲可托、則生前無由立異姓之男。向立閻丘、以續其傳、復娶李氏、以爲其室、蓋有在矣。綿歴寖久、孫

枝挺然、一家之中、父父子子、長長幼幼、各安于數年之遠、曾無異辭、而一旦遽起訟端、其故何也。得非以有龍不當爲吳琛之子邪。則吳琛之死、斬衰之制、二壻行之乎、有龍行之乎。得非有龍行之邪。得非以有龍非吳二十四娘等兄弟邪。則有龍之死、大功之制、姊妹行之乎、他人行之乎。況有龍既能生事死葬、克盡人子之責、而謂之非子、則不可也。若必欲以有龍非己子、稱曰義男、則二十四娘何不訴于吳琛方死・名位不正之時、乃獨訴于有龍既死之後、在法、諸義子孫、所養祖父母・父母俱亡、或本身雖存、而生前所養祖父母・父母俱亡、被論訴及自陳者、官司不得受理。又准法、異姓三歲以下、並聽收養、卽從其姓、聽養子之家申官附籍、依親子孫法。雖不經除附、而官司勘驗得實者、依法。有龍雖曰異姓之男、初立之時、已易其姓、父死之後、吳琛有詞、又給據以正之。如此則不可謂之義男矣。胡闡又稱吳氏之産、乃二壻以妻家財物、營運增置、欲析歸四女、法則不然。在法、諸贅壻以妻家財物營運、增置財産、至戶絶日、給贅壻三分。今吳琛既有植下子孫、却非絶之比、豈可遽稱作絶戶分邪。徐考其兩詞之所自憑者、遺言也、縣據也。其所謂遺言者、口中之言邪、紙上之言邪。若曰紙上之言、則必呈之官府、以直其事矣。若曰口中之言、恐汗漫無足據、豈足以塞公議之口。所謂縣據者、却是本縣所給二本、阿涂之據、其載爲一歲乳、吳琳之據、其間改爲男七歲。若有龍果七歲男、公法不當立、在縣司無由給乳一歲之文。若有龍果乳一歲、則法所當立。在吳琳却不當以一爲七、以乳爲男、是是非非、于斯可見矣。第此訟之興、必始于吳登母子不能協和上

下、二十八娘及時而不以禮遣、衆怒難犯、專欲難成、是致二十八娘興出賣之詞。趙知縣深燭其情、遂有均分議嫁之判。二十四娘等不重骨肉之義、又從而攻之。殊不思已嫁承分無明條、未嫁均給有定法、諸分財産、未娶者與聘財、姑姊妹有室及歸宗者給嫁資、未及嫁者則別給財産、不得過嫁資之數。又法、諸戸絶財産盡給在堂諸女、歸宗者減半。二十四娘等不念父創業之難、相與扶顚持危、以續吳氏一脈生意、一旦爲胡闍所惑、反欲以父之所立爲義子、將所有而瓜分之、爲人後者、當如是乎。今吳有龍命立一節、却有縣據可證、合與照條承分。二十八娘年已及笄。在法、男年十五、女年十三以上、並聽婚嫁。亦只照條給與嫁資、但久居吳氏之家、若給以聘物、必爲烏有、又失倉臺恤孤之意。欲責吳登母子迎取其歸、曲盡姑姪之禮、日下求偶、毋致遷延、再惹詞訴。胡闍等不得見利忘議、違法干預、搖五寸筆撓官府、以成終凶之訟。至若二十七娘或稱已嫁許氏、或稱賣爲義女、有詞以來、不曾根對、又無婚書可憑。欲與移文通城縣取會、却作施行。所有案官引用戸絶分撥女分之擬、本司難于檢斷、仍乞備申倉臺照應。管見如此、取台判。

(四)「立継有拠、不為戸絶（立継に根拠があれば戸絶ではない）」　司法擬

当面以下のことが判明している。戸婚に関わる訴訟は単純ではない。もし判決を下す者が人情を斟酌し法律に依拠

してその問題を解決できなければ、飽くなき訴訟は熾烈なものとなってしまい、家産が蕩尽しなければ終わることがない。事案が本司に到れば、法律は備わっているのであるから、ただその是非を明らかにし、人情に合致するようにするだけである。

呉琛には娘四人と息子一人がおり、これは宗枝図（かけいず）にきちんと記載されている。長女は二十四娘と言い石高の妻である。次女は二十五娘と言い胡闡の妻である。息子は二十六と言い、すなわち呉有龍で、現在異姓を立嗣した者である。三女は二十七娘と言い、言うところでは既に許氏に嫁いだ者である。末娘は二十八娘と言い、現在まだ嫁いでいないと訴状で述べている者である。兄弟姉妹の序列は既に述べたので、不当に利益を得ようとする訴えに決着をつけることができる。

石高、胡闡は贅壻で、義としては娘壻①のようなものであり、もし呉琛が二人の壻に老後を託そうとしたのなら、生前に異姓の息子を立てるはずはない。以前に閻丘（姓の子すなわち有龍）を立てて血脈を継がせ、また李氏を娶って有龍の妻としたのは、理由があってのことに違いない。長く時間が経過し、孫の代まで家族が増え、一家の中では父子兄弟が各々数年の長きにわたって安んじ、これまで異論はなかったのに、ある日突如として訴訟沙汰が興ったのは一体なぜなのだ。有龍は呉琛の息子になるべきではないということが理由ではないか。そうであれば呉琛が死んだ時、斬衰②の喪に服したのは、二人の壻だったのか、それとも有龍だったのか。有龍が喪に服したではないか。有龍は呉二十四娘等の兄弟ではないということが理由ではないか。そうであるならば有龍が死んだ時、大功の喪に服したのは、姉妹だったのか、それとも別の人間だったのか。ましてや有龍はもとより父の生前には父に仕え、父が死んではその葬式を営み、立派に子たるの責務を果たしたというのに、これを息子ではないと言うのは許されることではない。も

しどうしても有龍を実子ではないとして、義男[3]と呼ぼうとするのであれば、二十四娘はどうして呉琛が死ぬ間際の、名位が正されていない時に訴えずに、有龍が死んだ後になって訴え出たのか。

法律では、「諸そ義子孫は、（義子孫と）養育した祖父母・父母がともに死亡した場合に、あるいは義子孫本人が生きていても、生前に養育した祖父母・父母がともに死亡した場合に、（養子の地位をめぐって）訴えを起こされたり義子孫自身が訴えても、官司は受理してはならない」とある。[4]また法律によれば、「異姓三歳以下はすべて収養を許し、養父の姓に変え、養子とした家が官に申告して戸籍に入れ、実の子孫と同じ法律を適用することを許す。戸籍への登録をしていなくとも、官司が調査して事実であれば、法に依れ」とある。有龍は異姓の男子であるとはいえ、最初に嗣子に立てた時、既にその姓を変えており、（有龍の）実父が死んだ後、呉琛は訴状を出し、再度（官司は）証明書を出して父子関係を確認した。こうであればこれを義男と言うことはできない。胡闡はまた「呉氏の財産は二人の壻が妻の家の財物を運用して増やしたものです」と称して、四人の娘に分けて帰属させようとしているが、法律ではそうはなっていない。法律には、「諸そ贅壻が妻の家の財物を運用して財産を増やしたならば、戸絶の日には、贅壻に三割を与える」とある。[5]今呉琛には既に自ら立てた子孫がおり、戸絶と同等に扱うことはできない。なんでにわかに戸絶と称して家産を分割できようか。

ゆっくりと双方の訴えが根拠とするところを考えてみると、遺言であり、県の証明書である。そのいわゆる遺言なるものは、口で喋ったものなのか、それとも紙上に書いたものなのか。もし紙上に書いたものと言うならば、必ず官府に提出してそれが正しいことを示さねばならない。もし口で喋ったものと言うならば、おそらくはいい加減なもので根拠にはできず、どうしてみんなの反論を塞ぐことができようか。いわゆる県の証明書とは、当該の県が発給した

二枚で、阿涂の証明書には「一歳の乳児」と書いてあり、呉琳の証明書には、そのところが「男子七歳」と書き改められている。もし有龍が確かに七歳の男子であれば、法律では嗣子に立てることができず、県では「乳児一歳」という証明書を発給するはずはない。もし有龍が確かに一歳の乳児であれば、法律では嗣子に立てることができる。呉琳はけしからぬことに「一」を「七」とし、「乳」を「男」としているが、いずれが是でいずれが非かは、この段階で明らかである。

ただこの訴訟が起こったのは、必ずや呉登母子が(一族の)目上の者目下の者と協調できず、二十八娘が年頃になっても正式に嫁入りさせず、衆人の怒りに逆らって自分等の欲望を押し通そうとしたことを端緒とし、それで二十八娘が身売りされたという訴えを起こすに到ったのである。趙知県はその事情を深く洞察し、遂に家産を均分し婚姻を取り決めよとの判決を出した。二十四娘等は肉親の絆を重んぜず、重ねて(趙知県の)判決を拠り所に攻め立てた。よいか、既に出嫁した娘が家産を受け継ぐという法律はなく、未婚の娘に家産を分け与えることについては法律があって、「諸そ財産を分ける際に、まだ妻を娶っていない者には聘財を与え、(家産分割する兄弟の)姑(おば)や姉妹で未婚である者及び帰宗女には嫁資を給し、まだ婚姻適齢期になっていない姉妹には別に財産を給するが、その額は嫁資の数を超えてはならない」とある。また法律には、「諸そ戸絶の財産は尽く在室の諸女に与え、帰宗女は在室女の半分とする」とある。二十四娘等は父の創業の苦労や、ともに苦難や危機を助け合って呉氏の家系を継続させることに思いを致さず、一旦胡闡に唆されるや、逆に父親が立てた者を義子とし、残された家産を分割しようとした。娘たる者はこれでよいのであろうか。今呉有龍が養父の意向で立嗣したという点に関しては、証拠とすべき県の証明書があり、法律通りに家産の承継を許すべきである。二十八娘は既に成年に達している。法律では、「男は十五歳、女は十三歳以上であ

れば、ともに婚姻を許す」とある。⑦そこで法律通りに嫁資を給与するが、但し長く呉氏の家に居れば、もし聘物を給与しても必ず（取り上げられて）皆無くなってしまうであろうし、また倉台の孤児を憐れめという意向にも反することになろう。

呉登母子に命じて二十八娘を（県の庁舎まで）迎えに来させ、姑（おば）と姪（おい）の礼をしっかりと尽くし、直ちに配偶者を捜し、引き延ばして再度訴訟を惹起させてはならない。故闔等は利を見て義を忘れ、違法に関与し、訴状を書いて官府を煩わし、果てしのない訴訟沙汰を行ってはならない。二十七娘が既に許氏に嫁いだとか、あるいは売られて義女となったと言っている点については、訴えが出されて以来、これまでしっかりと尋問しておらず、また依拠すべき婚書もない。通城県⑧に移文を出して問い合わせ、それから処置せよ。ここにある本件担当官が引用している「戸絶の財産は娘に分与する」という（法律に基づく）判決原案は、本司では（関係法規を）調べ出すことができないので、なお倉台に詳細に上申して照会していただきたい。私の見解は以上のようであります。知府のご判断を頂きます。

【校勘】

①原文五行目、写真版の「鴈行之序既陳」の「鴈」字を、中華書局本は「雁」字に作る。異体字だが、写真版に従う。

②原文五行目以下、写真版の「贅壻也」等の「壻」字を、中華書局本は「婿」字に作る。異体字だが、写真版に従う。

③原文六行目、「向立閻丘」の「向」字は、写真版では「阿」。中華書局本は上図校勘本に従って改めるも、注記はない。

④原文十一行目、中華書局本は「……呉琛方死、名位不正之時」するが、原文のように改めた。

⑤原文十二行目、中華書局本は「諸義子孫所養祖父母・父母俱亡」とするが、原文のように改めた。
⑥原文三十二～三十三行目、中華書局本は「欲與移文通城県取、會却作施行」とするが、「取會」は調査する、問い合わせるという意味の動詞であるから、原文のように改めた。

【注釈】

①原文「半子」とは娘婿を言い、現在でも「半个児」と言う。事実上の息子だが腹を痛めた子でないので「半」と言う。

②原文「斬衰」及び後に出てくる「大功」とは、いずれも服喪の制度で、斬衰は子が父に、妻が夫に対して行う喪、大功は祖父を同じくする者に対して行う喪である。ここでは有龍が養父に対して斬衰の喪に服し、姉妹が有龍に対して大功の喪に服したことを嗣子としての確証に挙げているわけである。なお、姉妹の兄弟に対する喪は「期」（不杖期）であるが、女性は出嫁後は本族との服を一等低められるので、ここでは贅壻を迎えていることから出嫁女と同じく大功の喪に服したのであろう。

③養子の中でも、承継のための法律上の養子を「嗣子」と称し、恩養的な事実上の養子を「義子」や「義男」と言う。詳しくは、滋賀秀三『中国家族法の原理』（創文社、一九六七年）第六章第二節「義子」、参照。

④義子について、詳しくは、川村康「宋代における養子法―判語を主たる史料として―（上）（下）」（『早稲田法学』六四―一、六四―二、一九八八、一九八九年）第三章第二節「義子としての異姓養子」、参照。

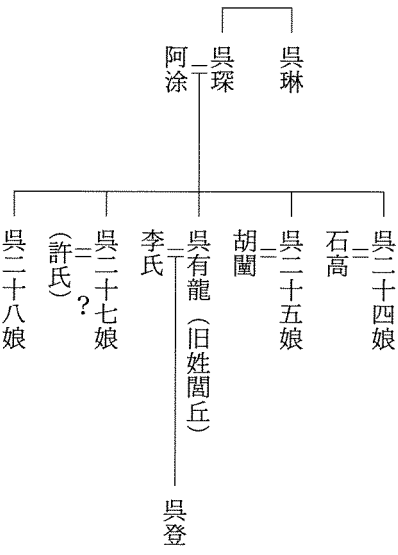
⑤贅壻の妻家の家産に対する関係については、川村康「宋代贅壻小考」（『柳田節子先生古稀記念　中国の伝統社会と家族』汲古書院、一九九三年、所収）、参照。

⑥原文「衆怒難犯、専欲難成」は、『春秋左氏伝』襄公十年の子産の言に見える。多くの人の怒りには逆らいがたく、自分一人の欲望は達し難いのだから、自分の欲望を押し通して多数に逆らえば災いがあるの意。

⑦この規定は仁井田陞『唐令拾遺』（東京大学出版会、一九六六年覆刻版）二四八頁にも見える。但し復元に当たっては宋天聖令、日本養老令を用いている。

⑧通城県は、荊湖北路鄂州管下の県。

本条の関係図は以下の通り。



(五) 雙立母命之子與同宗之子

通城宰書擬

照得、天地設位、聖人則之、制禮立法、婦人從夫、亦猶臣之事君也。貞女不從二夫、忠臣不事二君、信天地之宏義、人倫之大節也。是以共姜作栢舟之誓、李氏勵斷臂之操、有光于國風、稱美于前史、豈徒曰一節之善而已哉。烈烈阿毛、其殆庶幾乎。黄廷吉親兄弟四人、上有兩兄、廷珍、次廷新、一弟廷壽。廷吉娶毛氏、端平元年五月、廷吉短命身死、兒女咸無。毛氏之年、僅二十有三爾、且無一子可為終身之託、秖有二女、又皆不育。慨然以不嫁自誓、此誠人所難也。壯而守節、猶可敬也、況少而守節乎。有子而守節、猶可敬也、況無子而守節乎。若謂其恋黄氏之家業、則七千之税、初不爲富、天下豈無過此者乎。原其立黄臻爲後、誠有非得已者。是時廷新雖娶、尚未有嗣、廷壽病風喪心、未娶。廷珍雖有三子、與廷吉年齒相若、加以廷吉在時、與廷珍素來不諧、兄弟削迹、不相往來。廷吉身死之時、廷珍父子袖手旁觀、無一人前來弔慰。兼其子之不肖、故阿毛于當年十一月内(二)、問其表姑廖氏家、乞次子法郎、立爲廷吉後、名曰黄臻、(此合緦麻以上親異姓者與人養、三歲以下卽從其姓。)但黄臻之立、揆之公議、誠未明白。今謂其夫生前收養、不過欲以此蓋其異姓之名耳。一無除附之據可憑、二無宗族之主可證、徒以廷吉既死之後所造之墓碑經簿、毛景山・黄仲元有詞之後所給之縣據、欲以爲照、又何足以取信乎。切聞古人言曰、神不歆非類、民不祀非族。是以鄫子取莒公子爲後、春秋書

之曰、莒人滅祗。鄫非莒人滅之也、立他種以爲後、陽若有繼、而陰實滅也。然則黃臻之立、謂之毛人滅黃、不亦可乎。以祖宗積累之難、而外姓得以坐占、黃廷珍如之何而不訟乎。但夫亡妻在、從其妻、法有明條。黃臻已立十有八年、子母相安、終始無間、幹當門戶、祗奉差役、增置田額、並無一毫顯過。其次伯廷新・廷壽連年廷師訓迪、主盟婚對、初未嘗有異說。近因廷新・廷壽相繼之亡〔二〕、阿毛・黃臻逐失所倚。廷珍之子黃漢龍乃起吞謀之心、鬬合廷珍、興訟不已。其意只欲逐黃臻而自立耳。故前詞自州而縣、自縣而州、盡非廷珍正身、皆漢龍爲之。廷新・廷壽各皆有子、何緣存日全無一詞。二人纔亡而訟興、亦可以見黃漢龍有所覬覦于其間。被提舉使臺洞照肺肝、不墮其計、押阿毛・臻下縣、仰於黃廷新・廷壽子姪八人、當廳聽阿毛自行選之。令外將阿毛見存產業、摽撥作兩分、經官印押、付黃臻及新立之子各人收執、仍聽阿毛掌管。本縣除已遵稟、收管阿毛・黃臻、喚到黃廷壽兩位子姪八人、當縣已據阿毛選立黃廷新次子禹龍、並立爲子、及責毛氏領狀附縣外、所據分撥一節、尋索到阿毛夫黃廷吉受分關書、並典買人戶產業干照、備引差鄔節監宅牙董丁傑下保、呼集黃氏族長、將黃廷吉分產、從公作兩分均分。

〔一〕當年十一月内　「月」、原作「日」、據上圖校勘本改。

〔二〕相繼之亡　「之」、疑作「云」。

(五)「雙立母命之子与同宗之子（母親の意向による子と同宗の子を二人立てる）」　通城宰書擬①

当面以下のようには判断する。天地は各々秩序正しく配置され、②聖人はこれに則り礼を定め法を立てた。婦人が夫に従うのは、臣下が君主に仕えるようなものである。貞淑な女は二夫に従わず、忠臣は二君に仕えずというのは、まことに天地の大きな義、人倫の大きな節である。そこで共姜は柏舟の誓いを立て、③李氏は断臂の操を示し、④『詩経』国風篇に輝きを与え、前史たる『五代史記』に美と称せられたのであって、どうしてただに一つの善事にすぎないと言うことができようか。阿毛の堅固な操は、ほとんど彼女等に等しいものがある。

黄廷吉は実の兄弟が四人おり、上に二人の兄がいて、廷珍、次兄は廷新、弟は廷寿と言う。廷吉は毛氏を娶ったが、瑞平元年（一二三四）五月に廷吉は短命にて死亡し、息子・娘は共にいなかった。毛氏の年はわずかに二十三歳にすぎず、かつ生涯身を託すべき息子はおらず、ただ二人の娘が生まれたが、皆育たず死亡した。悲しみ嘆き再婚しないことを自ら誓ったが、これは誠に人として為し難しいことである。壮年になって守節するのでさえなお尊敬に値することなのに、ましてや若くして守節する場合はなおさらのことである。子供がいて守節するのでさえなお尊敬に値することなのに、ましてや子供が無くて守節する場合はなおさらである。もし「黄氏の家産に未練があるからだ」と言うとしても、七貫の税に相当する家産は裕福だとは全く言えず、どうして天下にはこれを上まわる家産の家がないことがあろうか。

彼女が黄臻を嗣子に立てた理由を尋ねてみると、誠にやむを得ない事情があったのである。廷吉が死んだ時、廷新は妻を娶っていたがまだ息子がおらず、廷寿は精神病を病んで正気を失い、まだ妻を娶っていなかった。廷珍は三人

の息子がいたが、息子達は廷吉と年齢が近く、加えて廷吉が存命の時、廷珍とは平素から仲が悪く、兄弟は関係を絶って互いに交際していなかった。廷吉が死んだ時、廷珍父子は何もせずに傍観し、一人として弔問にやって来なかった。さらにその子は不肖で、ゆえに阿毛はその年十一月に、その表姑(母の姉妹)廖氏の家を訪ね、次男の法郎を廷吉の嗣子に立てたいと頼み、黄臻と名付けた（これは「緦麻以上の親属の異姓の者を人に与えて養う場合、三歳以下はその姓に従う」という法律に合致している）。ただ黄臻を立嗣した時、これを親族会議にかけたのかどうかは、確かにまだはっきりとはしていない。

今毛氏が「私の夫が生前に収養しました」と言っているのは、そのことでもって異姓という名目を覆い隠そうとしているにすぎない。一つには根拠とすべき戸籍の登録替えの証明書が無く、二つには証拠とすべき宗族の主盟[5]が無く、徒に廷吉死亡後に造った墓碑の経簿[6]と、毛景山・黄仲元が訴えた後に発給された県の証明書でもって証拠としようとしているが、信用するには足りない。古人の言を熱心に聞いてみれば、「死者は同族以外の者からは供養を受けず、民は同族でない者を祭らない」と言っている[7]。そこで鄒氏が莒の公子を嗣子としたことを、『春秋』は「莒人が鄫を滅ぼした」と書いたのである[8]。鄫は莒人がこれを滅亡させたのではなく、他の種族を立てて嗣子としたので、表向きは後継者がいたように見えるが、裏では事実上滅んだのである。そうであれば、黄臻を嗣子としたことは、これを毛姓の人が黄姓を滅ぼしたと言ってもまたよいのではないか。祖宗が苦労を重ねて築いた財産を外姓の者が坐して占拠することに対し、黄廷珍はどうして訴えないでおれようか。

ただ「夫が死亡して妻が存命なら、（立嗣は）その妻の意向に従う」ということは、法律に明確な条文がある。黄臻は立嗣して既に十八年、母子は平穏でこれまでずっと仲違いが無く、家事を取り仕切り、差役に当たり、田地を増や

し、少しの過ちもなかった。二番目の伯父廷新と廷寿は毎年教師を招いて黄臻を教育し、黄臻の結婚を主盟し、これまで全く異論はなかった。近頃廷新と廷寿が相次いで死亡し、阿毛・黄臻は遂に頼るところを失った。廷珍の子黄漢龍はそこで家産を手に入れようとの気持ちを抱き、廷珍と共謀し訴訟を起こし続けている。その意図はただ黄臻を追い出して自分が嗣子となることだけである。ゆえに先の訴状は、州から県へ、県から州へと出されたが、どれもが廷珍自身ではなく、すべて漢龍がこれを書いたのである。廷新・廷寿には各々皆息子がいるが、どうして彼らが生きている時には全く一度として訴えがなかったのか。二人が死ぬやすぐに訴訟が起こったことからは、黄漢龍がそれに乗じて非望を抱いたことが窺われる。

提挙使閣下は（黄漢龍・廷珍の）魂胆を洞察され、「その計略にはまらず、阿毛・黄臻を県に連行し、命じて、黄廷新・廷寿の息子達八人の中から、官の面前で阿毛が自ら嗣子選定を行うようにせよ。その他に、阿毛の現存する家産は摽撥して二つに分け、（その家産分割文書を）官へ届けて官印を押し、黄臻及び新たに立てた嗣子に与えて各人が受領することとし、なお（暫時）阿毛に管理させよ」との命令を受け取った。

本県は既に命令に遵って阿毛・黄臻を拘禁し、黄廷寿・廷新二人の息子達八人を召喚し、官の面前で既に阿毛が黄廷新の次男禹龍を選定したので、黄臻と共に嗣子とし、さらに毛氏に（嗣子に関して発給された証明書の）受領書を書かせて県（の担当部局）に渡した外、家産分割の件については、引き続き阿毛の夫黄廷吉が家産を相続した際の文書並びに典売して自己の業とした際の契約書を取り寄せ、文引を出して鄔節監⑨宅の牙人⑩董丁傑⑪を派遣して（財産分けの際の）保証人とし、黄氏の族長を呼び集め、黄廷吉の財産を公平に二つに均分した。

【校勘】

①原文七行目、写真版の「若謂其恋黄氏之業」の「恋」字を、中華書局本は本字「戀」に直しているが、写真版の俗字に従う。

②原文十行目、中華書局本は「問其表姑廖氏家乞次子法郎」とするが、原文のように改めた。

③原文十三行目、中華書局本は「徒以廷吉既死之後、所造之墓碑經簿、毛景山・黄仲元有詞之後、所給之縣據」とするが、原文のように改めた。

④原文十九行目、中華書局本の原注〔二〕は不要であろう。「之」はここでは指示代名詞で「此」と同じと見てよく、訓読すれば「相継ぎてこれ亡す」。

⑤原文二十三行目、「令外」は、音通であることから、あるいは字形の相似から、「另外」の誤であろう。

⑥原文二十四行目、「喚到黄廷壽両位子姪八人」は文脈からして「喚到黄廷新・黄廷壽両位子姪八人」でなければならず、「黄廷新」が脱落しているのであろう。

⑦原文二十六行目、「並典売人戸産業干照」の「人戸」は、「入戸」の誤であろう。

【注釈】

①「宰」はここでは県宰、つまり知県。「書擬」とは、単に「擬」また「擬判」「擬筆」とも言い、判決原案である。後継者争いは県で判決を出しうるのではあるが、ここでは提挙使からの差し戻しを受けて判決しているので、「書擬」と謙遜しているのであろう。

②原文「天地設位」は、『周易』「繋辞上」に見える言葉。

③原文「共姜作栢舟之誓」は、『詩経』国風「鄘」に見える故事で、衛の太子共栢の許嫁（いいなずけ）共姜が、共伯の死後節を守って父母が再婚を勧めるのを断って詠んだ詩である。

④原文「李氏勵断臂之操」は、『五代史記』巻五四の「傳曰」に、王凝の寡妻李氏が肘を断ち切ってまでして操を守ったという故事に拠る。

⑤原文「主盟」とは、立嗣や婚姻などの取り決めを行う際に、双方の間に立ち中心となって取り決めを行うこと、または行う者を言う。

⑥原文「経簿」は未詳。証拠として官が墓碑を書き写した帳簿との説がある。示教を待つ。

⑦出典は『春秋左氏伝』僖公十年。

⑧鄫は異姓である莒の公子（鄫公の甥）を迎えて後継ぎとしたが、『春秋』はこれを「莒人鄫を滅ぼす」と書いた。『春秋穀梁伝』襄公六年に、次のように見える（鄫と繒は通用されている）。

莒人滅繒、非滅也。中国曰、卑国月。夷狄時、繒中国也、而時非滅也。家有既亡、国有既滅、滅而不自知、由別之而不別也。莒人滅繒、非滅也、非立異姓以莅祭祀、滅亡之道也。

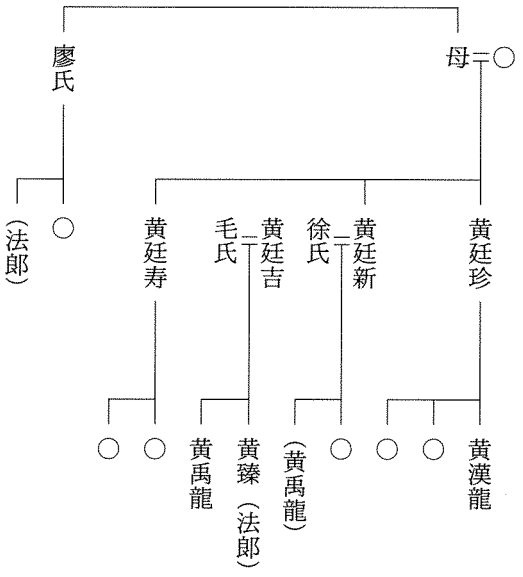
⑨原文「備引」と文引を出すことを言う。文引とは官庁が胥吏・衙役や民衆に対して発行する指令書、許可証などを指す。

⑩原文「節監」は、「節鎮州都監」の略称か。『慶元條法事類』巻一一、職制門八、差破当直、吏卒格、『宋史』巻一七〇、職官一〇「導従」などに見える。

⑪原文「牙人」とは、取引の斡旋や仲買を行う者を言う。詳しくは、宮沢知之『宋代中国の国家と経済』（創文社、一

九九八年）第一部第四章「宋元時代の牙人と国家の市場政策」、参照。

本条の関係図は以下の通り（次条をも参考とした）。



(六) 倉司擬筆

諸無子孫、聽養同宗昭穆相當爲子孫[三]、此法也。諸以子孫與人、若遺棄、雖異姓三歲以下收養、卽從其姓、聽收養之家申官附籍、依親子孫法、亦法也。既曰無子孫者、養同宗爲子孫、是非同宗不當立矣。而又一條曰雖異姓、聽收養、依親子法者、何也。國家不重于絶人之義也。如必曰養同宗、而不開立異姓之門、則同宗或無子孫少立[四]、或雖有、而不堪承嗣、或堪承嗣、而養子之家與所生父母不咸、非彼不願、則此不欲、雖强之、無恩義、則爲之奈何。是以又開此門、許立異姓耳。如黄廷吉・毛氏之所立黄臻是也。黄廷吉兄弟四人、當其初立嗣之時、其二人則未有子、廷珍一人有子、其年皆與黄廷吉相若、不得而立。在法、無子孫、養同宗昭穆相當者、其生前所養、須小于所養父之年齒。此隆興勅也。勅令所看詳、則爲母所養者、年齒亦合小于所養之母。則毛氏不養廷珍之子、正合上條、無可議者。又法、其欲繼絶、而得絶家親尊長命繼者、聽之。夫亡妻在、從其妻。勅令所看詳云、如生前未嘗養子、夫妻俱亡、而近親與之立議者、卽名繼絶。若夫妻雖亡、祖父母・父母見在而養孫、或夫亡妻在而養子、各不入繼絶之色。竊詳法意、謂夫妻俱亡、由祖父母・父母立孫、無祖父母・父母、由近親尊長命斷[五]。若夫亡妻在、自從其妻、雖祖父母・父母亦焉得而遣之、而況于近親尊長、如叔伯兄者乎。所以如此者無他、在法、諸分財産、兄弟亡者、子承父分、寡妻守志而無男者、承夫分。

妻得承夫分財産、妻之財産也。立子而付之財産、妻宜得而與之、豈近親他人所得而可否之乎。只以此論之、黄臻爲廷吉之子、既合于三歳以下異姓聽收養之法、又合夫亡妻在之法。止立黄臻、不立禹龍、可也。前提舉但以黄廷吉薄有家産、利所在、小人所必争、是以又於黄氏子孫之中、亦立一人、以塞諸黄之意、而息其訟。毛氏亦已遵從上司所行、立廷新之子一人、與臻爲二。廷新之妻徐氏不念其夫存之日、未嘗不扶持黄臻、而延師訓誨之、却聽黄廷珍・黄仲舉〔六〕之徒所啜誘、謬爲他詞、脱賺其子禹龍、使歸其家、而誣毛氏母子之趕逐。及至到官、卒無毛氏趕逐之可言、而止稱爲黄臻之所打罵。今證其所打罵者、純姓黄之一黨。今證其未嘗打罵者、皆無干礙之外人。雖徐氏所遣取禹龍之人、亦證其無打罵之事。徐氏、愚婦人、不能計利害如此、而當官之言詞、看定官嘗舉其一二、其受廷珍之嗾、真情已發露矣。人生不幸而無子、而立他人之子以爲後、豈有得已哉。當其未立之前、欲立之間、必嘗反覆思惟、物色籌度其克負荷者而立之、一日瞑目、宗族兄弟當念死者之不得已、相與扶持、使至于成立可也。乃反羣起而攻之、攻已非也。上司又使之兩立、以息其訟、可以已矣、而猶不已。彼豈真慮黄廷吉之無後哉。直欲攘其平日所垂涎之業、快其兄弟間平日不睦之忿、使緣訟破家而後已。黄廷珍・黄仲舉者、何不仁之至此哉。如毛氏之事、又有可得而言者、足不踐二庭、婦節之大者也。黄廷吉婚娶未久而亡、計其妻毛氏其齒方韶、守義不嫁、爲其夫養子、正使如訴者之言、黄臻之立廷吉已死之後、亦可嘉尚。看定官謂其有共姜之節、聞者皆當爲之起敬、雖盗賊猶當相戒、

不入其門、而黃廷珍・黃漢龍・黃仲舉等、乃攻擊不已〔七〕、至加悖慢。然毛氏在官供責、終無過甚之辭。拖考案卷、猶使人加歎、義夫節婦、朝廷所重。今若聽信黃仲舉等無根之詞、而使毛氏母子被無已之擾、豈不傷守義者之心、而濟不仁者之惡哉。稽之條令既如彼、參之情理又如此。欲牒鄂州、具照已行、並立黃臻・黃禹龍二人、將關書二本、當官抽拈爲定、仍依舊付毛氏掌管。但禹龍已爲毛氏之子、而乃居徐氏家、于理未安、仰目下回黃氏家、同黃臻侍養毛氏。如徐氏再聽人教唆搔擾、止立黃臻一人、將黃禹龍遣歸本家、將所得之分、併付黃臻掌管。黃廷珍合科不應爲罪、但既係廷吉之兄、黃臻之伯、且免一人。黃漢龍係悖慢叔母毛氏之人、押追照原封案、從杖一百斷。黃仲舉自是世名位下。又非廷珍等比、騙挾貪圖毛氏物業、其心可誅、又敢于鄂州已申之後、再經本司、顯見健訟、勘杖八十。取台旨。

〔三〕聽養同宗昭穆相當爲子孫「相當」之下、疑脱「者」字。

〔四〕同宗或無子孫少立「少」、疑作「可」。

〔五〕由近親尊長命斷「斷」、疑作「繼」。

〔六〕黃仲舉「仲」、原作「重」、據上圖校勘本改。

〔七〕乃攻擊不已「不」、原作「下」、據上圖校勘本改。

(六)「倉司擬筆（提挙常平司の属僚による判決原案）」

「諸そ子孫がなければ同宗の昭穆相当なる者を養って子孫となすことを許す」、これが法律である。「諸そ子孫を人に与え、もしくは捨て子で、異姓であっても三歳以下の者を収養すれば、養父の姓に従い、収養した家が官に申告して戸籍に入れ、実の子孫と同じ法を適用することを許す」というのも法律である。「子孫がない者は、同宗の者を養って子孫と為す」と言っている以上、同宗でなければ立嗣してはならないのである。しかしまた別の一条で、「異姓であっても収養することを許し、実の息子と同じ法律を適用する」と言っているのは何故であるか。国家は人の血脈が絶えるということ以上に重んじるものはないからである。もし必ず「同宗を養子とする」と言って、異姓を立嗣する門を開かなければ、同宗に立てるべき子孫がおらず、あるいはいても嗣子となるに堪えず、あるいは嗣子となるに堪えるとしても、養子の家と実の父母が不和で、一方が願っても他方が立嗣を欲しなければ、強いて嗣子としても恩義はなく、さすればこれを如何ともなしがたい。そこでさらにこの門を開いて、異姓を立てるのを許しているのである。黄廷吉・毛氏が立てた黄臻のごときはこれに相当する。

黄廷吉の兄弟は四人おり、初めて立嗣した時に、二人の兄弟にはまだ息子がおらず、廷珍一人に息子がいたが、その年齢は皆黄廷吉とほぼ同じで、立てることができなかった。法律には、「子孫がおらず、同宗の昭穆相当なる者を養子とする場合、養父が生前に養子とした者は、養父の年齢よりも若くなければならない」とある。これは隆興年間の勅である。勅令所①の看詳②には、「母親が養子とする場合でも、年齢は養母より若くなければならない」とある。すなわち毛氏が廷珍の息子を養子としなかったのは、まさしく上の条文に合致しており、問題はない。また法律には、「絶え

た者を継ごうとする場合、絶えた家の近親の尊長の命継をえれば、これを許す」、「夫が死亡し妻が存命ならば、（立嗣は）その妻の意向に従う」とあり、勅令所の看詳には、「もし生前に養子をとらず、夫妻がともに死亡し、近親が彼らのために嗣子を議定した場合は、継絶と言う。もし夫妻がともに死亡していても、祖父母・父母が生きていて養孫を取った場合、あるいは夫死亡し妻が生きていて養子を取った場合は、各々継絶の範疇には入らない」と言っている。

法の趣旨を考えてみると、「夫妻が共に死亡していれば、祖父母・父母によって養孫を立てる」、「祖父母・父母がいなければ、近親の尊長によって命継する」、「もし夫死亡し妻が存命であれば、（立嗣は）自ずとその妻の意向に従う」ということは、祖父母・父母であっても養子・養孫を追い出すことはできないということであり、ましてや近親の尊長、たとえば伯叔兄であればなおさらできないということである。したがってこうしたことは（次の事柄と）同じことである。法律には、「諸そ財産を分ける場合、兄弟で死んだ者は、息子が死んだ父の分を承ける、寡妻が守志していて息子がなければ、妻が夫の分を承ける」とある。妻が承けた夫の相続分の財産は、妻の財産である。嗣子を立ててこれに財産を与える際は、妻がこれを与えることができるのであって、近親や他人が善し悪しを云々できることではないのである。ただに上述のことをもってこの案件を論じれば、黄臻が廷吉の息子となったことは、「三歳以下の異姓は収養を許す」という法律に合致し、また「夫死亡し妻が存命ならば」という法律にも合致しており、ただ黄臻だけを立てて禹龍を立てずとも、問題はないのである。

前任の提挙使は黄廷吉に些か家産があり、利益のあるところ小人は必ず争うと考え、そこでさらに黄氏の子孫の中からまた一人を立て、それによって黄氏一族の不満を抑え、その訴訟を終息させようとした。毛氏もまた既に上司の命令に従って廷新の息子一人を立て、臻とともに二人の嗣子とした。廷新の妻徐氏は、彼女の夫が生きていた時、ずっ

と黄臻を扶助し、教師を招いて黄臻を教育していたことに思いを致さず、却って黄廷珍・黄仲挙といった輩に唆され、誤って別の訴状を出し、その子禹龍を誑かして実家に帰らせ、毛氏の母子が追い出したと誣告した。官司に出頭するや、結局は毛氏が追い出したことについては何も言えず、「（禹龍は）黄臻に殴り罵られました」と言うだけだった。今殴り罵ったと証言しているのは、すべて姓が黄の者達であり、今未だかつて殴り罵ったことがないと証言しているのは、すべて利害関係のない他人であって、徐氏は禹龍を（実家に）引き帰らせた当人ではあるが、彼女もまた殴り罵ったという事実はないと証言した。徐氏は愚かな婦人で、かくも利害を計ることができず、官の面前での供述は、看定官③がかつてその一、二を挙例したが、それは廷珍の唆しを受けたもので、本当の事情は既に露呈していた。

人生において不幸にして息子がなく、他人の息子を立てて嗣子とすることは、やむを得ないことではないか。まだ立嗣する前、立嗣しようと思っている間は、必ず繰り返し考え、よく責務を果たしうる者を探し求めて嗣子とし、ある日（養父が）死亡したら、宗族兄弟は死者がやむを得ずに立嗣したことを思い、互いに嗣子を扶助し、成人して自立できるようにしてやればそれでよいのである。しかるに逆に大勢で嗣子を攻撃しているが、攻撃することは既に間違っている。上司もまたこれに二人の嗣子を立てさせ、その訴訟を終息させようとしたが、それで争いを止めることができるのに、しかし未だ止めてはいない。彼（ら黄の一族）は真に黄廷吉に嗣子がいないことを考慮してなどいないのだ。ずっと平素から手に入れたいと思っていた財産を奪い取り、その兄弟の間の平素からの不仲による怒りを晴らし、訴訟によって家産を蕩尽させようとしているだけである。黄廷珍・黄仲挙はなぜこれほどまでに不仁であるのか。

毛氏のことについては、また言わなければならないことがある。足が二つの家庭を踏まない（つまり再婚しない）

というのは、婦人の節操として大なるものである。黄廷吉は結婚して間もなく死亡した。その妻毛氏は年齢が若かったが、守節して再婚せず、夫のために養子を取ったということを考えてみると、まさしく訴えている者が言っているとおり黄臻が嗣子となったのは廷吉が死んだ後ではあるが、それでも誉め讃えるべきことである。看定官は「毛氏は共姜の節があり、聞く者は皆尊敬の念を抱くであろうし、盗賊と雖も互いに戒めてその家には入らないであろうのに、黄廷珍・黄漢龍・黄仲挙等は攻撃してやまず、礼に背いて侮りを加えるに到った。しかし毛氏の官での供述には、最後まで分を過ぎた言葉はなかった」と言っている。一件書類を引き出して調べてみると、なお人をして嘆息せしめるものがある。義夫節婦は朝廷が重要視しているものである。今もし黄仲挙等の根拠のない訴えに従って毛氏母子に終わりのない苦しみを与えれば、守義する者の心情を傷つけ不仁の者の悪行を助けることになる。これを条令で考えれば既に上述のようであり、これを人情・道理で斟酌すればまた上述のようである。

鄂州に牒文を送り、具に既に命じた通りに処理し、黄臻・黄禹龍二人を立嗣し、家産分割書二通を官の面前で抽選して帰属を決め、なおこれまで通り毛氏に交付して管理させよ。ただ禹龍は既に毛氏の嗣子となったのに依然徐氏の家にいるのは道理からして妥当ではなく、命じてすぐに黄氏の家に帰らせ、黄臻と共に毛氏に仕えさせよ。もし徐氏が再度人に教唆されて騒ぎを起こせば、ただ黄臻一人を嗣子とし、黄禹龍を実家に追い返し、彼の相続分の財産は黄臻にすべて与えて管理させよ。黄廷珍は不応為の罪④を科すべきであるが、ただ廷吉の兄であり、黄臻の伯父であるので彼一人はしばし処罰を免じる。黄漢龍は叔母毛氏を礼に背いて侮辱したので、連行して来て元の執行猶予としていた判決の通りに、杖一百を執行せよ。黄仲挙は代々の名家の子孫であり、また廷珍等とは比較にならない（遠族である）にもかかわらず、毛氏の財産を騙し取ろうとした。その心根は懲罰すべきであり、さらに鄂州が既に本司に上申

した後で、再度本司に訴えることを敢えてしており、明らかに訴訟ゴロである。杖八十を科せ。提挙使閣下のご意見を頂く。

【校勘】

①原文四行目、中華書局本は「或雖有而不堪承嗣」とするが、原文のように改めた。

②原文三十五行目、「仰目下回黄氏家」の「目下」は、「日下」の誤りであろう。

【注釈】

①原文「勅令所」は、正式には「詳定一司勅令所」。北宋の熙寧年間以降に置かれ、歴朝の勅、令、格、式、申明、看詳等の法律及びその解釈を刪定し編纂した。王応麟『玉海』巻六七「宋朝勅局」に詳しい。

②原文「看詳」とは、通常は「審らかに検討する」という意味だが、ここは法律用語で勅や令に対する中央政府の「解釈」を意味する。

③原文「看定官」とは、この名称を持つ官職は宋代には存在しないことから、看定する官、すなわち（裁判の関係書類を）調査検討する役目の官という一般名詞であろう。

④原文「不応為罪」とは、『宋刑統』巻二七、雑律「違令及不応得為而為」に（《　》内は原注）、

諸不応得為而為之者、笞四十。《謂律令無条、理不可為者。》事理重者、杖八十。

とあり、疏義に、

其在律、在令無有正条、若不軽重相明、無文可以比附、臨時処断、量情為非、庶補遺闕、故立此条。

とあるように、律や令に規定はないが、人として為すべきでないと考えられる行為に対して与えられる罪名である。

(七) 提舉判

所擬已當。再詳案牘、見黄臻之立、乃次伯黄廷新存日主盟、延師教養、與之擇姻、可見立繼分明。廷新死後、漢龍・仲舉意在貪圖、必欲逐去黄臻、以快其私計、不知漢龍等知有夫亡妻在從其妻、及許立異姓之條否。廷新始立黄臻之意、蓋欲安毛氏栢舟之志、徐氏乃廷新妻、豈不知之。況並立之子、卽廷新之子、徐氏不當背其夫、而與族中姦貪者爲黨、使之强詞不已。又緣章提舉有並立之判、遂生此曹倖心。照所擬、牒州施行。如再詞、將黄禹龍遣逐、止留黄臻、以奉廷吉祭祀、以償毛氏二十年堅節之心、以伐族屬狥利忘義之謀。仍給據、付黄臻。引上兩詞人黄臻・黄仲舉、當廳讀示、先將黄仲舉勘杖八十、斷訖、並入匣、帖通城縣、追黄漢龍赴司、拆案勘斷。

(七)「提挙判（提挙常平使の判決）」

（倉司の）判決原案は既に妥当である。再度一件書類を調査してみると、現在黄臻が嗣子となったのは、すなわち二番目の伯父黄廷新が生前に主盟し、教師を招いて教育し、黄臻のために妻を選んだのであって、立継は明らかであると言える。廷新の死後、漢龍・仲挙の意図は財産を奪うにあり、必ず黄臻を追い出してその不正な計略を成し遂げようとしたが、考えても見よ、漢龍等は「夫が死亡して妻が存命なら、（立嗣は）その妻の意向に従う」及び「異姓を立てるを許す」という条文があることを知ってのことか。

廷新が最初に黄臻を立嗣した意図は、おそらく毛氏の守節したいという志を成し遂げさせようとしたのであり、徐氏は廷新の妻であって、どうしてこれを知らないことがあろうか。ましてや並立した子はすなわち廷新の息子であり、徐氏はけしからぬことにその夫の意向に背いて族中の悪賢く欲深いものと徒党を組み、彼らに不当な訴えを続けさせた。また章提挙が「並立せよ」という判決を出したことによって、結局この輩に僥倖を求める気持ちが生じたのである。

判決原案の通りに、鄂州に牒文を送り処理せよ。もし再度訴え出れば、黄禹龍を追い出し、黄臻だけを留めて廷吉の祭祀を行わせ、そうすることで毛氏二十年の堅い守節の気持ちに報い、一族の利に従い義を忘れた策略を断ち切れ。なお証明書を給して黄臻に与えよ。双方の訴え人黄臻・黄仲挙を呼び出して、官の面前で判決を読み聞かせ、先ず黄仲挙に杖八十を科し、執行し終われば、すべて一件書類を匣（はこ）に入れ、通城県に帖文を送って、黄漢龍を召喚して県の担当部局に赴かせ、県は執行猶予を取り消して刑罰を執行せよ。

【校勘】

①原文五行目、中華書局本は「照所擬牒州施行」とするが、原文のように改めた。

②原文七～八行目、中華書局本は「帖通城県追黄漢龍赴司」とするが、原文のように改めた。

【補説】

本案をめぐる三件の書判から見ると、本案は通城県から鄂州、鄂州から提挙司へと送られ、章姓の提挙使から再度通城県へと差し戻されたもので、(五)の書擬は二度目の県判であることが知られる。これは鄂州の判決（ここには収録されていないが、(六)に「鄂州已申之後」とある）を経て提挙司へ送られたと判断され、この段階で提挙使は既に交替している。また(六)(七)によれば、黄臻・黄仲挙等は鄂州に拘束されており、黄漢龍は通城県の自宅にいたと認められる。

歸宗

(六)　出繼子不肖、勒令歸宗　　擬筆

昨來僉廳擇狀之日、有何氏訴其男石豈子、而石豈子亦訴其弟國子、而上及其母。母子同日有詞、已是背理傷道、然慮其母有憎愛之心、而其子有號泣于旻天之意、不可使之上達(一)。及

僉廳責令面對、乃知石豈子係何氏夫石居敬存日、于本族必先位下命繼爲子。因去歲石氏三位合充保役半年、何氏輪充六月分・十月分兩月、往來聽限者有人、豈子止幹其大略、及因此爲遊蕩之資、于是擅賣耕牛、私佃田地、盜用銀釧・紗羅等物、借會孫客等錢。此猶未足深責、所可罪者、其祖父石韞玉及其父居敬相繼亡歿、骨猶未寒、豈子在小祥未除之日、當居喪讀禮之時、恣爲非禮之事。去年九月一出、改歲不歸、其母遣僕五千一往取之、猶拒母命、反將五千一行打、何以慰母心乎。乃祖乃父、松楸在望、豈子流蕩亡返、不以時拜掃、安用若孫哉。其至五月十四日、登門撓罵其母、指斥母親、至于持刃執棒、豈子欲何爲邪。喚到陳十・翟七六・周十證對、一一分明、及審會豈子族長石某等狀、證據尤白。准令、諸養同宗昭穆相當子孫、而養祖父母・父母不許非理遣逐。若所養子孫破蕩家産、不能侍養、及有顯過、告官證驗、審近親尊長證驗得實、聽遣。今來石豈子所犯、委是有傷風教、令照條施行。欲將石豈子押下巴陵縣、遣還所生父母、取管狀申。取台旨。奉徐知郡台判、石豈子無狀如此、何可不斷。勘杖一百、勒令歸宗、餘照所擬行。

〔一〕不可使之上達　「不」字缺筆畫、疑作「亦」。

帰宗

(六)「出継子不肖、勅令帰宗(「出継の子が不肖なら、帰宗させる)」　擬筆

過日僉庁が訴状を選択していた日に、何氏が自分の息子石豈子を訴え、石豈子もまたその弟国子を訴えて上はその母にまで及ぶというものがあった。母と子が同日に訴えるということは、すでに理に背き道を傷つけるものではあるが、しかし母親に息子の一人を憎み一人を愛するという心情があり、息子に母に対して責任を感じる気持ちがある①ことを思えば、これを長官に上申しないわけには行かない。

僉庁が母子を対面せしめたところ、次のことが判った。石豈子は何氏の夫石居敬が生前に同族の必先の所から立継して嗣子とした者である。昨年石氏の三位②が保役③に半年当たった時、何氏は六月分・十月分の二ヶ月を順繰りに担当し、往来して任期明けを待つ者が九人いたが、豈子はその大本を仕切っただけであり、さらにこれを遊蕩の機会とし、そこで耕牛を勝手に売り、密かに土地を小作し、銀の釧(うでわ)・紗羅(うすぎぬ)等の物を盗み用い、孫客等の銭を借り集めた。これはなお厳しく咎めだてするまでもないことだが、罪すべきところは、その祖父石韞玉及びその父居敬が相次いで死亡して間もなく、豈子は小祥④がまだ明けず、喪に服して葬祭に関する礼書を読むべき時に、意のままに非礼のことを行ったという点である。去年九月家を出るや、年が改まっても帰宅せず、その母が奴僕の五千一を遣わして帰らせようとしても、なおも母の言いつけを拒み、却って五千一を殴ったのであったが、これではどうして母の心を慰められようか。祖父・父が墓に葬られようとする時に、豈子は放蕩して家に帰らず、定まった日に墓参りをしなかったが、何でこんな孫を必要としようか。さらにひどいことには、五月十四日に家に戻ってその母を乱し罵り、母親をあれこれと

非難し、刃物や棍棒を手にするに至ったが、豈子は何をしようというのであるか。陳十・翟七六・周十を召喚して証言させたところ、上述の一事一事がその通りで、さらに豈子の族長石某等の訴状を調査対照してみると、証拠は極めて明白であった。

令文に拠れば、「諸そ同宗の昭穆相当なる子孫を養う場合、養祖父母・養父母は正当な理由もなく追い出してはならない。もし養うところの子孫が家産を破蕩し、養祖父母・養父母を奉養することができず、及び確実に顕著な過ちがあり、官に告発して調査し、近親の尊長が調査して事実であれば、追い出すことを許す」とある。今石豈子の犯したところは、まことに風教を傷つけるものであり、法律に照らして処理せしめる。

石豈子を巴陵県⑤に護送し、生みの父母のもとに返させ、(父母から)引き取ったという書状を取って上申せよ、知州閣下のご意向を伺います。

徐知州のご判断を戴いたところ、「石豈子はかくも悪行を行っており処罰しないわけには行かぬ。杖一百を科し、強制して帰宗させよ。その他のことは原案通り行え」とあった。

【校勘】

①原文二行目、「不可使之上達」に付された中華書局本の原注は、写真版に照らせば「不」字は缺画には見えず、反語に読むことによって意味が通じることから、原文のままでよいと思われる。

②原文三行目、「命継為子」は、養父石居敬が生存中の養子であるから、正しくは「立継為子」でなければならない。

③原文四行目、「往来聴限者有人」では意味が通じず、「有」字は「九」字の誤りではないか。「九」字は「有」字の草

書体に相似するからである。

【注釈】

①原文「號泣于旻天」は、『尚書』虞書「大禹謨」に、「帝初于歷山、往于田、日號泣于旻天、于父母」とあり、舜が父母の病は自分の責任と思って、毎日天と父母に號泣したという故事に拠る。

②原文「位」とは、一族内のいくつかの大系統を指すが、ここでは石氏は実際は家産分割を経ていながら、官の戸籍上は一戸として登録していることから、「三位」で半年の保役に充てられ、それぞれの「位」が二ヶ月ずつ担当したのであろう。

③原文「保役」とは、南宋代に行われた保伍法による徭役を指す。地方や時期によってかなり異なるが、例えば五家を一甲とし、五甲を一小保、五小保を一大保、五大保以上を都とし、保長、大保長、都保正副を置いた。その目的は郷村の防衛や警察業務、民衆の教化や飢民の救済などにあった。詳しくは、周藤吉之「南宋の保伍法」（一九六三年原載、同氏『唐宋社会経済史研究』一九六五年、東京大学出版社、所収）、参照。

④原文「小祥」とは、死後一年目に行う祭祀を言う。

⑤原文「巴陵県」は、荊湖北路岳州管下の県。

(九)　出繼子破一家、不可歸宗

春秋書莒人滅鄫、傳者曰、立異姓爲後、滅亡之道也。然春秋不罪鄫、而罪莒者、過莒之包藏禍心也。何存忠以子康功爲黄氏後、而蕩黄氏之業、何以異此。然而天道好還、出爾反爾。何存忠知以子爲人後、爾不知己之無後也、知挾其子以禍黄氏之家、而不知終之適以自禍也。自歿、肉未寒、争者四起。黄康功以出繼之子欲歸宗、而黄傑夫者訟之、康功既不得歸宗、陳靖夫挾其子以立、而何存忠輩訟之、陳靖夫既退、何麟夫等舉斗煥、而向也出繼之黄康功復起而争之。六年之中、訟無虚日、于是何存忠之家産、半爲其女所抽撥、半爲其出繼之子黄康功所典賣、而所存無幾矣。非天道好還之驗乎。倅廳所申、謂其家禍皆存忠之所自致、可謂得春秋誅心之義矣。拖詳始末、惟其説又有未盡善、宜其訟之未遽已也。蓋何斗煥者、存忠之族子也、黄康功者、存忠之庶子也。斗煥之立、存寶祐三年、而官司出給除附公據、乃遲遲在五年之後、是必何氏族議有所未盡協而然也。黄康功以庶子出繼于姑、本生之家既無後、反而歸宗、豈曰不可。然使康功以庶子出繼之家、田産無恙、痛本生之無後、擇黄族之賢者、爲所繼父之後、而已歸奉本生之祀、如是則名正辭順、恩義兩盡矣。今黄康功既與其所生父蕩黄氏之業、黄氏之種不存、乃爲舍黄而爲何。彼豈真有念父之心哉、不過以黄家已破、欲以其禍黄者而禍何矣。此其不可一也。康功身爲姑夫黄縣尉後二十有七年矣。爲之後者、爲之子也。康功之子、

乃縣尉之孫也。今欲舍黃而爲何、乃以其子奉黃縣尉之香火、是以孫承祖、彼以一人而包兩家之業。天下豈有無父母之國哉。此其不可二也。康功所生母楊氏、念其父之遺體、與其親女俱私自摽撥田業以與、以初意非薄康功也。康功得隴望蜀、必欲掩而有之、因何斗煥有取田之訟、憲司有存忠自有子之判、于是再起歸宗之想、至于訐母以曖昧之事、則是母子之情已暌矣。楊氏年老孀居、必欲令立康功爲子、則康功決不能承順顏色、楊氏決無憀賴。此其不可三也。疊是三者、則與其立敗家訐母出繼庶子之康功、誠不若立同宗幼穉之斗煥、猶可與母子相安、猶可望其保守門戶、猶可自附于夫亡從妻之條也。抑又有説焉。康功出繼之子、雖有不可者三、然本何氏之一脈也。彼其破蕩黃氏之産、了無孑遺、無常産、無常心。覩其本生之家、有田可耕、有屋可居、覬覦之心由是而生、亦勢之所必至。官司若不爲何氏善後之計、酌情區處、則斗煥・康功之爭、不至盡碎其産不已、是立康功、何氏之家破、不立康功、何氏之家亦破也。今據何斗煥狀、稱父存忠歿後、見存之業二十八種。欲帖縣丞、令何氏家長何天麟等從公分析、就内以一半與出繼子康功、一半與立繼子斗煥。從使康功破家、不能保有其業、何氏猶可以保全其半、而寒衣・盂茶・盂飯猶有所資、以存立已、不猶愈于黃與何兩俱掃地乎。其黃康功盜賣若過十四種之數、官司合與拗還斗煥。如此則康功自今詞訟可息矣。

(九)「出継子破一家、不可帰宗（出継の子が破産させても、帰宗させてはならない）」

『春秋』は「莒人が鄫を滅ぼした」と書き、『春秋穀梁伝』には「異姓を立てて嗣子としたのが滅亡の道である」と言っている。① しかし『春秋』が鄫を罪せずに莒を罪しているのは、莒がよからぬ野心を包み隠していることを咎めているのである。何存忠が息子の康功を黄氏の嗣子にして黄氏の家産を破産させたのは、どうしてこれと異なろうか。しかし、天道は元に戻り、② 自分がしたことは必ず自分に報いが返ってくる。③ 何存忠は息子を人の嗣子にしながら、思いもよらず自分を継ぐ者がいなくなってしまい、我が子を使って黄氏の家に災いをもたらしながら、思いもよらず自分の嫡子を絶って己の災いとなってしまった。

何存忠が死んで間もなく、争う者があちこちから出てきた。黄康功は出継の子であることから帰宗しようとしたが、黄傑夫なる者がそれを訴えた。それで康功が帰宗できなくなるや、陳靖夫が自分の息子を嗣子にしようとし、何存忠の一族がそれを訴えた。それで陳靖夫が引き下がると、何麟夫等が斗煥を嗣子に挙げ、最近ではまた出継した黄康功が再び訴え出てこれと争った。六年の間に訴訟のない日はなく、それで何存忠の家産は半ばはその娘に持ち去られ、半ばはその出継の子黄康功に典売されてしまい、残すところは幾らもなくなってしまった。これは天道は元に戻るということの証験ではないか。通判庁の上申には、「その家の災いは皆存忠が自ら招いたもので、『春秋』の誅心の義を得たと言うべきである」と言っている。

本件の一部始終を調査してみると、通判庁の判断にはまた未だ善を尽くしていないところがあり、この訴訟がすぐに終わらないのも無理からぬことである。と言うのは、何斗煥なる者は存忠の族子であり、黄康功なる者は存忠の庶

子だからである。斗煥が立嗣したのは宝祐三年（一二五五）であるが、官司が戸籍登録替えの証明書を出したのは遅れに遅れて五年経ってからであり、これはきっと何氏の一族の意見が未だしっかりとまとまっていなかったことからそうなったのであろう。黄康功は庶子であることから姑の家に出継し、生家に嗣子がいなくなると、今度は帰宗したのだが、これはよくないことだとは言えない。しかしもし康功が庶子で出継した家の財産を保全し、生家に後継ぎがいないことに心を痛め、黄姓の一族の賢者を選んで養父の嗣子とし、それから自分が生家に帰って生家の祭祀を奉じたとすれば、名義・言辞は道理に適い、④恩義は両家共に尽くされたであろう。

今康功は既に実父何存忠とともに黄氏の財産を蕩尽し、黄氏の子孫はいなくなったのに、黄氏を捨てて何氏となっている。彼には真に父を思う気持ちがなく、黄家が既に破産したので、黄氏に災いした者が今度は何氏に災いしようとしているに過ぎない。これが帰宗を認められない第一点である。

康功は自ら姑の夫黄県尉の嗣子となって二十七年になる。嗣子となった者は、その息子になったということである。康功の息子はすなわち県尉の孫である。今黄氏を捨てて何氏になることは、自分の息子に黄県尉の祭祀を奉じさせることになり、ということは孫に祖父を継がせ、彼康功が一人で両家の財産を手に入れることになる。天下にどうして父母のない国があろうか。これが帰宗を認められない第二点である。

康功の生母楊氏は、父親が残した子供（すなわち康功）を思い、その実の娘とともにひそかに田産を摽撥して康功に与えており、元々の気持ちは康功に冷たくはなかった。康功は際限のない欲望を抱き、必ずすべてを手に入れようと欲し、何斗煥が田地を取り戻そうとの訴えを起こした時に、憲司が「存忠には自分の実子がいる」という判決を出したのを機に、再び帰宗しようとの思いを抱き、母親を根拠のないことで誹るに至り、これで母子の情は対立してし

まった。楊氏は年老いて寡婦暮らしであるゆえに、必ず康功を立てて子とせしめようとしても、康功は決して楊氏に従順であることはできず、楊氏も決して康功を頼りにすることはできない。これが帰宗を認められない第三点である。

この三点を重ねてみれば、黄氏を破産させ実母を誹った出継の庶子康功を立てるよりは、まことに同宗の年の若い斗煥を立てたほうがよく、そうすれば母子は互いに安んじ、一家の財産を保全でき、「夫が死ねば（立嗣は）妻の意向に従う」という法律にも自ずと附合することになろう。

そもそもまたこんな考え方もある。康功は出継の子であり、帰宗を認められない三点があるとはいえ、しかし元々は何氏の血を引く者である。彼は黄氏の家産を破産させて遂には僅かの残りもなくさせたが、一定の財産がない者には一定の道徳心がないものである。[15] 生家に耕すべき土地、住むべき家があるのを見て、分不相応の気持ちがそこから生じたのは、勢いからして当然のことである。官司がもし何氏の善後の計をなし、情を酌んで措置しなければ、斗煥と康功の争いは家産を使い果たすに至らなければ止まないであろう。と言うことは、康功を立てれば何氏の家は破産し、康功を立てなくとも何氏の家はやはり破産するということである。今斗煥の（争いの当初の）訴状によると、父の存忠の死後、現存する田産は二十八種であると称している。

県丞に帖文を送り、何氏の家長何天麟等に公平に家産を分け、半分を出継子康功に与え、半分を立継子斗煥に与えさせる。たとえ康功が家を破産させ、その財産を保持できなくとも、何氏がなおその半分を保全していれば、寒衣（紙のコート）、盃茶（茶杯）、盂飯（飯碗）（といった祭祀用の道具）は調達でき、それで（何氏の血脈・祭祀は）存立できるのであって、黄氏と何氏とが共に破産してしまうことよりはよいであろう。康功が盗売したところがもし十四種を越えていれば、官司は比率を変えて斗煥に交付すべきであり、こうすれば康功の今後の訴訟は止むであろう。

【校勘】

①原文三行目、「而不知終之適以自禍也」の「之」字は写真版では「也」。中華書局本は上図校勘本に従って改めるも、注記はない。

②原文五行目、「陳靖夫」は写真版では「陳靖天」。中華書局本は上図校勘本に従って改めるも、注記はない。

③原文二十六行目、「従使康功破家」の「従使」は、「縦使」の誤りであろう。

【注釈】

①本号前出㈤の注釈⑧、参照。

②原文「天道好還」は、前号（『北海道大学文学部紀要』四八―三、二〇〇〇年）の㈢の注釈⑤、参照。

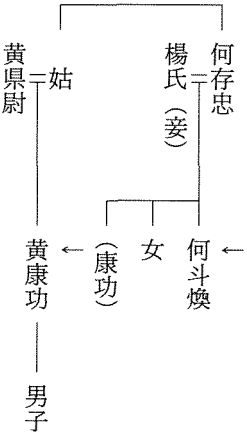
③原文「出爾反爾」は、『孟子』巻二「梁恵王章句下」に、「曾子曰、戒之、戒之、出乎爾者、反乎爾者也」とあるに拠る。

④原文「名正言順」は、本号前出㈡の注釈①、参照。

⑤原文「無常産、無常心」は、『孟子』巻一「梁恵王章句上」に、「（孟子）曰、無恒産而有恒心者、惟士為能、若民、則無恒産、因無恒心」とあるに拠る。

本条の関係図は以下の通り。

○――――（何斗煥）



(二)　斷　　韓竹坡

黄康功生髪未燥、已爲黄氏養子、今已二十七年、蕩盡物業、又輒盜賣本宗之田、以一身而爲兩家不孝子。其何以立于戴履間哉。今又逐去斗煥、而復歸何氏、則非惟何氏田業將無子遺、而其母既不相安、必至飲恨、不得其所、是何存忠之殘業・遺孀、併爲此不肖子所折。今揆之天理、決不可容、僉廳所擬、已盡情理、照行。

㈢「断（判決）」

黄康功は生まれて間もなくして黄氏の養子となり、いま既に二十七年になるが、財産をすっかり使い果たし、また勝手に生家の田を盗売し、一つの身で両家の不孝の子となっている。こんな者がどうしてこの世①にいられよう。今また斗煥を追い出して何氏の家に再び帰宗すれば、ただに何氏の田産が無くなってしまうだけでなく、その母親も安んぜず、必ずや恨みを飲んで居るべき所に居れなくなってしまうであろうし、それは何存忠の残された家産、残された寡婦が、共にこの不肖の子によって被害を受けるということである。今これを天理にはかれば、決して容赦することはできない。僉庁の判決原案は既に人情と道理を尽くしており、その通りに行え。

【注釈】

①原文「戴履間」は、天と地の間、すなわちこの世の人間世界を言う。『春秋左氏伝』僖公十五年に、「晋大夫三拝稽首曰、君履后土、而戴皇天、皇天后土、実聞君之言」とあり、『淮南鴻烈解』巻八「本経訓」に、「戴圓履方、抱表懐繩、内能治身、外能得人」とあるに拠る。

検校

(三)　不當檢校、而求檢校

葉岩峰

張文更父〔一〕張仲寅以堂叔之故、陳理卑幼財産、意在檢校。揆之條法、所謂檢校者、蓋身亡男孤幼、官爲檢校財物、度所須、給之孤幼、責付親戚可託者撫養、候年及格、官盡給還、此法也。又准勅、州縣不應檢校輒檢校者、許越訴。此又關防過用法者也。今張文更年已三十、儘堪家事、縱弟妹未及十歳、自有親兄可以撫養、正合不應檢校之條。張仲寅仗義入詞、公耶、私耶。向嘗讒間其母、致與父相離、今復撓亂其家、使不得守父之業、豈非幸灾以報仇、挾長以凌幼、用意何慘哉。法不可行、徒然擾擾、但見心術之險・族義之薄。天道甚邇、豈可不自爲子孫之慮也哉。今仰張文更主掌乃父之財産、撫養弟妹、如將來或願分析、自有條法在、餘人並不得干預。

〔一〕張文更父　按文義、「父」下似脱「亡」字。

(三)「不当検校、而求検校（検校すべきでないのに、検校を求める）」

張文更の父が死に、張仲寅は堂叔（おじ）であることから、卑幼の財産の処理を申し立てたが、その意図は検校することにあった。これを法律にはかれば、所謂検校なるものは、「本人が死んで息子が孤幼①である時に、官司が財物を検校し、必要なものを計算してこれを孤幼に与え、託すべき親戚に付託して養育し、成年になったら、官司がすべてを返還する」というもので、これが法律である。②また、勅によれば、「州県が検校すべきでないのに検校したならば、越訴をゆるす」とある。③これはまた法を誤って適用するのを防ぐものである。

今張文更は年が既に三十歳で家事をすべて取り仕切ることができ、たとえ弟妹がまだ十歳になっていないとはいえ、養育してくれる実の兄がいるのであるから、検校すべきではないという法律にまさしく合致する。張仲寅が義をたてに訴状を出したのは、公のためか、私のためか。先には（文更の）母に讒言して父と離反させ、今またその家を乱して父の業を守ることができないようにさせるのは、災いを幸いとして仇敵に報復し、尊長であることを利用して卑幼を虐げるものではないか。その意図のなんと惨いことか。法では行うことができないのに、徒に騒動を起こすとは、心根の険悪さ、一族の情誼の薄さを見るのみである。親属の関係はとても近いのであるから、自ら子孫のための配慮をしないわけにはゆかないではないか。

今張文更に命じて父親の財産を管理させ、弟妹を養育し、もし将来家産分割を願うのであれば、自ずと法律が備わっており、余人は誰も関与してはならない。

【校勘】

①葉岩峰は、写真版では葉岩峯に作る。

②原文五行目、写真版の「幸灾以……」の「灾」字を中華書局本は「災」字に作る。異体字だが写真版に従う。

【注釈】

①原文「孤幼」とは、孤児で未成年という意味。「孤」には父を失った、父母ともに失ったという二つの意味があるが、ここは後者。

②『宋会要輯稿』食貨六一―六二、民産雑録、紹聖三年二月一〇日条に、次のように見える。

元豊令、弧幼財産、官為検校、使親戚撫養之、季給所需、貲蓄不満五百万者、召人戸供質当挙銭、歳取息二分、為撫養費。

③この勅は、『慶元条法事類』巻三六、庫務門一、給還寄庫銭物、随勅申明「厩庫」に見える。なお文中の「越訴」とは、裁判の審級を飛び越えて訴えることを言い、例えば県を飛ばして州へ訴えること。

孤幼

(三)　欺凌孤幼

呉恕齋

尤彬由舗兵起家、積累既無根源、生聚素昧禮法。彬與彦輔、兄弟也、析居各爨已數十年、

不知有手足之義久矣。彬爲兄、瞽而無子孫、彦輔於其垂亡之時、脅以官司、强以其八歳之孫榮哥爲之後。越一年、彬死、而彦輔又興戸絶檢校之訟。于是彬之妻阿陸心懷不平、但撥田八畝・會千緡・屋一所、給付榮哥、歸本生家撫養、乃與其女百三娘削髪爲尼、棄屋爲寺、蓋欲絶彦輔父子併呑之計。彦輔復訟之、累經臺府、陸兼僉所擬、固已曲盡其情矣。切詳彦輔・阿陸不義之心、皆有可誅者。使彦輔果有愛兄念嫂之意、憐其絶嗣、思所以繼之、以己之孫爲兄之孫、本合理法、又能以骨肉真情委曲區處、夫豈不可。何爲于彬之方歿也、又興戸絶之訟。蓋彦輔本非篤天倫之愛、不過欲以其孫據有其家貲耳。是彦輔不義之心、失之貪。阿陸不勝其忿、量割田錢、塞其溪壑、寧出家棄屋而不顧、殊不知與其忿嫉、歸之僧門、孰若隱忍、留遺夫後。楚人亡弓、楚人得之、婦人女子既不曉此、又有沈百三者陰嗾之。是阿陸不義之心、失之吝。誅二人之心、或貪或吝、固皆狥利忘義。就其中論之、夫人孰不有子孫之心也、阿陸一旦毀身爲尼、毀家爲寺、此豈得已、實彦輔父子有以迫之。今案官擬、勒阿陸還俗、檢校財産、別選族長主其家事、以俟榮哥出幼、却不許彦輔干預。此説固爲可行、但阿陸年已八衰、其女又死、孑然一身、真無告之尤可憐者、若遽盡奪其出家之志、是増其忿而速其死、益足以快彦輔父子呑併之私矣。使阿陸盡絶尤氏之嗣、不立榮哥爲孫、則不可。今既立榮哥、以紹其夫之後、又撥田畝錢屋以贍之、則所以爲夫謀、爲身謀、亦不得已而爲此下策矣。除已撥田畝錢屋與榮哥外、欲告示阿陸、先竭力安葬其夫・其女、仍將見在田産、再撥一半、作尤彬贍墳田、

令榮可爲主、不許典賣、目今權責付彦輔父子、爲其孫主張、以俟出幼、于理亦順。所有阿陸身既爲尼、屋既爲寺、應隨身浮財及所餘一半田産、合從其便、終老其身。庶幾安老懷少、生死各得其宜、否則八歳之孫、無所撫卹以俟其長、八十歳之祖母、無所依倚而速其亡、尤彬亦不安于地下矣、彦輔安乎哉。

孤幼

(三)「欺凌孤幼（孤幼を虐げる）」

呉恕斎

尤彬は舗兵①の身から豊かな家となったが、積み重ねた財産にはもとより正当な出所がなく、一族も平素から礼儀作法を弁えてはいない。彬と彦輔は兄弟であり、財産分けして既に数十年が経ち、兄弟の絆を失って久しい。彬は兄で、盲(めしい)ていて子孫が無く、彦輔は彬の臨終が近くなった時に、官司に訴えるぞと脅しをかけ、自分の八歳の孫栄哥を嗣孫とするよう強制した。一年が過ぎて彬は死んだが、彦輔はまた戸絶により検校してほしいとの訴えを出した。ここにおいて彬の妻阿陸は心中穏やかならぬものがあり、ただ田八畝、会子千緡、家屋一カ所を栄哥に与え、実家に返して養育させ、自身は娘の百三娘とともに剃髪して尼となり、家屋を喜捨して寺とした。おそらく彦輔父子の乗っ取りの計画を絶とうとしたのであろう。彦輔は再びこれを訴え、かさねて台府（府庁）に訴え出たが、陸兼僉②の判決原案はもとよりその情実をつぶさに明らかにしている。

調査の結果、彦輔・阿陸の不義の心は、いずれも懲罰すべきものがある。もし彦輔に本当に兄を愛し兄嫁を思いやる気持ちがあり、嗣子がいないことを憐れみ、これを継ぐ方法を思い、己の孫を兄の孫とするのであれば、もとより道理と法律に合致しており、また肉親の真情から行き届いた措置を執ったということであり、どうしてよくないことがあろうか。しかし彬が死ぬやすぐに戸絶の訴えを起こすとはどういうことであるか。これは彦輔は本来親子兄弟の愛情に篤くはなく、孫を使って家産を占拠しようとしているからにほかならない。これが彦輔の不義の心が貪欲に失している点である。

阿陸は怒りのあまりに、田と銭とを割いて彬の飽くなき欲望を塞ぎ、出家し家屋を捨てて顧みない方がむしろよいとしたが、よいか、怒り嫉んで家産を僧門に帰すよりは、堪え忍んで夫の嗣子孫に残してやる方がよいというものではないか。「楚人が弓を失い、楚人がこれを得る③（のであれば構わない）」と言うが、婦人女子はこの意味を分かっておらず、さらに沈百三なる者が陰で阿陸を唆している。これが阿陸の不義の心が吝嗇に失している点である。

二人の動機を明らかにすると、一方は貪欲、一方は吝嗇で、もとより皆利に従い義を忘れている。その心情からこの問題を論ずれば、そもそも人は誰もが子孫を持ちたいという気持ちがあるものだ。阿陸は一旦身を捨てて尼となり、家を捨てて寺となしたが、これはやむなくしたことで、実際は彦輔父子に迫られてやったことなのだ。今本件担当の官は、阿陸を強制的に還俗させ、財産を検校し、別途族長を選んでその家事を管理させて栄哥が成人するのを待ち、一方では彦輔の関与を許さないとの解決策を出した。この説はもとより行うべきだが、ただ阿陸は年既に八十歳で、その娘も死んでおり、全く孤独の身であって、まことに頼るところのない最も憐れむべき者である。もしにわかにその出家の志を尽く奪ってしまえば、それはその怒りを増して死期を早めるものとなり、益々彦輔父子の財産乗っ取り

の私心を満足させることになろう。もし阿陸が尤氏の血脈を絶ち、栄哥を立てて孫としないというのであれば、それは許されない。今既に栄哥を立てて夫の後を継がせ、また田畝・銭・家屋を割いてこれに与えたのは、夫のためを思い、我が身を思ってのことであり、やむをえずにこの下策をなしたのである。

既に分割した田畝・銭・家屋は栄哥に与えることとし、阿陸に告示して、まず努めて夫と娘の葬儀を行い、なお現有の田産から再度半分を割いて尤彬の祭祀用の田とし、栄哥にこれを管理させ、典売を許さないこととするが、当面は仮に彦輔父子に管理を付託して孫の支えとし、それで栄哥が成人するのを待つことにすれば、道理に適うであろう。およそ阿陸の身は既に尼となり、家屋は既に寺となっており、あらゆる阿陸が携えている浮財及び残りの半分の田産は、阿陸の便に従い、老後を過ごさせるべきである。そうすれば老人を安んじ若い者を思いやり、生けるも死せるも各々がその宜しきを得ることになろう。さもなければ八歳の孫は養なわれて成人する術がなく、八十歳の祖母は頼るところがなくして死期を早めることとなり、尤彬もまた地下で安んじることがないであろう。そうであれば彦輔は心穏やかでいられるか。

【校勘】

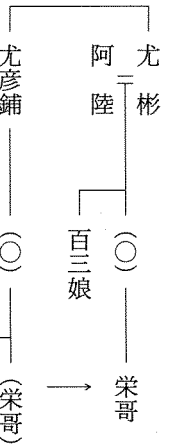
原文十二行目、中華書局本は「今案官擬勒阿陸還俗」とするが、原文のように改めた。

【注釈】

①原文「舗兵」は「鋪兵」とも言い、巡邏を行う兵卒を言う。例えば、孟元老『東京夢華録』「防火」に、「毎坊三百歩許、有軍巡邏鋪屋一所、鋪兵五人、夜間巡警、収領事」と見える。

②原文「兼僉」とは、「兼僉書判官」の略称。「兼」は兼官すなわち暫時この職を兼ねていることを意味する。
③原文「楚人亡弓、楚人得之」は前々号（『北海道大学文学部紀要』四八―二）の㈠の注釈⑤、参照。

本条の関係図は以下の通り。



㈢　官爲區處

韓似齋

李介翁死而無子、僅有一女、曰良子、乃其婢鄭三娘之所生也。官司昨與之立嗣、又與之檢

校、指撥良子應分之物産、令阿鄭撫養之、以待其嫁、其錢・會・銀器等、則官爲寄留之、所以爲撫孤幼計者悉矣。夫何阿鄭以婢子之性、忘幼女之孤、反分取良子之嫁資田業、而自爲嫁資、不待其主之葬、以身出嫁宗子希珂。良子無依、遂歸房長李義達撫養、既而從幼婚之議、納余日熒男震子之聘、更以良子就養于余、且半年矣。有李義達以主其議、有韓鳳以爲之媒。阿鄭雖已出嫁、不當復預李氏之事、亦且立合同文約、付余氏收執、見得皆已預聞。乃復狥希珂貪婪之私、乘良子歸送父葬、奪而去之。良子之去留、且非阿鄭之所當預、況希珂乎。名非屬籍、甘心違法、娶人之婢、而不羞其非偶、則辱身冒嫌、貪利招權、奪人之婦、亦何暇自顧其非法。當此之時、爲官司者、便當據條任理而行之、乃聽阿鄭之詞、同所問于十歲之良子、彼何知哉。一時樂歸于所生之旁、豈知其身他日之利害何如也。阿鄭之言、惟希珂是聽、良子之言、惟阿鄭是聽、官司不深爲良子計、而問計于良子、亦卒不免惟良子之是聽。宜乎改嫁趙必慣之謀、脱所寄庫之物、希珂與林端等皆得假良子之名、次第以罔官司。今若從僉廳所擬、牒會宗司、問必慣曾不過禮、又幾于前日引問良子之故智耳。良子之方十二、不問而知其爲欺。官司若欲究詰希珂等之姦慝、盡將一行人追送所司、以良子押付李氏房長、聽從余日熒擇吉成親于及嫁之日、其誰曰不然。但李義達者、既非可以託孤、而希珂作良子名陳詞、所以指斥余日熒者、無所不至、尚可復爲余氏婦乎。在余日熒、今日只當棄良子于不足争、在官司、亦只得委良子于不暇恤。但余日熒之子既不得婚、先來聘送禮物與半年供給之費、法理悉當追還。

李義達者、始焉既受余震子之聘財、今焉又主趙必慣之姻議、反覆變詐、放利而行、官司既未欲追究、合併監阿鄭及李義達、逐一計算理還、取會余日熒領狀申。如不伏、却當窮究施行。林端原用林德名具狀、脱取李良子寄庫物件、今又易名林端、欺官脱罪、羽翼宗子、肆爲姪横、勘杖一百、雖不能回良子婚姻之正、姑以爲敝攘矯虔者之懲。

韓似斎

(三)「官為区処（官が措置する）」

李介翁は死んで息子がなく、わずかに娘一人がいて良子と言うが、婢女鄭三娘が生んだ者である。官司は先頃介翁のために立嗣し、また検校を行って、良子が受けるべき財産を指定して取り出し、阿鄭に良子を養育させて出嫁するのを待たせ、その銅銭・会子・銀器等は官がこれを預かってやった。それゆえ孤幼をいたわる手はずは周到である。

何としたことか、阿鄭は婢女の性(さが)から、父を失った幼女を忘れ、逆に良子の嫁資の田業を分かち取って自分の嫁資とし、主人の葬儀が終わるのを待たずに宗子①の希珂に嫁いだ。良子は頼る者がおらず、結局房長の李義達の下で養育され、やがて幼婚の取り決めをして、余日栄の息子震子の聘財を受け取り、更には良子を余の家で養育すること半年になろうとしている。李義達は婚姻の取り決めを行い、韓鳳は媒酌を行った。阿鄭はすでに出嫁しているにもかかわらず、怪しからぬことに再び李氏の事に関与し、また合同の文約を立てて余氏に与えて証拠としたが、こうしたことにこれまで皆関与したことは（官司でも）判っている。しかるにまた希珂の貪婪な私心に従い、良子が父家に帰って

父の葬儀に参加するのに乗じて、彼女を奪って連れ去ってしまった。良子の去就は阿鄭が関与すべきところではなく、まして希珂はなおさら関与すべきではない。（希珂の）名は李氏の戸籍にある（すなわち李の一族である）わけでもないのに、甘んじて法に違って他人の婢女を娶り、（身分の）釣り合いがとれていないことを恥ともしないことは、身を辱め恥をさらし、利を貪り権勢を頼むことであり、他人の婦女を奪うに当たって自ら違法であることを顧みる暇がないということだ。これに対処する時、官司たる者はすなわち法律に依拠し道理に照らしてこれを処理すべきであったのに、しかるに阿鄭の訴えを裁く際に、十歳の良子に同じ事を尋問している。かの良子に何が分かるというのか。（良子が）一時生みの母の所に帰属したいと思っていても、自身の将来の利害がどうであるかを分かるはずがない。阿鄭の言は希珂の言うことだけに従い、良子の言は阿鄭の言うことだけに従うのであって、②官司は深く良子のために手だてを取らずに、どうするかを良子に問うことは、結局良子の言うことにのみ従うことになってしまう。（良子を）趙必慣に改嫁するという策謀をし、寄庫した物を不法に取り戻すに際して、希珂と林瑞等は皆良子の名を騙（かた）り、次々と官司を騙したのも、無理からぬ事である。

今もし僉庁の判決原案に従って、宗司③に牒文を送って照会し、必慣はかつて結婚しなかったかを問い合わせることは、また先頃良子を連行して尋問したというやり方と同じである。良子は十二歳になったばかりであって、問わずして（良子は）騙されていることが分かる。官司がもし希珂等の悪巧みを糾問しようとするのであれば、関係者全員を召喚して担当部局に送り、良子を李氏の房長に送り届け、余日栄が日柄のよい日を選んで良子が結婚できる年齢になった日に結婚するのを待つことにするのがよい。こうすれば誰がそれでは駄目だと言おうか。

ただ李義達なる者はもとより孤児を託すことができず、（一方）希珂は良子の名を使って訴状を出し、余日栄を指弾

することあらゆる面に及んでいるが、それでもなお（良子を）また余氏の嫁にすることができるであろうか。余日栄にあっては、今はただに良子を争って嫁にするには足りないとして捨て去るべきであり、官司にあっては、またただに良子を憐れんで手だてを取る余裕がないとして（誰かに）委ねるほかない。ただし余日栄の子が結婚できなくなった以上、先頃の聘財として送った礼物と半年養った費用とは、法律・道理からして尽く取り立てて返納すべきである。李義達なる者は、最初は余震子の聘財を受領し、今はまた趙必慣の婚姻の主婚となって、繰り返し偽り騙し、利益を求めて行動しているが、官司はもとより未だ追究しようとは思わない。阿鄭及び李義達をともに強制し、逐一計算して返済させ、余日栄の領収書を取って対照し、上申せよ。もし承伏しなければ、その時は徹底的に追及して措置せよ。林瑞はもと林徳の名を用いて訴状を書き、李良子の寄庫の物件を不法に手に入れたが、今また名を林瑞と変え、官を欺き罪を逃れ、宗子を補佐し、恣に悪事を働いたので、杖一百を科す。良子の婚姻を元通りの正しい形に回復できはしないが、しばし力ずくや詐欺で奪い取る者④の懲らしめとする。

【校勘】

①原文七～八行目、「名非屬籍」の「非」字は、草書体の相似からあるいは「作」字の誤りか。とすれば、訳文は「名は皇族の戸籍に載っていながら」となるが、今は留保して中華書局本に従う。

②原文十二行目、「脱所寄庫之物」の「脱」字の後に、「取」字が脱落しているのであろう。後の二十行目に「脱取李良子寄庫物件」とある。

【注釈】

①原文「宗子」とは、皇帝趙氏の一族という意味。

②『春秋左氏伝』成公二年条に、「敝邑之幸、亦云従也。況其不幸、敢不唯命是聴」とあり、「唯命是聴」は、「ただ仰せのままに従う」の意。

③原文「宗司」とは、「大宗正司」の略称。大宗正司は皇族及びその子弟を管理する官庁。

④原文「敓攘矯虔」は、『尚書』「呂刑」に、「罔不寇賊鴟義、姦宄奪攘矯虔」とあるに拠る。「敓」は「奪」に同じ。

本条の関係図は以下の通り。

趙希珂
＝
鄭三娘　＝　趙必愼
＝
李介翁　＝　良子
余日榮　＝　余震子
李義達

㈣　房長論側室父包併物業

大抵臨財之際、欲辱身焉者、雖未必盡私、而已不能掩狗私之迹、凡欲潔身焉者、雖未必盡公、而不失爲示公之意。梁太固梁居正之族人也、然一主居正之喪、遂挈家以據居正之室、而日用飲食焉、黨套庫僧而營運、號召佃戸而收支、每于財利之間、動有披襟攘袂之狀、縱使于中曾宣微勞、人亦得以利心窺之矣。鄭氏固梁居正之側室也、然一從居正之死、便知遣喚梁太行房長之事、既而見梁太之不足託、遂自求于官、首乞檢校、以待二幼之長。但方議梁太之私、而必能自絶其私、招致其父鄭應瑞、輒預梁氏家事、安能免于梁太之詞。官司徒以其前後陳述、猶能委利權于官、以爲他日全身遠害之計、遂得以別公私、定是非于梁・鄭氏之争也。今梁太乃譊譊然、力詆鄭氏爲居正之妾而非妻、且彼雖恥以妾自名、而至于陳乞檢校、則是顯然不敢以妻自處、使鄭氏自詭以居正之妻、則又奚以檢校爲哉。梁太果有悼往恤孤之心、而無謀私營利之計、則又何惡于檢校哉。僉廳所擬、欲示梁太遷歸己居、又示鄭應瑞不得復登梁氏之門、令鄭氏管收租利、以爲拊育二幼之資、令兩庫不得開張、以爲夤緣走弄之計、皆切當之論。但居正存日、既有月錢、以贍鄭氏之父母、而梁太者目今又有自于庫内月取三千。今合每月分明于鄭氏管收租利内、月支錢五貫送梁太、其鄭應瑞則照居正在日、給錢三貫五百文足以贍之。田契昨已寄留縣庫、庫本錢三千六百單八貫足、若不與防閑、不陰消于梁太・庫僧之侵移、必

將潛耗于鄭應瑞之搬挽、合併與寄留縣庫。但官庫寄留民錢、歲月推遷、官吏更易、率有攢庫移易之弊、雖有官據、徒執虛文。合從本縣給據、付二幼收執、許令逐季具狀經縣、委收支官同詞人入庫點視、候出幼日、照數給還。既有庫業、必有在庫臺架、帖原檢校官、勒庫僧賫簿供具、點對區處呈。此内則有月利三十五貫、歲收穀三十七石、租利錢一百六十三貫、儘可爲鄭氏・二幼衣服・飯食・教導・税賦之資、及梁太・鄭應瑞月給之費。梁太但當時其來往、照拂其門戸、不必干預財穀、鄭應瑞但當處居正在日借住之屋(二)、享今來照原數給助之資、不當非時登門預事。當職于孤幼之詞訟、尤不敢苟、務當人情、合法理、絶後患、餘並從擬行、帖縣照應、備榜市曹。

〔一〕但當處居正在日借住之屋　「正」原作「止」、「日」原作「自」、據上圖校勘本改。

(二)「房長論側室父包併物業（房長が側室の父親が財産を取ったと訴える）」　韓似斎

大抵財物を目の前にすると、財物に身を辱めようとする者は必ずしも全部が私心に基づくものではないにせよ、私心に従っている形跡を覆い隠すことはできず、およそ財物に潔癖であろうとする者は必ずしも全部が公正であるわけではないにせよ、公正さの意向を示すことになるものである。

梁太はもとより梁居正の族人であるが、しかしひとたび居正の葬儀を執り行うや、遂には一家を挙げて居正の家に

居座り、日々そこで飲食し、質庫(しちや)の従業員①を集め束ねて営業し、佃戸に呼びかけて（小作料の）収支を行い、つねに財利に関することには、ややもすれば心底努力する有様であったが、たとえそこで幾ばくかの貢献があったとしても、人々はそれを金儲けのためだと見ていた。鄭氏はもとより居正の側室であるが、しかし居正が死んでからは、梁太にあれこれ指図して房長の役割を行わせていたけれども、やがて梁太は頼むに足らぬと見るや、遂には自ら官司に求めて「検校をし、二人の幼子が成人するのを待ちたい」と願い出た。但し梁太の私心を問題にするに当たっては、必ず鄭氏自らがその私心を絶つべきで、父親の鄭応瑞を呼び寄せて、みだりに梁氏の家事に預からせるとあっては、どうして梁太の訴えを招かずにおられようか。官司はただにその前後の陳述をもとに、なおよく利権を官に委ね、それによって将来身を全うし害を遠ざける手はずを整えたならば、遂には公と私とを分かち、梁と鄭氏の争いに是非を定めることができよう。今梁太は大声で叫き散らし、鄭氏は居正の妾であって正妻ではないと懸命に誹っているが、鄭氏は妾と自称することを恥じてはいるものの、検校を願い出たということは、すなわち明らかに自らを妻であるとはしていないということであり、もし鄭氏が自ら偽って居正の妻であるとするならば、どうして検校をすることがあろうか。梁太に本当に死者を悼み孤児を憐れむ心があり、私心を遂げて利益を得ようとの策謀がないのであれば、どうして検校を憎むことがあろうか。

僉庁の判決原案では、梁太に告示して自分の家に帰らせ、また鄭応瑞に告示してこれ以上梁氏の門に到ってはならないとし、鄭氏に利息を管理させ、もって二人の幼子を養育する資金とし、二つの質庫で営業をしてはならず、もって営業にかこつけて誤魔化しをすることを防止する策とせよとしているが、皆極めて正当な議論である。ただ居正が存命の時、既に月々の金銭があって、それで鄭氏の父母の面倒を見ていたのであるが、梁太は現在さらに自ら庫内か

ら月々三千文を手にしている。今毎月明確に鄭氏が管理する利息の中から月々五貫文を梁太に送り、鄭応瑞は居正が生きていた時と同じく銭三貫五百文足を給して生活の足しとすべきである。田地の契約書は先頃既に県庁の倉庫に預けており、庫本銭（＝資本金）三千六百零八貫足は、もし防備しなければ、梁太・従業員の侵奪によって密かに無くなってしまわずとも、必ず鄭応瑞の持ち出しによって密かに消滅してしまうであろうから、一緒に県庁の倉庫に預けることにする。ただ官の倉庫に民の銭を預けておけば、歳月が過ぎ官吏が交替して、おおむね倉庫の金品の一部を移し替えるという弊害が生じ、官の証明書があっても徒に虚文となってしまおう。本県から証明書を給して二人の幼子に与えて証拠とし、季（＝四ヶ月）ごとに書状を書いて県に提出し、収支担当の官と書状を出した者とが倉庫に入って点検し、（二人の幼児が）成人するのを待って数量通りに返還することにする。庫業がある以上必ず庫内の机や棚があるはずで、もと検校した官に帖文を出し、従業員に強いて帳簿を出させて書き付けさせ、点検対照し処理した上で上申させよ。この内には月々の利益収入が三十五貫、年間の穀物収入が三十七石、利息が一百六十三貫あり、それらは鄭氏と二人の幼子の衣服・飲食・教育・税金の元手、及び梁太・鄭応瑞の月々給する費用となすことができる。梁太は当然時々にその家に出入りし、その家の面倒を見るべきではあるが、財穀に関与する必要はなく、鄭応瑞は当然居正存命の日に借りていた家屋に住み、現在元の額だけ生活費の足しを受け取るべきではあるが、必要のない時に家にやって来て家事に関与してはならない。私は孤幼の訴訟に関してはとりわけいい加減には扱わず、努めて人情に添い、法律と道理に合致させ後患を絶つようにしている。その他のことは判決原案に従って処理し、県に帖文を送ってその通りに措置させ、目抜き通りにこの判決文を掲げよ。

【校勘】

①原文八行目、中華書局本の「且彼雖耻……」の「耻」字は、写真版では「恥」。「耻」は「恥」の俗字。写真版に従う。

②原文九行目、「果有悼往恤……」の「往」字、及び十行目、「梁太遷帰……」の「遷」字を、写真版では俗字の「徃」と「迁」に作る。中華書局本に従う。

③原文十七行目、中華書局本は「帖原検校官勒庫僧……」とするが、原文のように改めた。

【注釈】

①原文三行目等に出てくる「庫僧」は、「質庫の従業員」という意味に違いないが、私は他に用例を知らない。

本条の関係図は以下の通り。

鄭應瑞 ―― 鄭氏（妾）
- 梁居正
- 娘
- 梁太
- 娘

孤寡

㈢　正欺孤之罪　　許宰

陳子牧先娶戴氏、無子、立璋孫爲子、既而庶生一子瑛孫、年十三。再娶鄭八娘、亦無子。閲十八年、子牧・璋孫相繼而亡。瑛孫乃子牧親生之子、子牧之家本非絶嗣、若爲璋孫立嗣與否、陳氏之大計未害也。子牧前娶戴氏、妻黨無狀、後娶鄭氏、又婦德不良、何子牧之不善娶邪。後子牧再娶鄭氏之因、正欲其撫養瑛孫、使之成立、以保全其家業耳。親生之子、誰不加念、若子牧既亡之後、教導瑛孫、爲之婚娶、主持家業、無使破壞、此獨非鄭八娘之責乎。奈何子牧之肉未寒、而鄭八娘之心冷矣。陳士駉所以鼓誘瑛孫、而破蕩于其先、又得以立紹龍、而吞噬于其後。戴周卿・鄭亨父之徒、因而掩有其業、豈有母在堂、瑛孫未娶、遽以田業均分。當來洪知縣給據、止憑一時之詞、今觀所給、只是賣田之據、非立嗣之據也。鄭八娘果有意夫家、尚肯聽其兄亨父、而自賣其田邪。詳觀戴周卿・鄭亨父各人契家、節節姦詭、全不似平常立契、云云。作僞心勞日拙、前後不覺自相牴牾、亦是造物者惡鄭八娘之敗壞夫家、疾陳士駉之吞併叔父、爲今日敗露之地耳。天網恢恢、疏而不漏、鄭亨父・戴周卿謂人可欺也、天可欺乎。牝鷄之晨、惟家之索、戴周卿・鄭亨父皆乘八娘之無狀、盡襲而取之也。人家有不義之妻、一至于此。鄭八娘退而自適、膚革充盈、其視陳子牧家、猶越人視秦人肥瘠、漠然不關其心。

傳所謂食言多矣、能無肥乎。夏之日、冬之夜、一念興思陳子十八年之恩義、其忍之乎。使子牧已死而不瞑、瑛孫雖生而無聊、鄭八娘不得辭其責也。所有鄭・戴虛契、合從條還原業主陳子牧家。陳紹龍、陳士駒長子、照條、諸爲人後者、不以嫡子。鄭八娘不義、凶于而家、是陳子牧之罪人也、勘杖八十、封案、以聲子牧之冤、以正不義之罪、又以爲窴斃天倫者之戒。陳子牧田業原計三百餘石、自鄭八娘不能撫其子瑛孫、早爲婚娶、致陳士駒鼓誘、破蕩一半、又假紹龍立嗣、以吞噬之計、既而轉歸鄭・戴之手。瑛孫乃子牧親子、煢然獨處、日食不給、有司猶且動心、鄭八娘乃無人心乎。云云。庶使子牧不爲若敖之鬼。戴某平日每乘人之危、謀併其業、爲富不仁、死有遺臭、傳之子孫、若不知足、異日若無破壞之子、是天富不道之家。戴良佐、周卿之子〔一〕、雖爲陳之母黨、陳士駒、雖爲陳之房族、自後不得干預陳子牧家事。如再惹詞、却與照斷。如鄭亨父再誘鄭八娘、使不安跡于陳子牧之家、致有詞說、亦合照斷。所有戴・鄭虛契、併行毀抹、給據付鄭八娘・陳瑛孫爲照。陳紹龍立嗣、亦合併抹附案。仍揭示縣門、令鄭八娘立視一日、使之詳味所斷、痛自循省前非、歸與瑛孫主持夫家、以舒九泉之怨憤、以厚一邑之風俗。仍申臺省照會。

〔一〕周卿之子　「周」字缺筆畫、據上圖校勘本補。

孤寡

(云)「正欺孤之罪（孤児を騙した罪を正す）」　許宰①

陳子牧は先に戴氏を娶ったが息子がなく、璋孫を立てて嗣子としたが、やがて妾腹の子瑆孫が生まれ、年は十三歳である。再び鄭八娘を娶ったが、また息子はなかった。十八年を経て、子牧、璋孫は相継いで亡くなった。瑆孫は子牧の実の子であり、子牧の家は本来嗣子がいないわけではなく、璋孫のために立嗣してもしなくても、陳氏の大計は損なわれることはない。

子牧は先に戴氏を娶ったが、妻の一族は悪どく、後に鄭氏を娶ったが、また婦人としての徳行が良くなく、子牧は何とも妻に恵まれないことであるか。後に子牧が再度鄭氏を娶ったのは、まさしく彼女が瑆孫を養育し、彼を一人前にして家業を保全しようとしたからにほかならない。実の息子は誰が思いをかけないことがあろう。もし子牧が死んだ後に、瑆孫を教導し、彼に結婚させ、家業を維持管理して破産させることがないようにするのは、これは全く鄭氏自身の責任ではないか。いかんせん、子牧が死んで間もなく、鄭八娘の心は冷めてしまった。陳士駒はそこで先には瑆孫を唆し、家産を使い果たさせ、後にはまた紹龍を立嗣しえたことによって、家産をわが物としたのであった。戴周卿、鄭亨父の輩は、それによって家産を手に入れたが、母が家におり、瑆孫がまだ結婚していない時に、にわかに田業を均分するなどということがあろうか。当時洪知県が証明書を出したのは、ただ一時の訴状に依憑したにすぎず、今その証明書を見ると、単なる田を売る（ことを許す）という証明書であって、立嗣に関わる証明書ではない。鄭八娘が本当に夫の家のことを思うのであれば、なおも敢えてその兄亨父の言うに従って、自らその田を売ることがあろ

うか。戴周卿、鄭亨父各人の契約書は、あれこれと悪賢く虚偽を施していて、全く平常の契約書とは異なっている。云々。心を砕いて偽りをなしても益々立場が悪くなり、これまで自ら矛盾していることに気付かずにいるが、これは造物者が鄭八娘が夫の家を破産させたことを憎み、陳士駒が叔父の財産を手に入れたことを憎み、今日悪事が露見することの足がかりとしておいたのである。「天網恢恢、疏にして漏らさず」と言うように、鄭亨父、戴周駒は人は欺けても天は欺けないということを考えたか。婦人が家を司れば、家は困窮する。[2]戴周卿、鄭亨父は皆八娘の態度の悪さに乗じて、尽く襲いかかってこれを奪取した。人家に不義の妻がいると、必ずこうしたことになる。鄭八娘は（陳家の事から）手を引いて好き勝手なことをし、まるまると肥え太って、[3]陳子牧の家を見ること、越人が秦人の肥えているか痩せているかを見るようなもので、[4]全く関心がない。『春秋左氏伝』に言うところの「食言多し、能く肥える無からんや」[5]である。夏の日、冬の夜、一念が興って陳子牧十八年の恩義を思ったときに、忍びないことにはならないか。もし子牧は死んでも瞑目できず、瑩孫は生きてはいても所在がないとあれば、鄭八娘は責任を逃れることはできない。

あらゆる鄭、戴の架空の契約書（記載の業）は、法律に従ってもとの業主陳子牧の家に返還すべきである。陳紹龍は陳士駒の長男であるが、法律によれば、「諸そ人の嗣子となるものは、嫡子（ちょうなん）であってはならない」とある。鄭八娘は不義で、自分の家に災いをもたらしたが、これは陳子牧の罪人である。杖八十を科し、封案して、子牧の冤を訴え、不義の罪を正し、また天倫を破壊した者の戒めとする。陳子牧の田業はもと合計三百余石であったが、鄭八娘が陳子牧の息子瑩孫を養育して早くに結婚させることができず、陳士駒の扇動を受けて半分を使い果たし、また紹龍の立嗣を偽って行い、財産を入手する計略を立てたことによって、既に鄭、戴の手中に帰している。瑩孫は子牧の実子であるが、全く独りぼっちで、日々の食事にも事欠き、有司でさえ心を動かされるというのに、鄭八娘には人間の心がな

いのか。云々。子牧が絶嗣⑥にいたらないようになろう。戴某は平日常々人の危急に乗じて⑦その財産を手に入れようとはかり、金儲けのために悪どいことをし、死んでも遺臭があって、これを子孫に伝えている。もし足るを知らず、将来もし家を破産させる子供が現れなければ⑧、これは天が不道の家を富ますというものである。戴良佐は周卿の息子で、陳氏の母方の一族であり、陳士駒は陳氏の一族であるとはいえ、今後は陳士牧の家事に関与してはならない。もし再度訴訟を起こせば、すなわち判決に照らして処断する。もし鄭亨父が再度鄭八娘を誘い、陳子牧の家に安んじさせず、訴状を出すようなことがあれば、おなじく判決に照らして処断する。あらゆる戴、鄭の架空の契約書は、併せて無効の印を付け、（官から）証明書を出して鄭八娘、陳瑛孫に与えて証拠とさせる。陳紹龍の立嗣（に関する文書）は、併せて無効の印を付けて一件書類に入れておけ。なお県門にこの判決を掲示し、鄭八娘に一日間立って見させ、彼女に判決したところを十分に味わせ、前非をしっかりと反省し、家に帰って瑛孫とともに夫の家を維持管理し、死者の怨憤を晴らし、もって本県の風紀を高める。なお中央政府に上申して照会する。

【校勘】

①原文九行目、「契家」は、文脈からして「契字」の誤りであろう。

②原文十四行目、「陳子十八年之恩義」の「陳子」は「陳子牧」の誤りであろう。

③原文十七行目、中華書局本は「勘杖八十、封案以……」とするが、原文のように改めた。

④原文最終行、中華書局本は「仍申臺・省照會」とするが、「臺省」で中央政府を意味するから、原文のように改めた。

【注釈】

①許宰は未詳。この時期許州は金の領土となっていたから、「許姓の知県」という意味であろう。

②原文「牝鶏之晨、惟家之索」は、『尚書』周書「牧誓」に見える。女性が権力を握ると家が滅びるの意。

③原文「皮革之盈」は、『礼記』「礼運」に、「四体已正、皮革充盈、人之肥也、父子篤、兄弟睦、夫婦和」と見える。「皮革充盈」とは肥えているさまを言う。

④原文「越人視秦人肥瘠」は、韓愈『昌黎文集』巻一四、雑文「諫臣論」に、「視政之得失、若越人之視秦人之肥瘠、忽焉不加喜戚於其心」とあり、自分とは全く関係のない様を言う。

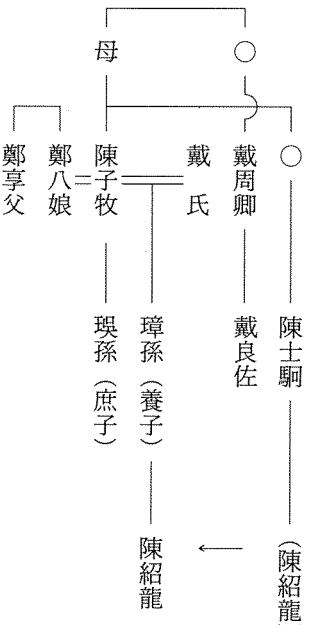
⑤原文「食言多矣、能無肥乎」は、『春秋左氏伝』哀公二十五年に、「孟武伯悪郭重曰、何肥也。公曰、是食言多矣、能無肥乎」と見える。「食言」とは「言を実行しないこと」、「偽ること」を言う。

⑥原文「若敖之鬼」とは、絶嗣を意味する。『春秋左氏伝』宣公四年に「及（子文）将死、聚其族曰、椒也知政、乃速行矣、無及於難。且泣曰鬼猶求食、若敖氏之鬼、不其餒而」とあり、後に楚王は若敖氏を滅ぼしたことに拠る

⑦原文「乗人之危」は、『後漢書』巻五八「蓋勲伝」に、「勲素与正和有仇。或勧勲、可因此報隙。勲曰不可、謀事殺良、非忠也、乗人之危、非仁也」と見える。

⑧こうした因果応報の観念は当時広く受け入れられていたようで、例えば、袁采『袁氏世範』巻二「小人作悪、必天誅」に「天誅之加、則其家子孫、自能為其父祖破壊、以与郷人復讎也」とあり、同巻「悪事可戒、而不可為」に「如見他人為不善事常称意者、不須多羨。此乃天之所棄。待其積悪深厚、従而殄滅之。不在其身、則在其子孫、姑少待之、当自見也」と見える。

本条の関係図は以下の通り。



㈡六　宗族欺孤占産

呉恕齋

宗族親戚間不幸夭喪、妻弱子幼、又或未有繼嗣者、此最可念也。悼死而爲之主喪、繼絶而爲之擇後、當以真實惻怛爲心、盡公竭力而行之、此宗族親戚之責之義也。近來詞訴乃大不然、

死者之肉未寒、爲兄弟・爲女壻・爲親戚者、其于喪葬之事、一不暇問、但知欺陵孤寡、或偷搬其財物、或收藏其契書、或盜賣其田地、或强割其禾稻、或以無分爲有分、或以有子爲無子、貪圖繼立、爲利忘義、全無人心、此風最爲薄惡。非特小人、如梁萬三・阿曹等之訟而已、甚至儒衣儒冠、亦有此訟、太守甚竊愧之。今姑割決阿曹一事、以爲薄俗之戒。劉傳卿有一男一女、女曰季五、男曰季六、季六娶阿曹爲婦、季五娘贅梁萬三爲壻。傳卿死、季六死、季五娘又死、其家産業合聽阿曹主管、今阿曹不得爲主、而梁萬三者乃欲奄而有之、天下豈有此理哉。使季五娘尚存、梁萬三贅居、猶不當典賣據有劉氏産業。季五娘已死、梁萬三久已出外居止、豈可賣占據其産業乎。既攫取其家財、後盜賣其産業、既占據其茶店、又强取其田租、至于劉季六之喪與其妻之喪、至今暴露而不葬、則悉置之不問、有人心者、何忍如此。劉仲高・劉季安雖爲劉氏房族、往往或利于併吞、或利于繼立、反左袒梁萬三、以攻阿曹。阿曹自欲守節、則誣以改嫁、阿曹自有子春哥、則告以無子。或爲子姪、不念同宗共祖、而反符合異姓、以凌滅孤寡、是誠何心哉。梁萬三便合科斷、畢竟尚是親戚、未欲遽傷恩義、牒押一行人下朱兼僉廳、請根索劉傳卿應干家業契書、點對其已典賣若干、其見存若干、如阿曹果能守節、而春哥又果是撫養之子、卽將見存産置籍印押、責付阿曹管業、不許典賣、以俟其子之長。但於其間會計所費、給之資、速將其夫季六安葬、仍略支撥錢物、責付梁萬三自葬其妻。所有梁萬三已據占典賣田業、仍合理還、庶幾天理人情、各得其當。如梁萬三尚敢恃强、欺凌占據、卽請申

解、切將送獄研究、照條施行。仍榜市曹、以示勸戒。

(六)「宗族欺孤占産（宗族が父のない子を騙して財産を奪う）」　　呉恕斎

宗族親戚の中に不孝にして若死にし、妻は弱年で息子は幼く、またあるいはまだ嗣子がいない者は、これは最も思いやるべき者である。死を悼んで葬式を執り行い、絶嗣を継いで死者のために嗣子を選ぶ際には、真実の憐れみをもって心と為し、公を尽くし力を竭くしてこれを行わねばならず、これが宗族親戚の責任という意味である。

最近の訴訟はしかるに全くこれとは異なっている。死者が死んで間もなく、兄弟や娘壻、親戚の者は、葬儀のことは全く関知せず、ただに父を亡くした子や寡婦を虐げ、ある者はその財物を盗み持ち去り、ある者はその契約書を自分のものとし、ある者はその田地を盗売し、ある者はその水稲を不法に刈り取り、ある者は財産相続の権利がないのにあるとし、ある者は息子がいるのにいないとして嗣子を立てようと計り、利益のために義を忘れ、全く人の心というものが無いが、こうした風潮は最も人情に欠けるものである。ただに小人、たとえば梁萬三・阿曹等の訴訟のみならず、さらには儒者の衣冠を着けている者までもこうした訴訟がある。知府たる私は甚だ心中これを恥ずかしいことだと思っている。今しばし阿曹の一件を裁いて人情に欠ける世情の戒めとする。

劉傳卿は一男一女があり、娘は季五と言い、息子は季六と言う。季六は阿曹を娶って妻とし、季五娘は梁萬三を贅壻とした。傳卿が死に、季六が死に、季五娘もまた死に、その家業は阿曹の管理に委ねられるべきこととなったが、

今阿曹は主管者となることができず、梁萬三が家産をすべて手に入れようとしている。天下にどうしてこんな道理があろうか。もし季五娘が生きていたとしても、梁萬三は贅壻の身であるから、劉氏の財産を典売したりわが物としたりはできないのである。季五娘は既に死に、梁萬三は既に長いこと家を出て別の所に住んでいるからには、その産業を典売したり占拠したりできようか。既に家財をかすめ取り、後には産業を盗売し、既に茶店を占拠しただけでなく、また小作料をも不法に手に入れ、劉季六の葬式とその妻の葬式に関しては今になっても死体をそのままにして葬っていないとあれば、これを全く不問に付すことは、人の心がある者として、こんなことが我慢できるはずもない。

劉仲高・劉季安は劉氏の一族であるとはいえ、往々にしてある時は財産取得を利とし、ある時は継嗣を立てることを利とし、かえって梁萬三に左袒して阿曹を攻めている。阿曹は自分では守節したいと思っているのに、「改嫁した」と嘘を言い、阿曹には自ら息子の春哥がいるのに、「息子はいない」と言っている。あるいは族子族姪でありながら同宗の祖先を同じくする者を思わず、逆に異姓と一緒になって孤児と寡婦を痛めつけているが、これは一体どんな心根であるか。

梁萬三は当然刑罰を科すべきであるが、つまるところなお親戚であるのでにわかに恩義を傷つけようとは思わない。牒文を出して関係者を朱兼僉の庁舎に護送し、彼に頼んで劉傳卿のすべての家業・契約書を徹底的に探し出し、その中で既に典売したものが幾ら、現存しているものが幾らかを点検対照し、もし阿曹が本当に守節でき、春哥もまた本当に養子としたのであれば、現存の家産を帳簿に書いて官印を押し、阿曹にきちんと与えて管業させ、典売を許さず、息子が成長するのを待たせることにする。ただし（春哥の）成人までの必要な経費はこれを支給し、速やかに夫季六の葬儀を行い、なお適当に銭物を抜き出して、梁萬三にきちんと与えて自らその妻の葬儀を行わせよ。問題の梁萬三

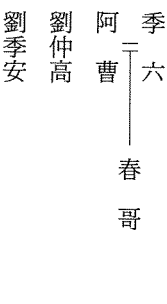
がこれまでに占拠したり典売した田業は、返還させねばならない。こうすれば天理・人情に適い、各自宜しきを得るであろう。もし梁萬三がなおも敢えて不法行為を行い、虐げて占拠すれば、直ちに身柄を護送してよこし、留置所に送って取り調べ、法に照らして措置するよう（朱兼僉に）お願いする。なお目抜き通りにこの判決を掲げ、民衆への教戒とせよ。

【校勘】

①原文十行目、「豈可賣占據其産業乎」は、「豈可典賣占拠其産業乎」で、「典」字の脱落であろう。

⑨原文十五行目、中華書局本は「……應干家業契書點對、其已典賣若干」とするが、原文のように改めた。

本条の関係図は以下の通り。



女受分

(七) 遺囑與親生女

呉恕齋

曾千鈞親生二女、兆一娘、兆二娘、過房曾文明之子秀郎爲子、垂没、親書遺囑、摽撥税錢八百文與二女、當時千鈞之妻呉氏・弟千乘・子秀郎並已僉知、經縣印押。今秀郎生父文明乃指遺囑爲僞、縣印爲私、必欲盡有千鈞遺産、何其不近人情如此。文明以其子爲千鈞後、自不當干預其家財産。況文明尚欲子其子、乃使千鈞終不得女其女、于理可乎。抑不思父母産業、父母支撥、爲人子者、孰得而違之。使秀郎不得爲千鈞子、尺地寸土、且不可得。今既爲千鈞子、念其女兄、如念其父可也、今亦以遺囑爲僞、是不特不弟其女兄、實不孝于其父矣。千鈞命以爲子、果何望哉。司理所擬甚明、且免施行、再不知悔、則不孝無父之罪、不可逃矣。但兆一娘近日既亡、則所得税産〔一〕、朱新恩合與立子承紹、未可典賣。庶千鈞愛女之意、不絶如線、而亦可以服文明父子之心。示取知委申。

〔一〕則所得税産　「税」、原作「脱」、據上圖校勘本改。

女受分

㈦「遺嘱与親生女（遺言して実の娘に家産を与える）」　呉恕斎

曾千鈞の実の娘二人は、兆一娘と兆二娘で、曾文明の息子秀郎を過房して嗣子としていたが、臨終の際に遺言を自ら書いて税銭八百文相当の家産を摽撥して二女に与えた。当時千鈞の妻呉氏、弟千乗、息子秀郎は皆署名して承認し、県に届けて官印を押した。今秀郎の実父文明は遺言は偽造で県印は不正に押されたものだと言い立て、千鈞の遺産をすべて手に入れようとしているが、なぜこうまでも人情に悖るのか。文明は息子を千鈞の嗣子としたが、自らその家の財産に関与すべきではない。ましてや文明はなおも養子に出した息子を自分の息子として待遇しようとしながら、千鈞には結局その娘を娘として待遇させないようにしているが、道理において許されることではない。そもそも考えて見よ、父母の財産は、父母が娘達に与えたのであって、人の嗣子となった者は、何でそれに違うことができよう。もし秀郎が千鈞の嗣子となることができなければ、一片の土地すら手に入れることはできないのである。今既に千鈞の嗣子となったからには、その姉たちを思うこと、その父親を思うがごとくにすればよいのだ。今また遺言を偽造となすことは、ただにその姉たちに悌①ではないのみならず、実際にはその父親に不孝であるということである。千鈞が命じて嗣子としたのは、一体何を望んでのことであるか考えて見よ。

司理参軍の判決原案ははなはだ明確であるが、しばし実施は免じ、これ以上後悔をしなければ、不孝の父を無（なみ）するの罪②は逃れることができないぞ。ただ兆一娘は最近既に死亡したので、彼女が得た財産は、（彼女の夫）朱新恩が立嗣して（財産を）承け継ぐのを許し、典売してはならない。こうすれば千鈞が娘を愛する心は線のごとく絶えず、文明

父子の心を屈服させることができよう。判決を示し知委③を取って上申せよ。

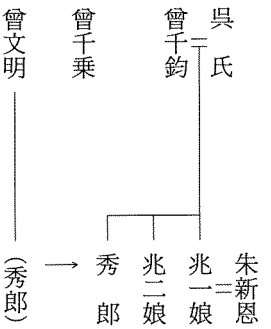
【注釈】

①原文「弟＝（悌）」とは、年少者が年長者に従い仕えることで、特に兄弟姉妹の関係において重視される徳目を言う。

②原文「不孝」とは、十悪に数えられる大罪で、子孫が祖父母・父母を訴えたり、奉養を欠いたりすること等を言う。詳しくは、滋賀秀三『訳注日本律令　五　唐律疏議訳注篇一』（東京堂出版、一九七九年）四七頁以下、参照。「無父」とは、父親を軽んじることで、不孝の一部を構成する要素ではあるが、特定の罪名ではない。

③原文「知委」については、前々号㈢の注釈⑥を参照。

本条の関係図は以下の通り。



(六)　阿沈高五二争租米

呉恕齋

高五一死、無子、僅有婢阿沈生女公孫、年一歳。阿沈于紹定五年陳乞檢校田産、高五二乃五一親弟、亦于當年陳乞立其次子六四爲五一後。已差司戸檢校、及送法官指定、立高六四爲後、仍令高五二同共撫養公孫。未幾、阿沈携其女改嫁王三。高六四于嘉熙二年稱已出幼、乞給承分田産。官司照條以四分之三與高六四、存一分于公孫、令阿沈逐年收租、爲撫養公孫之資。夫何九年内、阿沈僅得租米十三石、佃戸康一乃高五二親家、所逋餘米、非歸之高五二、則歸之康一。阿沈累索不還、正此抱憤、高五二復啗阿沈以三十券、一旦欲逼取其撫養十二歳之女歸其家、意安在哉。蓋公孫一分之産、高五二・高六四不奪不饜、此阿沈所以不平而有詞也。據阿沈爲説、税檢校後、初不知立高六四爲嗣、亦不曾着押、但見高五二父子占據田産。及索到案沓、始焉委官檢校、繼而法官指定、又繼而支撥四分之三與高六四、前後行移、歴歴可考、謂不曾立高六四、不可也。阿沈既已改嫁、婦人女子、必有教唆、但高五二・高六四實有太不近人情者。高五一物業已據其四分之三、所餘一分、又欲奄有之、何其不仁之甚若是。佃人欺阿沈母女孤寡、高五二・高六四猶當爲之主張收索、今乃與康一合謀逋欠、九年之内、僅還租米十三石、何忍如之。欲將高五二・高六四・康一送都轄、監理九年未足租米、還阿沈

養贍公孫、取了足狀申。其一分産業、仰阿沈自行管給收租、高五二不得干預。候公孫出幼、赴官請給契照、以爲招嫁之資。

(六)「阿沈高五二爭租米（阿沈と高五二が小作米を争う）」

呉恕斎

高五一が死んで、息子はなく、わずかに婢女阿沈が生んだ娘公孫、年一歳がいるだけである。阿沈は紹定五年（一二三二）田産を検校するよう申請し、高五二すなわち五一の実の弟もまたその年に次男六四を立てて五一の嗣子とするよう官に申請した。官では既に司戸参軍を派遣して検校し、さらに法官①を送って（公孫・六四が承けるべき財産を）指定し、高六四を立てて嗣子とし、なお高五二にともに公孫を養育させることとした。間もなく、阿沈は娘を連れて王三に改嫁した。高六四は嘉熙二年（一二三八）「成年に達しました」と称し、相続した田産を与えてくれるよう願い出た。官司は法律に照らして四分の三を高六四に与え、四分の一を公孫に残し、阿沈に毎年小作料を収めて公孫を養育する元手とさせた②。何と九年の間、阿沈はわずかに小作米十三石を得ただけで、小作人康一は高五二の親戚であるが、未納の米はこれを高五二に収めたのではなく、自分が手に入れていたのであった。阿沈は何度も督促したが納入しなかったので、これが為に憤り、高五二はまた阿沈を利益で誘って三十枚の会子③を渡し、一旦阿沈が養育している十二歳の娘を圧力をかけて自分の家に引き取ろうとした。その意図はどこにあったのであろうか。おそらく公孫の分の財産は、高五二・高六四が何としても奪おうとし、これで阿沈が不満から訴状を出したのであろう。

阿沈の申し立てに拠れば、「税産の検校をした後に、高六四を立てて嗣子とすることは全く知りませんでしたし、また署名をしたこともありません。ただ高五二父子に田産を占拠されただけです」と言う。一件書類を引き出して見ると、初めは官に委ねて検校し、継いで法官が指定し、またその後で四分の三を取り出して高六四に与えており、前後の文書のやり取りははっきりとしていて参考にでき、「かつて高六四を立てたことはありません」と言うのは許されない。阿沈は既に改嫁しており、婦人女子には必ず教唆する者がいるが、ただ高五二・高六四には実際甚だ人情に悖るところがある。高五一の財産は既にその四分の三を手に入れているのに、残りの四分の一もまたこれをすべて手に入れようとしているが、何とこうまで不仁であることか。小作人が阿沈母娘が孤児・寡婦であることにつけ入って欺いたならば、高五二・高六四は当然彼女らを助けて小作料を徴収すべきなのに、今逆に康一と共謀して不払いを行い、九年の間わずかに小作米十三石を収めただけとあっては、どうしてこんなことが我慢できよう。

高五二・高六四・康一は都轄④に送り、強制して九年間未払いの小作米を取り立て、阿沈に納めて公孫を養育させ、(阿沈の)受領書を取って上申せよ。その四分の一の財産は、阿沈に命じて自ら管理して小作料徴収を行い、高五二は関与してはならない。公孫が成人するのを待って、官に赴き証拠文書を給するよう請い、それで結婚の元手とせよ。

【校勘】

①原文二行目、中華書局本は「亦於當年陳乞、立其次子六四……」とするが、原文のように改めた。

②原文八行目、「税検校後」の「税」字は、本来「税産」で「産」字の脱落か、字形の相似から「称」字の誤りであろう。

【注釈】

①原文「法官」とは、ここでは司法参軍かその下僚を指すのであろう。

②命継子と在室女の財産分配に関して、『清明集』巻八、戸婚門、女承分「処分孤遺田産」では、南宋令を引いて、命継子に四分の一、在室女に四分の三としているが、ここでは全く逆の分配比となっている。法の引用を誤ったのか、法の改定があったのか、公孫が母の改嫁に伴って王三の家に帰したからなのか、その理由は不明である。ただ嘉熙二年に官司がこの分配比を適用し、呉如斎もそれを受けて判決しているところからすれば、当時こうした立法がなされていたと考えるべきかもしれない。

③原文「券」は、多くは手形の意味で、時には契約書の意味で用いられるが、ここでは会子を指すのであろう。「券」が会子を意味する用例は、例えば、『宋史』巻一八一、食貨下三「会子」の淳祐三年条に、

臣僚言、今官印之数雖損、而偽造之券愈増、且以十五・十六界会子言之、其所入之数、宜減於所出之数。

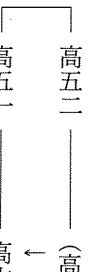
と見える。

④原文「都轄」とは、「都総轄房」か、そこに二名置かれた「都総轄」の略称。『宋史』巻一六六、職官志六、臨安府に、「置両総轄、承受御前朝旨文字。凡御寶御批実封有所取索、則供進。凡省臺寺監監司符牒及管下諸県及倉場等申到公事、則受而理之」とあり、また『武林旧事』巻六「游手」に、「都轄一房、有都轄使臣総轄供申院長、以至廂巡地分頭項火下凡数千人、専以緝捕為職」とあり、皇帝及び臨安府各級の官庁の要請に従って公事に関わる案件を処理し、また盗賊の捕治も行った。

【補説】

呉恕斎が公孫のことを文中に「十二歳之女」と言い、「候公孫出幼」と書いているのは彼の勘違いであろう。公孫は紹定五年（一二三二）に出生しており、この判決文は府判であるから呉恕斎が通判臨安府（淳祐九年・一二四九）の時に書かれたものと判断され、この時公孫は既に十八歳に達していたはずだからである。こうした誤解は、この判決文が書類審査だけによって書かれたもので呉恕斎が公孫を実見していないこと、さらには、呉恕斎が公孫の年齢を嘉熙二年（一二三八）から数えたことによって十二歳という年齢が導き出されたと考えられる。

本条の関係図は以下の通り。



(六) 辨明是非

葉岩峰

據韓時覲狀〔一〕、稱伯父韓知丞不禄于永豊、扶護棺柩、方歸到家、忽桑百二・董三八等持刀擁入、擣破門戸、打拆籬障。次據阿周名蘭姐狀、稱男董三八原係韓知丞男、今韓時宜不容入屋守孝。看詳所供、見得、周蘭姐乃韓知丞之舊婢、嘉定二年、出嫁董三二、而生董三八、今名阿蘭、已年及二十七歲矣。茲因韓知丞身故、遂認爲韓知丞親子、欲歸宗認産業、且引韓妳婆。蓋韓知丞在日、曾治韓妳婆之子盜掘祖墳、監勒移葬、因此挾讐編詞、固不可憑。但韓知丞已往矣、無從考問、安知是與不是懷妊之子。今以情節推之、顯然易見。韓知丞通經名士、晚登科第、可見洞明理義、飽閲世故、豈不知愛妾之子、猶龍生于蛇腹耳。何忍委棄于賣菜之家、經涉年歲、不復收養、乃自輕遺體如此、何邪。其不可信者一也。周蘭姐若果懷妊而出、踰月而産、便當時挈還韓知丞之家。設若主母不容、亦合經官陳詞、以爲後日證據之地。今其子董三八已娶妻生子矣、二十七年間、杳然無一狀及此、何邪。其不可信者二也。韓知丞已歷數任、脱寒素而享榮貴、棄蘆鹽而植薯畬、非曩日比矣。周蘭姐不思抱衾之舊恩、恥破敗之窮態、反甘心聽其子之貧賤、鬻蔬菜于通衢、忍凍餒以度日、畧不携造官所以求飽、何邪。此不可信者三也。韓知丞亦非多男、僅有前妻所生時宜一子而已。且體羸唇闕、未必愜幹蠱之望。

設使韓知丞果有所生之子在外、豈不及早收養、飽之以膏粱、教之以詩禮、庶使子舎衆多、書種不絶。今乃恝然不恤、何邪。此不可信者四也。且周蘭姐稱、韓知丞甚有意收拾、奈何前孺人林氏妬忌、不容取歸、所以狼狽街頭日久。此説亦是、但林氏于寶慶二年已身故、是時内無嫉妬之妻矣、董三八何不歸來舉服承重、韓知丞何不乘機收回撫養、此十餘年間、又略無一語及所生子、何邪。其不可信者五也。以此五項觀之、韓知丞不收養董三八于生前、非其子明矣。董三八欲歸宗于韓知丞之死後、其將誰欺乎。官司見得阿周無所憑據、若不從其初而折其萌、何以絶後紛紛之訟。今仰韓時宜自保守韓知丞之業、阿周・董三八妄詞、各勘杖八十、案候催押上桑百二、勘斷聚衆喧争情罪、餘人放。

〔一〕據韓時覿狀　據後文、「時」之下、疑脱「宜」字。

遺腹

(元)「辨明是非（是非を弁明する）」　葉岩峰

韓時覿の訴状に拠れば、「伯父韓知丞①が永豊県②で逝去し、棺を守り運んでようやく家に帰ったところ、突然桑百二・董三八等が刀を持って押し入り、門を打ち破り、垣根を打ち壊しました」と言う。次いで阿周、名が蘭姐なる者の訴状では、「息子董三八は本来韓知丞の息子で、今韓時宜は（息子が）部屋に入って親の喪に服すことを許しません」と

言う。供述を調査してみると、当面次のことが判った。周蘭姐はすなわち韓知丞の昔の婢女であり、嘉定二年（一二〇九）董三二に嫁いで董三八を生んだ。今阿蘭と名乗り、既に年月は（出嫁してから）二十七年経っている。ここに韓知丞が死んだことから、（董三八は）遂に韓知丞の実の子と言い、、帰宗して財産（相続）を主張しようとし、かつ韓妪婆(おおば)③を連れてきた。おそらく韓知丞が生きていた時、かつて韓妪婆の息子が祖先の墓を盗掘した事件を処罰し、強制的に移葬させたことがあり、これによって恨みを抱いて訴状をでっち上げたのであって、もとより信憑することはできない。ただ韓知丞は既に死んでおり、そのことを考察し質問する術がなく、どうして（董と結婚する前に）懐妊していた子であるかないか知ることができよう。今情況からこれを推測すれば、全く容易(たやす)く事実を見ることができる。韓知丞は経学に通じた名士であり、年老いてから科挙に及第した。理義に洞察が深く、世故を嫌と言うほど見てきており、愛妾の子はなお龍が蛇の腹に生じたようなものだということを知らないことがあろうか。どうして野菜を売る家に息子を捨て置き、長い年月を経ても収養せずにおくことができようか。しかるに自らこのように息子を軽んじているのは、一体何故か。信じることができない第一点である。

周蘭姐がもし本当に懐妊して出嫁し、一ヶ月後に生んだのなら、当時に息子を連れて韓知丞の家に帰ってもよかったはずである。もし正妻が許さないのであれば、また官へ陳訴し、それで将来の証拠の手がかりとすべきであった。今その息子董三八は既に妻を娶って息子がいる。二十七年間これに関する全く一枚の訴状もなかったのは、何故であるか。信じることができない第二点である。

韓知丞は既に数任④を経ており、貧しさを脱して栄貴を享受し、塩漬けの野菜を食べる（貧しい）生活を棄て、荒れ地を肥沃な土地にして（いるように豊かになって）おり、以前とは比較にならない良い生活であった。周蘭姐は愛妾

としての旧恩[5]を思うことなく、貧窮の体裁を恥じとすることなく、かえって息子の貧賤を甘んじて受け入れ、蔬菜を通りで売り、寒さと飢えを我慢して生活していながら、官に息子を携えて到り飽食できる生活を求めることをしなかったのは、何故であるか。これが信じることができない第三点である。

韓知丞もまた多くの息子がいたわけではなく、わずかに前妻が生んだ時宜一人がいるだけである。かつ時宜は体が弱く兎口で、必ずしも父の仕事を引き継ぐという希望があるわけではない。もし韓知丞が本当に自分の子が外にいるのであれば、どうして速やかに収養し、これによい食事を与え、これに『詩経』や『儀礼』を教え、子供が多くいて、学問を受け継ぐものが絶えないよう願わなかったのであろうか。いましかるに平然として憐れまないのは、何故であるか。これが信ずることができない第四点である。

周蘭姐は、「韓知丞はとても収養したいと思っていましたが、いかんせん、前の夫人林氏は嫉妬深く、引き取ることを許さず、それで長年街頭で狼狽することになったのです」と言っている。この言い様はまた正しいであろう。但し林氏は寶慶二年（一二二六）に死んでおり、この時には家には嫉妬深い妻がいなかった。董三八はどうして帰って来て主母の喪に服さなかったのか。韓知丞はどうしてこの機会に引き取って養育しなかったのか。この十余年間、またほぼ一言も自分の息子に言及しなかったのは、何故であるか。信じることができない第五点目である。

以上の五点をもってこの問題を見れば、韓知丞が生前に董三八を収養しなかったのは、実の子でなかったからであることは明らかである。董三八は韓知丞の死後に帰宗しようとしているが、誰をか欺けようか。官司は、阿周が証拠とするところがないことを看破しており、もし初発の段階で出鼻を挫かなければ、どうしてその後の紛々たる訴訟を絶つことができるであろうか。

今韓時宜に命じ、自ら韓知丞の財産を保守させ、阿周・董三八は出鱈目な訴えをしたので、各々杖八十を科す。担当部局は督促して桑百二を連行するのを待って、衆を集め喧しく争ったという罪を取り調べて処罰せよ。その他の者は釈放する。

【校勘】

①中華書局本の注記〔一〕は不要である。韓時宜は韓知丞の息子であり、韓時覲は時宜の堂兄弟である（時覲の父は韓知丞の弟）。それ故、原文一行目で韓知丞を「伯父」と呼んでいる。

②原文三行目、中華書局本は「見得周蘭姐……」とするが、原文のように改めた。

【注釈】

①原文「知丞」とは、「知大宗正司丞事」の略称で、大宗正司所属の官。大宗正司については、本号(三)の注釈③、参照。

②原文「永豊県」は、江南東路信州と江南西路吉州にあり、ここではいずれか不明。

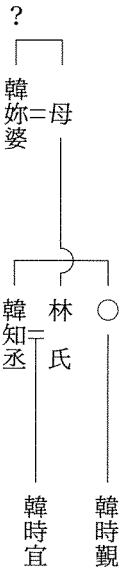
③原文「妳婆」とは、母親の姉妹ないしは祖母の姉妹を指す。ここは韓時宜の外祖母の姉妹であろう。

④原文「任」とは、梅原郁『宋代官僚制度研究』（同朋舎、一九八五年）二六頁によれば、次のように説明される。

宋の一任は……、ポストによって二年、三十ヶ月、三年などと相違があり、その一単位を勤めあげると「得資」「成資」と名づけて、差遣の一資格、昇任の基準となる。

⑤原文「抱衾之旧恩」は、『詩経』召南「小星」に、「粛粛宵征、抱衾与裯、寔命不猶」とあり、この詩は妾の境遇を歌ったものとされる。

本条の関係図は以下の通り。



㈢　妄稱遺腹以圖歸宗

葉岩峰

術人陳亞墨欲認孫華爲所生父、遂于去年冬作孫景仁名、經尉司論。孫華佃客、無故而改姓氏、蓋欲暗埋根脚、以爲後日歸宗之地。孫華知之、經縣入詞、追到陳亞墨當廳引問、果聲聲口口稱孫華爲父、且云面貌與孫華相類、田産爲孫華詭變。辨説嘵嘵、非孫華可敵。切詳情節、陳亞墨之父陳三四、娶孫華之婢阿林爲妻、生下陳亞墨、已年四十五矣。四十餘年、畧無一語及遺腹、今忽萌此想、特以孫華景迫桑榆、只俟瞑目之後、便可妄認歸宗、占據産業、與孫華

諸子爲無窮之争、其設謀甚深險。送獄證對、親筆供招、非孫華遺腹之子分明。所幸孫華老而多慮、預折其姦、不然則何以杜絶後日之患。陳亞墨勘杖八十、以爲改姓妄詞之戒。仍申使府照應。

(三)「妄称遺腹、以図帰宗（妄りに遺腹①と称して、帰宗を企図する）」　葉岩峰

占い師の陳亞墨は孫華を自分を生んだ父親と主張し、遂に去年冬に孫景仁の名を使って県尉の役所に訴え出た。孫華の小作人が正当な理由もなく姓氏を変えたが、それは出生の事実を隠し、それによって将来帰宗する足がかりにしようとしたからであろう。孫華はこれを察知し、県に訴状を出した。陳亞墨を召喚し官の面前で尋問したところ、果たして口を開くごとに「孫華は父です」と称し、かつ「顔が孫華と似てます、田産は孫華が巧妙に移しました」と言い、不平不満をまくし立て、孫華が敵うところではなかった。

よくよく事情を調べてみると、陳亞墨の父親陳三四は孫華の婢女阿林を貰い受けて妻とし、陳亞墨を生んだが、それから既に四十五年が経っている。（陳亞墨は）四十余年間、ほぼ一語も遺腹に言及することなく、今突如としてこの思いを抱くや、孫華が間もなく死にそうなので、ただにその死後ならば、偽って帰宗することを主張してその財産を占拠し、孫華の息子達と（亞墨が遺腹の子か否かにつき）決着を得ることができない訴訟を行うことができると考えたが、その策謀は甚だ深く険悪である。留置所に送っての証拠調べ、親筆の供述書では、孫華の遺腹の子でないこと

は明らかとなった。幸いにも、孫華は老いてはいるが用意周到で、予め陳亞墨の悪事を挫いており、②そうでなければどのようにして将来の患いを断ち切れようか。陳亞墨は杖八十を科し、もって改姓して出鱈目な訴訟を起こした戒めとする。なお知府閣下に上申して照会する。

【注釈】

①原文「遺腹」とは、夫死亡時に、あるいは結婚の時にすでに妻の腹に宿っていた子を言う。ここは後者。

②孫華が予めどのような対策をとっていたかは明瞭ではないが、陳亞墨が「田産為孫華詭變」と申し立てていることは、その一端を示唆する点である。

義子

(三)　義子包併親子財物

再嫁之妻將帶前夫之子、就育後夫家者多矣。繼父同居與不同居、于條雖等殺而爲之服、然特以報其拊育之恩耳、未聞其可以淆亂姓氏、詭冒嗣續、淩轢其所自有之子、而强爲之子者也。姚岳晩娶阿鄭、阿鄭携前夫蕭氏子曰蕭真孫者、就育于姚之家。真孫且五歲矣、姚岳拊育之、

以至于長成、而爲之婚娶、待之甚恩、以阿鄭故也。然姚岳雖恩之、未嘗不待之。自其既娶、使之別居。近因阿鄭之亡、雖假以隔壁之屋、使之暫居、而又關鎖其便門、檢柅其往來、可謂仁之至、義之盡也。蓋姚岳庶生親子曰虞佐、姚岳深爲真孫之防、正懼其他日自爲虞佐之擾耳。夫何阿鄭死、姚岳相繼而死、真孫之姦貪遂行、欺淩虞佐之幼弱、詭冒姚崇之姓名、占誘姚岳之婢僕、豪奪姚岳之財物、矚虞佐之出、掠取姚岳靈几銀器一百六十兩、搬扛箱篋六隻、並姚岳遺下疋段・書畫・官會・衣物、卷而去之、且挾其婢春喜、逃而入都、歸投姚岳之主家、既繼姚岳身役、以自改其姓名。不知姓名可改、而條法不可移。使蕭真孫而可以貪姚岳之財、冒姚岳之子、則凡天下隨母改適者、皆將舍其父、而爲他人子、盡忘其本、爲利之趨、族屬混淆、倫敘紛錯、將胥天下爲禽獸歸矣。財物、姚氏之財物也、婢僕、姚氏之婢僕也、蕭真孫豈得而據有之。今據真孫作姚崇名供招分明、以言其妄背親父、輒改其姓名、以絶滅其嗣續、辜負義父、而奪攘其財物、擾害其没存、皆當重置於罰。以其小人因貪犯法、不足深責、從輕勘杖一百、監還搬運姚岳家銀・會・箱籠・但干物件、取姚虞佐領足狀申。仍責狀、自後不得詭冒姓名、登門搔擾。所有阿鄭奩篋衣物、示虞佐以其半分給之。蔡福・陳順・春喜・來喜・小童、姚岳婢僕、輒敢黨附真孫、搬挽主家財物、內春喜直敢與之俱逃、背主不忠之罪、當浮于真孫。當職自到官以來、定罪于民、率從輕典、並各從恕、勘杖一百、內小童年十四、改決小杖二十。事關風俗、備榜市曹。

義子

(三)「義子包併親子財物（義子が実子の財物を全部取る）」

再婚した妻が前夫の息子を連れて行き、後添いの夫の家で養育するということは多い。継父が同居するかしないかは、法においてどれだけ等級を下げて喪に服すかに違いがあるが、①しかしただに養育してもらったという恩に報いるのみであって、姓氏を混乱させ、偽って嗣子の地位を冒し、（継父）自身の息子を虐げ、強いて継父の嗣子になろうとすることなど聞いたことがない。

姚岳は年老いてから阿鄭を娶り、阿鄭は前夫蕭氏の息子蕭真孫なる者を連れて姚氏の家で育てた。真孫はその時五歳で、姚岳はこれを養育し、成人にしてこれに結婚をさせ、これを待遇するのに甚だ恩があったが、それは阿鄭がいたからである。しかし姚岳はこれに恩を与えたとはいえ、未だかつて気をゆるしたことはなく、結婚させてからは別居せしめた。近頃阿鄭が死んだことによって、臨時に隣の部屋にしばし住まわせてはいたが、その通用門には鍵をかけ、その往来を監視していたが、仁は至り、義は尽くしていると言うべきである。と言うのは、姚岳の妾腹の息子は虞佐と言うが、姚岳が注意深く真孫に対する防備を行っていたのは、まさしく将来虞佐の煩いとなることを恐れていたからである。

何としたことか、阿鄭が死ぬや、姚岳も相継いで死に、真孫の利益目当ての悪事が遂に行われ、虞佐が幼弱であることにつけ入って虐げ、姚崇の姓名を騙って姚岳の婢僕を自分のもとに誘い込み、姚岳の財物を力ずくで奪い、虞佐が出かけたのを見るや、姚岳の棺の前の机上の銀器一百六十両を奪い去り、箱六個を運び出し、並びに姚岳が残した

反物、書画、会子、衣物をひっくるめて持ち去り、かつ姚岳の婢女春喜を連れて都（臨安）へ逃れ入り、姚岳の主人の屋敷に身を寄せ、やがて姚岳が行っていた仕事を引き継ぎ、自らその姓名を（姚崇と）変えたのであったが、よいか、姓名は変えることができても、法律は動かすことはできないのだ。もし蕭真孫の立場で姚岳の財産を手に入れ、姚岳の息子となることができるのならば、およそ天下の母の改嫁に従う者は、皆実の父親を捨てて他人の息子となることができ、本来の血脈を尽く忘れ、利益の赴くところに従い、族屬（ちすじ）は混交し、人倫の秩序は混乱し、すべて天下は禽獣の巣となり果ててしまおう。

財物は姚氏の財物であり、婢僕は姚氏の婢僕である。蕭真孫はどうしてこれを手にしえようか。今蕭真孫が姚崇の名で行った供述は明白であり、「妄りに実父に背き、容易（たやす）くその姓名を変えて、実父の血脈を絶ち、義父に背いてその財物を奪い、生きてある者死せる者を乱し害しました」と言っており、皆まさに重く罰を与えるべきである。ただ小人が欲深さから法律を犯したので、重く罰する必要はなく、刑を軽くして杖一百を科し、姚岳の家から運び出した銀、会子、箱籠、あらゆる物件を強制して返還させ、姚虞佐の受領書を取って上申せよ。なお誓約書を書かせ、今後姓名を偽ったり、姚家に到って騒動を起こしてはならないようにせよ。問題の阿鄭が結婚の際に持参した箱物と衣物は、虞佐に示して半分を支給する。蔡福、陳順、春喜、来喜、小童といった姚岳の婢僕は敢えて真孫に付き従い、主家の財物を運搬したが、その内でも春喜はずっと真孫とともに逃亡し、主人に背いた不忠の罪は真孫より大きいものがある。私はこの地に任官してより、罪を民にあてる際はおおむね軽い刑罰に止めてきたので、各々寛恕して、杖一百を科し、内小童は年が十四なので、刑を改めて小杖二十を執行する。事は風紀に関わるので、目抜き通りにこの判決を掲示する。

【校勘】

①原文原文十一行目、中華書局本は「則凡天下隨母改適者皆将舎其父而為他人子」とするが、原文のように改めた。

②原文十一行目、写真版の「倫數紛錯」の「數」字を、中華書局本は上図校勘本に従って「敍」字に改めるも、注記はない。

③原文十四行目、中華書局本は「以其小人、因貪犯法」とするが、原文のように改めた。

【注釈】

①『儀礼』喪服、斉衰不杖期「継父同居者」に、「同居則服斉衰期、異居則服斉衰三月、必嘗同居、然後為異居。未嘗同居、則不為異居」とあり、同居ならば斉衰不杖期の喪に服し、異居（かつて同居し後に異居）ならば斉衰三月とある。『慶元条法事類』巻七七、服制門、服制格にも同じ規定が見える。なお詳しくは、滋賀秀三『中国家族法の原理』（創文社、一九六七年）五九二頁以下、参照。

本条の関係図は以下の通り。

蕭氏＝阿鄭＝姚岳――蕭真孫――虞佐（庶子）

（本稿は平成十二年度科学研究費　基盤研究(C)(2)による研究成果の一部である）